

官報号外

平成二十三年十二月七日

○第一百七十九回 参議院会議録第十一号（その一）

平成二十三年十二月七日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第十号

午前十時開議

○本日の会議に付した案件
一、第三十二回オリンピック競技大会及び第十
六回パラリンピック競技大会東京招致に関する
決議案（鈴木寛君外八名発議）（委員会審査
省略要求）
一、復興庁設置法案（趣旨説明）
以下 議事日程のとおり

○議長（平田健二君） これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

鈴木寛君外八名発議に係る第三十二回オリン
ピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技
大会東京招致に関する決議案は、発議者要求のと
おり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを
議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。橋本聖子
君。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

○橋本聖子君 登壇、拍手
党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明
党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革、社
会民主党・護憲連合、国民新党的各派共同提案に
係る第三十二回オリンピック競技大会及び第十六
回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議
案につきまして、発議者を代表して、提案の趣旨
を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。
第三十二回オリンピック競技大会及び第
十六回パラリンピック競技大会東京招致
に関する決議案
我が国において、一九六四年の東京オリン
ピック以来となるオリンピック夏季競技大会及
びパラリンピック競技大会を開催することは、
今般成立したスポーツ基本法の趣旨に沿うもの
であつて、国際親善とスポーツ振興、共生社会
の実現にとって極めて意義深いものである。ま
た、東日本大震災からの復興の途上にある我が
国にとって、両大会の招致と開催の成功は、國
民に希望を与えるとともに、世界に対する復興
の証となる。

来る二〇一〇年の第三十二回オリンピック競
技大会及び第十六回パラリンピック競技大会を
東京都に招致するため、政府、国会が一体とな
り、内外における招致活動及びスポーツ外交を
強力に推進するとともに、国を挙げて、必要と
なる支援や競技環境等その準備態勢を整備すべ
きものである。
右決議する。
以上であります。

オリンピックが、世界各国のスポーツを発展さ
せ、スポーツを通じた友情、連帯、フェアプレー
の精神を培うことで、民族の相互理解や世界平和
への貢献をしてきたことは御承知のとおりであります。
我が国は、これまで、一九六四年の東京夏季大
会、一九七二年の札幌冬季大会、一九九八年の長
野冬季大会を開催した経験があります。いずれの
大会もオリンピックの精神に基づき、国民的な盛
り上がりの中で大成功を収め、国際親善とスポー
ツの振興に大きな役割を果たしました。
また、一九六四年の東京、一九九八年の長野で
開催されたパラリンピック競技大会は、障害者の
自立と社会参加の促進、障害者理解の上で意義あ
るものとなりました。
戦後復興の成った日本を世界に示した東京オリ
ンピックから五十六年が経過し、再び日本におい
て人類最大の平和の祭典であるオリンピックを東
京で開催することは、世界平和の希求と共生社会
の実現、そして、東日本大震災からの復興と世界
の方々からいただいた支援に対する感謝の意を示
すものであります。

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回
パラリンピック競技大会の開催都市は、再来年九
月七日に開催される国際オリンピック委員会総会
において決定をされます。スポーツ基本法が全会
一致で成立したこと踏まえ、東京都への招致を
実現するためには、国内外の人々と真に友好的な
関係をつくり上げ、国民が心を一つにして招致活
動に当たらなければその成功はあり得ないという
ことを私たちを含め関係者が強く認識して、東京
オリンピックのレガシーである国立競技場の整備

や、政府による財政の保証を始めとした招致並びに開催に必要な活動を推進していかなければなりません。

以上が本決議案を提出する趣旨であります。

何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようにお願いを申し上げます。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたしました。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(平田健二君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十八
六

賛成

反対

よつて、本決議案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) ただいまの決議に対し、文部科学大臣から発言を求められました。文部科学大臣中川正春君。

〔國務大臣中川正春君登壇、拍手〕

○國務大臣(中川正春君) ただいまの御決議に対

して所信を申し述べます。

第三十二回オリンピック競技大会、第十六回パラリンピック競技大会を東京都に招致し、我が国において再びオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会が開催されることは、国際親善とスポーツ振興にとって誠に有意義であり、また、東日本大震災からの復興と世界からの支援への感謝の気持ちを世界に示すものとなると存じます。

政府といたしましても、ただいまの御決議の趣旨を十分尊重いたしまして、スポーツ基本法を踏まえ、招致の実現並びに準備態勢の整備に最善の努力を払つてまいる所存でございます。

ありがとうございました。(拍手)

また、復興庁は、その任務を達成するため、復興に関する施策の企画立案及び総合調整、関係地方公共団体に対する情報の提供、助言その他必要な協力、復興推進計画の認定に関すること、復興交付金の配分計画に関すること等を行うこととしております。

第二に、復興庁の組織について定めております。復興庁は、内閣總理大臣を長とし、関係行政機関の長に対する勧告権等を有する復興大臣を置くとともに、所要の規定を整備することとしております。

第三に、復興庁に、全ての国務大臣等をもつて組織する復興推進会議及び関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者をもつて組織する復興推進委員会を置くこととしております。

第四に、復興庁に副大臣二人を置くこととする

第五に、復興庁について、国及び地方公共団体の職員、民間事業者等による協議、調整等を行うための組織体に関する事務に係る規定等を新設す

め、提出することとした次第であります。

次に、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、復興庁の設置、任務、所掌事務について定めています。

復興庁は、内閣に置き、復興に関する内閣の事務を助けること及び復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務としておりま

す。

また、復興庁は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのつとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること等を任務とすることとしております。

第二に、復興庁の所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること、必要な予算を一括して要求・確保すること、事業を自ら執行し、又は関係行政機関に予算を配分すること等を追加することとしております。

第三に、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこととしております。

第四に、復興庁に副大臣二人を置くこととする

第五に、復興庁について、国及び地方公共団体の職員、民間事業者等による協議、調整等を行うための組織体に関する事務に係る規定等を新設す

より、平成三十三年三月三十一日までに廃止するものとすること、その他所要の措置について定めております。

なお、この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

政府としましては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、復興庁は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのつとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること等を任務とすることとしております。

第二に、復興庁の所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること、必要な予算を一括して要求・確保すること、事業を自ら執行し、又は関係行政機関に予算を配分すること等を追加することとしております。

第三に、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこととしております。

第四に、復興庁に副大臣二人を置くこととする

第五に、復興庁について、国及び地方公共団体の職員、民間事業者等による協議、調整等を行うための組織体に関する事務に係る規定等を新設す

め、提出することとした次第であります。

次に、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、復興庁の設置、任務、所掌事務について定めています。

復興庁は、内閣に置き、復興に関する内閣の事務を助けること及び復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務としておりま

す。

また、復興庁は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのつとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること等を任務とすることとしております。

政府としましては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、復興庁は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのつとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること等を任務とすることとしております。

第二に、復興庁の所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること、必要な予算を一括して要求・確保すること、事業を自ら執行し、又は関係行政機関に予算を配分すること等を追加することとしております。

第三に、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこととしております。

第四に、復興庁に副大臣二人を置くこととする

第五に、復興庁について、国及び地方公共団体の職員、民間事業者等による協議、調整等を行うための組織体に関する事務に係る規定等を新設す

第六に、附則において、検討規定及び国会報告規定を新設することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(平田健二君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。斎藤嘉隆君。

(斎藤嘉隆君登壇、拍手)

○斎藤嘉隆君 民主党・新緑風会の斎藤嘉隆です。

議題となりました復興庁設置法案について、会派を代表して質問をさせていただきます。

間もなく年末を迎えます。今年は東日本大震災、それに伴う原子力発電所事故、その後も災害等が続発した一年であります。亡くなられた方々とその御遺族の方々に改めてお悔やみを申し上げ、また、今日もなお苦難の生活を余儀なくされている被災者の方々にお見舞いを申し上げます。

幾度となく被災地の学校を訪問しました。厳しい環境にありながら明るく過ごす子供たちに出会つてきました。冒頭、こうした子供たちへの支援の在り方についてお聞きをしたいと思います。

東北にも厳しい冬が到来しました。最低気温が氷点下の日々も続きます。被災地には、底冷えする体育館を仮の学びやとしている学校もありました。かじかむ手で鉛筆を握る子供たちの姿が脳裏

に浮かびます。日も短くなり、下校時が日没の時刻と重なります。全てを津波に押し流され、通学路には家の明かりも街灯もない箇所が幾つもあります。暗い夜道を懷中電灯片手に家路を急ぐ子供たちの姿がありました。

間もなく受験シーズンを迎えます。親を失った遺児や孤児ばかりでなく、仕事を失い、家を失つた家庭の子供たちは、経済的理由等も含め、自分は本当に進学できるのだろうかという不安を心に抱きながら学習を続けています。

復興構想会議が示した復興への提言では、人と人とのつながりを育てるために教育の持つ潜在的可能性能を生かすことや、学校を新たな地域コミュニティーの核となる施設として拡充していくことの重要性が示されました。被災地の子供たちを差し伸べ、一日も早く当たり前の教育環境を用意することは政治の責務です。被災地の子供たちへの思いや教育復興に向けた決意を、総理御自身の言葉では非お聞かせをいただきたいと思いま

す。

二ティーの核となる施設として拡充していくことの重要性が示されました。被災地の子供たちを差し伸べ、一日も早く当たり前の教育環境を用いて、復興庁はどのような役割を果たすので

しょうか。この点を復興担当大臣に伺います。また、直接現場を預かる地元教育委員会との調整をどう行い、それが教育復興のスピードアップにどうつながるのか、この点は文部科学大臣に伺いたいと思います。

また、被災自治体が復興の前提として解決を迫られている瓦れきの撤去と処理について伺います。

仮置場に搬入された瓦れきはまだ六割にすぎず、分別・焼却処理や最終処分地の確保などのめどはいまだ立っておりません。放射性物質による汚染やアスベストの飛散防止などに十分な注意を払いながら安全にこれらを処分していくために、環境省を軸に全国の自治体などで努力と検討が続けられていますが、これに復興庁はどのような役割を果たすのか、復興担当大臣の見解を伺います。

第三次補正予算とその財源を確保するための法案が今国会で成立し、復興に向けての施策の全体像が定まりました。本法案は、先に成立した復興特区法と並んで、言わばこうした施策を強力かつスマートに推進していくための仕組みを復興庁として整えようとするものであり、一連の復興施策

の中で重要な意味を持つものと考えます。復興の中でも重要な意味を持つものと考えます。復興の最前線に立つ自治体や被災住民の皆さんも大きな期待と関心を寄せています。衆議院での議論と修正も踏まえて、復興庁設置の意義と役割を改めて総理にお伺いをいたします。

次に、その復興庁の機能と効果について、三つの具体的な内容を例にお尋ねします。

例えば、学校の再建や修復です。被災三県で移転が検討されている学校は計八十校に上るとされています。学校施設の移転先確保や復興計画策定について、復興庁はどのような役割を果たすので

しょうか。この点を復興担当大臣に伺います。

また、直接現場を預かる地元教育委員会との調整をどう行い、それが教育復興のスピードアップにどうつながるのか、この点は文部科学大臣に伺いたいと思います。

また、被災自治体が復興の前提として解決を迫られている瓦れきの撤去と処理について伺います。

仮置場に搬入された瓦れきはまだ六割にすぎず、分別・焼却処理や最終処分地の確保などのめどはいまだ立っておりません。放射性物質による汚染やアスベストの飛散防止などに十分な注意を払いながら安全にこれらを処分していくために、環境省を軸に全国の自治体などで努力と検討が続いている瓦れきの撤去と処理について伺います。

衆議院での本法案修正は、復興庁の各省庁に対する予算管轄権を原案より強化拡大し、個別公共事業の箇所付けまで含めて復興庁が担うとして、各省庁の執行機能を限定するものとなりました。この修正によって、実際に事業を企画、決定、実施していく上でどのような改善効果が期待できるのか、復興担当大臣の見解をお尋ねいたします。

さらに、こうした高度な調整機能と事業監理能力を有する復興庁となるかどうかは、その人的体制に懸かっていると言つても過言ではありません。関係は複雑で、現地ではしばしば混乱も生じていると聞いています。今後、原子力安全庁の設置も検討されますが、復興庁の業務とどのように関係するのか。また、事故を起こした福島第一原発は廃炉まで三十年、四十年という長い期間を要するものと考えますが、復興庁は十年しか存続しないとすれば、その後の原発災害からの救済、復興について国としてどのように対応していくつもりなのか、復興担当大臣にお聞きをいたします。

次に、衆議院における本法案の修正点について伺います。

被災地の自治体が抱える多種多様な問題を各省政府の垣根を越えて解決へと導き、復興に対する国の責任を一元的に果たしていく官庁でなければ、既に新たに設置する意義はありません。一方で、既に三陸沿岸道路などを始め国の直轄事業として相当進んでいる事業もあり、所管換えや重複によつて時間的、予算的ロスや混乱が生じることも避ける必要があります。

衆議院での本法案修正は、復興庁の各省庁に対する予算管轄権を原案より強化拡大し、個別公共事業の箇所付けまで含めて復興庁が担うとして、各省庁の執行機能を限定するものとなりました。この修正によって、実際に事業を企画、決定、実施していく上でどのような改善効果が期待できるのか、復興担当大臣の見解をお尋ねいたします。

ん。どのように優秀な人材を集め、どれほどの規模で体制をしくおつもりなのでしょうか。復興庁独自の定員として確保するのかどうかも含め、お聞かせいただきたいと思います。

また、衆議院の修正によって副大臣二人を置き、政務官は置かないということになりましたが、この限られた政務二役の配置によって広域にわたる被災地の現場ニーズを的確に反映した業務ができるのか、この点も復興担当大臣にお答えいただきたいと思います。

(号)外

震災後九か月を経過し、年も暮れようとしています。仮設住宅で初めての年越しを迎える方も多くいらっしゃいます。復興への道のりは長く厳しいものとなります。厳しい冬の後には必ず暖かな春が訪れます。

復興庁が一日も早く設置され、野田総理の下、全体の復興策を力強くリードすることによつて、暖かな春が一日も早く被災地に訪れますことを心から期待し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 斎藤嘉隆議員から、二問、私にはお尋ねがございました。

まず最初が、被災地の教育の振興に関するお尋ねでございます。

地域コミュニティーの拠点でもある学校を中心とし、被災をした子供たちがこれまでどおりの落ち着いた環境の中で安心して学ぶことができるよう、被災地の教育の振興進めることは極めて重要な課題であると考えております。

このため、政府としては、復興の基本方針に基づいて、学校施設の復旧支援、そして就学機会の確保のための経済支援、被災した子供たちの学習支援や心のケアの充実を図るために教職員定数の加配措置、スクールカウンセラーの派遣などの取組を進めております。

地域コミュニティーの中では、我が国の未来を担う子供たちが健やかに学び育つことができるよう、斎藤議員御指摘のとおり、一日も早い被災地の教育の復興に向け、引き続き最大限努力をしてまいります。

続いて、復興庁設置の意義と役割についての御質問をいただきました。

復興庁は、市町村が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう、各府省の縦割りを超えて、かつ、被災地の要望等にワンストップで対応することが重要であります。このため、政府案において、復興庁は、復興交付金や復興特区制度に加え、勧告権や各府省の復興関係予算要求の調整権を含む強い総合調整権などの権限を担うこととしておりました。

この度の衆議院における修正により、これに加えて、被災自治体から一元的に受理した要望に基づき対応方針を策定し、各府省の復興事業に係る予算を一括して要求するとともに、各府省の復興事業について、実施に関する計画を策定し、各府省に予算を配分し、執行させるなど、政府全体の司令塔として更に強力な実施権限を担うこととした。これによりましては、これまで文部科学省において再建や改修等の支援を進めてまいりました。また、復興本部においては、これまで、学校施設の復旧に係る事業計画と工程表を市町村別に取りまとめ、公表すること等によりましてこれを推進してまいりました。

東日本大震災で被災三県において被害を受けた公立学校は約二千校ございます。その多くは、復旧計画に基づきまして鋭意今復旧が進められております。また、津波等の被害を受け、移転等を検討している公立学校は、現時点では私どもの把握では五十九校ございます。そのうち二十五校では復旧完了のめどが立つております。残りの三十四校については土地利用計画や市町村の復興計画との関係により復旧完了時期がまだ未定となつております。

復興庁設置後は、復興庁はいわゆる瓦れき処理特措法に基づく瓦れき処理の総合調整を担うこととしておりまして、市町村や県の要望を受け止めて、瓦れき処理の迅速化が図られるよう調整機能を發揮してまいります。

原子力災害からの復興の関係についての御質問をいただきました。

原子力災害からの復旧・復興のうち、除染、避難区域の見直し、放射性廃棄物の処理など、直接

被害に関する事項は原子力災害対策本部が担当し、復興のための被災者、自治体の支援、インフラの充実、産業振興などは復興対策本部が担当してまいります。復興庁は、この復興対策本部の機能を引き継ぎます。

なお、原子力安全庁は、環境省の外局として新設され、原子力安全・保安院による原子力安全規制を引き継ぐ専門組織であり、事故発生時の初動体制などを行う組織という位置付けとなる予定でございます。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向け、中長期的措置の取組については、枝野経済産業大臣及び細野原発事故収束・再発防止担当大臣から指示を受けた東京電力、資源エネルギー庁及び原人子力安全・保安院が中長期ロードマップを策定しているところでございます。このロードマップに従いまして、廃炉に至るまでの対応について、安全の確保については原子力安全庁が、廃炉事業の着実な推進については資源エネルギー庁が役割を果たしてまいります。

原子力災害からの復興については、復興庁の存続十年間のできるだけ早い時期に、避難している住民の方々がふだんの生活に戻れるように取り組むとともに、長期避難を余儀なくされる方々の支援にも取り組みます。

また、今回の原発事故により被害を受けた全ての方々が、その損害額全てについて迅速かつ適切に賠償を受けられるよう、復興庁としても取り組んでまいります。

復興庁の人員体制についての御質問をいただき

ました。

復興庁は、被災自治体への支援や、その二一ツ

に対するワンストップでの対応を実現するため、各府省の制度や復興施策に詳しく述べてあります。このたびは、自治体や民間からの出向等も活用し、幅広く人材を確保したいと考えております。

また、衆議院における修正では、行政改革などをめ、各府省からの出向者が多くなると考えておりますが、自治体や民間からの出向等も活用し、幅広く人材を確保したいと考えております。

復興自治体の要望をしっかりと受け止めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。(拍手)

〔国務大臣中川正春君登壇、拍手〕

○國務大臣 中川正春君) 学校の再建や修復に関する文部科学省の役割についてお尋ねがありました。

文部科学省としては、被災地の教育復興に向けて先駆的な教育モデルを取り入れたり、地域との連携を一層深めたりする取組と結び付いた学校施設の整備を支援するなど、文教施策の観点から復興庁や地元教育委員会との連携を図っていきたいと思います。

現地の要望にきめ細かく対応することによって、被災地の復興の加速化に協力をしてまいります。(拍手)

○議長(平田健二君) 岡田広君。

(岡田広君登壇、拍手)

○岡田広君 自由民主党の岡田広です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました復興庁設置法案について質問をいたします。

質問に先立ち、野田総理と一川防衛大臣に適材適所の考え方等についてお伺いをいたします。

被災地では本格的な冬を迎えています。仮設住宅で僅かな暖を取り、寒さをしのいでおられる被

災者の皆様の様子を報道で拝見するたびに心が痛み、なぜこんなにも震災復興が進まないのか、歯

がゆい思いでいっぱいです。

大震災発災後、政府は、菅総理のパフォーマンスによる原発視察とベントの遅れから始まり、間

違った政治主導による震災対応、そして、国民への説明も国会での議論すらないまでの野田総理のTPPへの協議参加宣言、閣僚の不適切発言等による混乱が今日まで復旧・復興を遅らせてきたのではないか。一川防衛大臣に至つては、安全保障の素人発言から、ブータン国王の晩さん会の件、防衛局長の不適切発言、沖縄少女の暴行事件での認識のなさ、さらには少女乱交事件

という発言まで飛び出し、沖縄県民の心を傷つけ、人として許し難い暴言であります。

野田内閣はこれでも適材適所と言えるのでしょ

うか。党内融和を優先した人事だったのではない

でしょうか。総理の任命責任はないのでしょうか。

総理にお尋ねをいたします。

なぜあののような政府案を出したのでしょうか。復興基本法を踏みにじつてまで復興庁の権限を縮小しようとしたその理由をお答えください。

幸いにも、与野党協議による修正によつて、復興庁は、予算要求、事業の実施計画策定、予算配分に至る権限を持つことになり、司令塔としての

一川大臣にもお尋ねをいたします。

一川大臣は、農林水産行政には特に見識がある方と伺っております。しかし、今の立場ではその

能力を十二分に發揮することはできないのではないかで

いでしまうか。一川大臣にとって防衛大臣とい

うに、国会を混乱させないためにも、高い見地か

らの総合的な判断はないのでしょうか。一川大臣

の率直なお考えをお聞かせください。

私は、四月の決算委員会で復興庁を設置すべし

という質問をいたしました。当時の菅総理からは余り積極的な答えはありませんでした。政府は

元々復興庁をつくる気がなかつたのではないか

でしょうか。

しかし、その後、自民党を始め野党の努力に

よつて復興基本法に復興庁の設置が明記されまし

た。基本法によれば、復興庁は復興施策についての総合調整と実施を担う強い権限を持つ省庁とな

るはずであります。ところが、復興庁設置法の

政府案は実施権限が骨抜きになつており、各省の

縦割りが残つたままのものになりました。

総理に伺います。

なぜあのような政府案を出したのでしょうか。

復興基本法を踏みにじつてまで復興庁の権限を縮

小しようとしたその理由をお答えください。

幸いにも、与野党協議による修正によつて、復

興庁は、予算要求、事業の実施計画策定、予算配

分に至る権限を持つことになり、司令塔としての

機能が強化されました。しかし、よく見ると、新たに追加された権限は全て政令で定める事業となつております。これでは、政令の定め方によつてはまた骨抜きになる余地が残されている気がいたします。

今回の修正で追加された復興庁の権限規定で、政令で定める事業とあるのは、どのような事業を定めるつもりでしようか。復興に関する事業は基本的に全て入るという理解でよいのか、総理に伺います。

次に、復興庁の場所について伺います。

法案には明記されてありませんが、復興庁の本部は東京に置く考え方だと総理は答弁をされております。しかし、重要なことは、被災地の自治体が求めていることは何かということです。復興庁は被災地にあってこそ、被災地の声をダイレクトに聞き、直ちに反映できるのではないでしようか。政府のやる気、姿勢が問われている問題です。

本部の場所はどのような基準で、どんな手順で決めるのでしょうか。本部の場所を決める際には、被災地の意見や野党の意見をどのように反映するのか、総理にお尋ねをいたします。

復興局について伺います。

法案では、岩手、宮城、福島の県庁所在地に復興局を置くことになつております。この復興局はどこまでの権限を持つものになるのでしょうか。被災地のニーズに素早く対応するためには、單なる窓口ではなく、自ら対応を決めることができる権限が必要です。

復興局の権限と各省の出先機関との関係について、平野大臣から御説明願います。

また、復興局が置かれない県での体制についても伺います。

私の地元である茨城県も震災で大きな被害を受け、七七・三%の市町村が特定被災地方公共団体に指定されています。また、原発事故の影響は、福島県に次いで大きいものがあります。しかし、茨城県には復興局が置かれません。復興局が置かれる県と比べ、対応が不十分になるのではないかと懸念をしております。

復興局には復興庁のどの立場の方が責任者として配置されるのでしょうか。復興局の置かれない県の責任者は誰になるのでしょうか。また、他県では復興局が担当する仕事はどのような体制で行われることになるのでしょうか。衆議院では、必要な体制を検討するといったような答弁であります。したが、平野大臣、もっと明確にお答えください。

次に、復興特区について伺います。

復興特区は、復興特区に関する権限も持つております。被災地の復興のため、様々な規制をなくしたり税制上の特例を設けたりする復興特区は速やかに立ち上げる必要があります。

復興特区の申請に伴う被災地の負担を軽減するため、復興庁が具体的にどのような支援を行うのか、平野大臣に伺います。

（内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手）

○内閣総理大臣（野田佳彦君）　自由民主党の岡田議員の御質問に順次お答えをしてまいりたいと思います。

法案の修正で、復興庁の権限が強化されたことに伴って、その権限に見合うだけの人員も増えるのだと思います。復興庁の人員はどの程度になるのか、お聞かせください。

復興特区の申請に伴う被災地の負担を軽減するため、復興庁が具体的にどのような支援を行うのか、お聞かせください。また、时限的に設置される復興庁は、公務員の定数管理とは関係なく、任命責任についてのお尋ねがございました。

期付きで柔軟に人員を増やせる体制にすべきと考えますが、平野大臣、お答えください。

復興庁の予算について伺います。

野党の修正で、復興庁は復興予算の一括要求と各省への配分を行うことになりました。しかし、来年度の予算要求は既に各省で作業が行われております。

復興庁からの予算要求は、早くして来年度の補正予算から、遅ければ再来年度の予算要求になると

いうことでしょうか。また、来年度予算の復興関係部分は各省が要求しますが、今後、全て復興庁に計上し直して復興庁が配分するという理解でよいのか、安住大臣に伺います。

次に、復興庁の勧告権について伺います。

復興庁の勧告権は、どのような勧告を行うこと

を想定しているのか、また、内閣の勧告権と違ひ、積極的に活用する考えがあるのか、総理、お答えください。

次に、復興特区について伺います。

復興特区は、復興特区に関する権限も持つております。被災地の復興のため、様々な規制をなくしたり税制上の特例を設けたりする復興特区は速やかに立ち上げる必要があります。

都合が悪くなると泥の中に潜つて隠れてしまうのではなく、復興庁が設立される来年は、空高く天を目指していく昇り竜の年になりますことを強く祈念いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

（内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手）

○内閣総理大臣（野田佳彦君）　自由民主党の岡田議員の御質問に順次お答えをしてまいりたいと思

います。

まず最初に、防衛局長の不適切発言と閣僚の任

(号) 外 報 (号)

報道された前沖縄防衛局長の発言は極めて不適切な発言であり、更迭は当然の措置と考えております。沖縄県民の皆様に改めて深く私からもお詫びを申し上げたいと思います。現在、国家公務員法に照らし厳正に処分すべく検討中の報告を受けております。

また、防衛大臣については、沖縄に赴き、沖縄県民、県民を代表する知事、議会の議長等に直接謝罪をされており、防衛省挙げて、襟を正して職務遂行に当たる先頭に立つことを求めたいと考えております。

閣僚の任命に当たっては、政治家としての経験と蓄積、政策能力などを勘案し、それぞれ適格であるとの判断に基づき任命をいたしました。閣僚として職務を着実に遂行しており、任命責任を問われるものではないと考えております。

復興庁の権限についての御質問をいただきました。政府の復興庁設置法案においても、基本法の趣旨を踏まえ、各府省の縦割りを排し、被災自治体が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう支援する観点から、復興庁は、復興交付金や復興特区などの実施権限に加えて、勧告権や各府省の復興関係予算要求の調整権を含む強い総合調整権限を担うこととしたところでございます。

その上で、この度、与野党より御提案をいただいた修正案によって、復興庁は、各府省の復興事業に係る予算を一括して要求するとともに、各府省に予算を配分し執行させるなど、更に強力な権

限を担うことになるものと認識をしております。続いて、政令で定める事業についての御質問がございました。

修正案において、復興庁は、先ほど申し上げたとおり、復興に関する事業に必要な予算を一括して要求し確保するとともに、復興に関する公共事業等の実施に関する計画を定めることとされました。それぞれの対象となる事業の具体的な範囲は、修正協議における議論を踏まえつつ、今後政令で定めることとなります。復興庁が予算を一括して要求し確保する事業については、武器車両等の整備に係る防衛関係の経費など、被災地や被災者に直接裨益しないような事業を除き、基本的には、復興庁が実施に関する計画を定める事業に全ての復旧・復興事業を対象とすることを想定をしております。

また、復興庁が実施に係る計画を定める事業については、この予算一括要求等の対象事業のうち、公共事業など、財政法に基づく支出負担行為を基本的に対象とすることを想定をしております。統一して、復興庁の本庁の設置場所についての御質問をいたしました。

政府の復興庁設置法案においても、基本法の趣旨を踏まえ、各府省の縦割りを排し、被災自治体が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう支援する観点から、復興庁は、復興交付金や復興特区などの実施権限に加えて、勧告権や各府省の復興関係予算要求の調整権を含む強い総合調整権限を担うこととしたところでございます。

その結果たすべき任務にふさわしい立地であることが必要であり、東京に置く必要があると考えています。これまで、被災地の意見については復興庁の本庁についての御質問をいたしました。

まず、今国会において、大震災復興に係る第三次補正予算、財源関連法案などを始め、野党の皆様の御協力をいただいて成立を得られましたことをまず冒頭感謝申し上げます。

同時に、御審議いただいております復興庁法案、あるいは労働者派遣法改正案、その他の法案、協定につきましても、何とぞ速やかなる御審議と可決を切にお願いをする次第であります。

本庁を被災地に設置すべきという御意見もいたしております。今後、政府部内において検討を進め、復興庁の設置までに最終的な判断をしたいと考えております。

統一して、復興庁の勧告権についての御質問をいたしました。

復興大臣については、各府省の総合調整を担当、必要があれば勧告を行うことができるとしています。さらに、この度の修正案において、この勧告について各府省の尊重義務が明記されました。これまで内閣府の勧告権が活用されたことはありませんが、復興庁においては、例えば復興特区制度の拡充などにおいて各省との意見が異なることもあります。これまた内閣府の勧告権が活用されたことはありませんが、そのような場合も、一般的には、勧告権を背景とした強力な総合調整を行うことで縦割りの弊害が打破され、円滑な調整が進むものと考えております。

最後に、国会会期と政府提出法案等に関する御質問をいたしました。

まず、国会会期と政府提出法案等に関する御質問をいたしました。

○國務大臣(平野達男君登壇、拍手)

〔國務大臣平野達男君登壇、拍手〕

〔國務大臣平野達男君登壇、拍手〕
内での政府提出案件の成立をお願いする立場でありますことを何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

○國務大臣(平野達男君登壇、拍手)

〔國務大臣平野達男君登壇、拍手〕

まず、復興局の権限と各省の出先機関の関係について御質問をいたしました。

復興庁の出先機関である復興局につきましては、被災地方公共団体の要望等をしっかりと受け止めまして支援を行っていくことが求められており

ます。

まず、今国会において、大震災復興に係る第三

次補正予算、財源関連法案などを始め、野党の皆様の御協力をいただいて成立を得られましたことをまず冒頭感謝申し上げます。

このため、復興局には本庁と同様な強力な総合調整を付与することによりまして、国の出先機関の復興事業の進行調整や各出先機関による合同支援チームの編成、派遣等を行うとともに、被災自治体からの要望についても、決して怠り回しにせず、現地でワンストップでしっかりと対応してまいります。

また、被災地におきましてハイレベルの政治判断をも可能とするため、衆議院における修正に基づき、副大臣又は大臣政務官がそれぞれ各復興局を担当することを予定しておりまして、可能な限り現場で判断ができるような体制を取ることとしております。

被災地域における復興庁の支援体制についての御質問をいただきました。

復興局は、復興庁の副大臣又は大臣政務官が担当するとともに、各府省の制度や復興施策に詳しく、何より熱意のある人材を現在の復興対策本部事務局を大幅に超える規模で確保することとしております。

一方、復興局が置かれる三県以外の被災地域につきましては復興庁の本庁が直接担当をすることとしておりますが、まずその窓口をしっかりと明らかにすると同時に、例えば、支所を置くことや、復興庁が中心となつて関係機関による合同支援チームを派遣することなど、必要な支援を行つてまいりたいと考えております。

復興庁の人員についての御質問をいただきました。

復興庁は、被災自治体への支援や、その二・二・二に対するワンストップでの対応を実現するため、各府省の制度や復興施策に詳しく、何よりも熱意ある人材を確保することが必要でございます。

このため、各府省からの出向者が多くなると考えておりますけれども、自治体からの出向や現地雇用等も活用し、幅広く人材を確保することとし

ております。その規模につきましては、現在の復興対策本部事務局の規模を超えた十分な体制を確保しなければならないと考えております。

また、衆議院における修正では、行政改革などの観点から政務三役の数の縮減が行われたところであります。が、復興庁の他の職員の数についても、このような考え方を踏まえ、行政組織の肥大化を招かないように留意しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

復興特区の申請に伴う被災地の負担軽減のための復興庁による被災地への支援についての御質問をいただきました。

復興特区法の施行後速やかに自治体が計画を策定できるように、国としては最大限の支援をすることが重要と考えております。

具体的には、現地で説明会を開催するほか、復興特区の申請に向けた県、市町村からの相談への対応や技術的助言を復興庁、復興局、各支所で行なうとともに、出張、巡回を実施することにより、自治体の計画作りをしっかりと支援してまいりたいと考えております。(拍手)

復興特区法の施行後速やかに自治体が計画を策定できるように、国としては最大限の支援をすることが重要と考えております。

具体的には、現地で説明会を開催するほか、復興特区の申請に向けた県、市町村からの相談への対応や技術的助言を復興庁、復興局、各支所で行なうとともに、出張、巡回を実施することにより、自治体の計画作りをしっかりと支援してまいりたいと考えております。(拍手)

これから職務を一步一歩着実に成し遂げていきたいということでございます。

その中で、特に国の安全を保つためにも、国民の皆様の信頼回復に努め、防衛大臣としての職責を果たしてまいりたいと考えております。(拍手)

私は、毎週週末に東日本大震災の被災地や被災者を受け入れている自治体を訪れ、不便な生活を強いられている仮設住宅等の被災者の話を伺い、また生活支援を求める切実な訴えを聞き、さらには遅々として進まない復旧・復興対策並びに東京電力による賠償の遅れに関しての怒りの声を聞き、国会議員として誠に申し訳ない思いでいっぱいです。

私は、公明党の渡辺孝男でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました復興庁設置法案について、野田総理に質問いたします。

○議長(平田健二君) 渡辺孝男君。
〔渡辺孝男君登壇、拍手〕

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました復興庁設置法案について、野田総理に質問いたします。

○議長(平田健二君) 渡辺孝男君。
〔渡辺孝男君登壇、拍手〕

私は、公明党の渡辺孝男でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました復興庁設置法案について、野田総理に質問いたします。

私は、毎週週末に東日本大震災の被災地や被災者を受け入れている自治体を訪れ、不便な生活を強いられている仮設住宅等の被災者の話を伺い、また生活支援を求める切実な訴えを聞き、さらには遅々として進まない復旧・復興対策並びに東京電力による賠償の遅れに関しての怒りの声を聞き、国会議員として誠に申し訳ない思いでいっぱいです。

私は、公明党が目指す人間の復興の考え方反映された復興基本法では、復興の牽引役となる復興庁に関するだけ早期に設置すること、可能な限り早期に法制上の措置を講ずるものとすることとしています。政府が復興庁設置法案を国会に提出したのは復興基本法制定の約四か月後、発災から約八か月後でした。余りに遅い。

野田総理は、法案提出がこのように遅れたこと

に対して被災者や国民におわびすべきと考えます

が、いかがですか。

それでは、法案の内容についての質問に入ります。

まず、復興庁の本庁の設置場所ですが、これま

で閣僚答弁によると東京都に置くとされています。

しかし、被災地の現状や復興の進捗状況を肌

で感じられるよう被災が大きい地域に設置する、

例えば福島県は同県内に設置することを求めてい

ます。本庁を東京以外に、被災三県内に設置する

ことを十分検討されているのかどうか、総理に伺

います。

次に、内閣府に置かれ、内閣総理大臣を長とする、各省庁より一段高い位置にある復興庁の任務

等について質問いたします。

衆議院では復興庁の任務規定を強化する修正が行われましたが、その修正に対する対応について総理に伺います。

また、衆議院では復興庁の所掌事務に関しても拡充する修正が行われました。それに対する対応

について総理に伺います。

さて、衆議院の質疑で、公明党の石田祝穎議員に対する答弁で、内閣府には勧告権があるが、まだ一度も行使されたことがないとの総理の答弁がありました。その理由について総理に伺います。

衆議院では、復興大臣に与えられた勧告権について、勧告を受けた関係行政機関の長はその勧告を十分に尊重しなければならないとの義務規定を置く修正もなされました。それについての総理の

所見を伺います。

次に、総理は、国の行財政改革を進めている中において、復興庁設置法案では、あえて復興庁の政務三役を五人増員することにしていました。その理由を伺います。

衆議院ではこれを三人増員に減らす修正が行われました。減員となつたことに対する対応について伺います。

復興庁は、復興に關係して、各府省の事業を統括し、監理するとともに、政令で定める事業について、予算の要求・確保や事業実施に関する計画の策定及び執行、あるいは予算を関係各府省に配

分することなど、多様な業務を行うことになります。それら復興庁を担う人材の確保に関する基本的考え方について、総理に伺います。

次に、復興庁は、その総合調整機能により、被災市町村からの要望や事業の手続等にワンストップで対応することとしていますが、それを推進する上での総理の基本的な考え方を伺います。

さて、復興庁設置法案では復興推進委員会が設置されることになりますが、その任務について総理に伺います。

さらに、同委員会の委員の人選に当たっては、女性や障害者など多様な意見が反映されるよう配慮することが重要と考えますので、その点に関しても伺います。

次に、復興庁は東京電力福島第一原子力発電所事故に関連しての事業にも関係することになりますので、原子力発電所事故対策に関連しまして質

問いたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質を原因とする住民の健康被害への対応は、今後設置される予定の環境省の外局の原子力安全庁(仮称)が担うという方向にあると聞いております。その理由について総理に伺います。

衆議院では、県民の放射線被曝に関する健康調査を進めていますが、調査には大変苦労されています。一方、福島県民に限らず、低線量被曝の健康影響についてはまだまだ未解明のところもあり、近隣県においてもこの事業に対する関心が高まっています。

そこで、環境省の外局の原子力安全庁への復興庁としての支援について総理に伺います。

私は、先週末の十二月四日にも、公明党的井上義久幹事長とともに福島県の相馬市を訪れ、被災住民と懇談してまいりました。

津波で家を失い、特別警戒区域のため、自分の宅地に家の再建もできず、地価も下がって困つて住民と懇談してまいりました。

私は、先週末の十二月四日にも、公明党的井上

義久幹事長とともに福島県の相馬市を訪れ、被災住民と懇談してまいりました。

津波で家を失い、特別警戒区域のため、自分の宅地に家の再建もできず、地価も下がって困つて住民と懇談してまいりました。

私は、先週末の十二月四日にも、公明党的井上

義久幹事長とともに福島県の相馬市を訪れ、被災住民と懇談してまいりました。

私は、先週末の十二月四日にも、公明党的井上

いらっしゃる笑顔に接することができ、希望の光を見出しました。

冬を迎えた被災者の方々が、来春には大きな希望の光を見出せるように、復興庁の早期業務開始など、総理には復興対策に全力で取り組むよう求め、質問を終ります。(拍手)

内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 公明党的渡辺孝男議員の御質問に順次お答えをしてまいります。まず最初に、復興庁設置法案の提出時期についての御質問をいただきました。

まず、この復興庁の主たる実施権限の中に、い

わゆる復興特区や復興交付金を考えております。この復興特区や復興交付金の制度設計を行つて、そしてそのための復興特区法案を本国会に提出をしたということでございますので、

そういう順番があつて、それを踏まえて、その後に復興庁設置法案を取りまとめて本

国会に提出をしたということです。それで、その段取りがあつたということを是非御理解をいただきたいというふうに思います。

本国会において法案を成立をさせていただければ、速やかに復興庁を発足できるよう準備を進めたいと思います。

これまでも、被災地の御意見については、復興庁設置法案の国会提出前に御説明を行う中でその御意見をお伺いをしてまいりました。一方、今の渡辺議員の御指摘もあるように、国会等の場においては復興庁の本庁を被災地に設置すべきという御意見もいただいております。

したがつて、今後、政府部内において検討を進めさせていただきまして、復興庁の設置までに最終的な判断をしたいと考えております。

統いて、復興庁の任務と所掌事務についてのお尋ねがございました。

復興庁の任務については、衆議院での修正により、復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けることなどとされました。また、所掌事務については、各府省の復興事業予算を一括して要求するとともに、各府省の復興事業の実施に関する計画を策定し、予算を配分し、執行させるなどの修正がなされました。

政府としては、法案が成立した暁には、修正により、復興庁の地位が明確化されるとともに、強力な実施権限が付与された趣旨を十分踏まえ、縦割りを排し、円滑かつ迅速な復興を実現をしてまいりたいと考えております。

続いて、内閣府及び復興庁の勧告権についてのお尋ねがございました。

内閣府において勧告権が行使されたことがない理由は、特命担当大臣が重要政策に関する総合調整を行つてきた結果、内閣府設置法に基づく勧告を行う必要がなかつたためであると承知を

しております。

復興大臣については、各府省の総合調整を担い、必要があれば勧告を行うことができるとしています。さらに、この度の修正案において、この勧告について各府省の尊重義務が明記されたものと認識をしています。勧告権も含め、強力な総合調整を行うことで、縦割りの弊害が打破され、円滑な調整が進むものと考えており、法案が成立すれば、修正案の趣旨を十分踏まえて対応してまいりたいと考えております。

復興庁の政務三役についての御質問をいたしました。

復興庁の政務三役についての御質問をいたしました。

復興庁については、縦割りを排し、本庁における強力な総合調整と復興局におけるワンストップサービスを実現をするため、政府案では政務三役を五人増員することとしておりました。衆議院における修正では、行政改革などの観点から、増員数が三人とされたと承知をしています。

復興推進委員会の任務と人選についての御質問をいたしました。

復興推進委員会の任務と人選についての御質問をいたしました。

復興推進委員会は、持つて各省の本省等との総合調整を担い、一括して対応をしてまいります。また、現地限りで対応することが困難なものでも、復興庁の本庁が責任を持つて各府省等との総合調整を担い、一括して対応をしてまいります。

復興庁については、出先機関である復興局が市町村からの要望を一括して受け付け、決してたい回しにせず、自ら各省の出先機関等に対し総合調整を行い、可能な限り現地でワンストップでの対応をしてまいります。また、現地限りで対応することを踏まえ、原子力安全庁を設置する環境省は、各府省から出向者とともに、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいと考えております。

復興庁については、出先機関である復興局が市町村からの要望を一括して受け付け、決してたい回しにせず、自ら各省の出先機関等に対し総合調整を行い、可能な限り現地でワンストップでの対応をしてまいります。また、現地限りで対応することを踏まえ、原子力安全庁を設置する環境省は、各府省から出向者とともに、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいと考えております。

復興庁を担う人材の確保についてのお尋ねがございました。

復興庁の職員については、被災自治体への支援や、そのニーズに対するワンストップでの対応を実現することともに、衆議院の修正により大幅に強化された実施事務の対応に万全を期するため、各

府省の制度や復興施策に詳しく、何より熱意ある人材を確保したいと考えております。具体的には、各府省からの出向者とともに、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいと考えております。

復興大臣については、各府省の総合調整を担い、必要があれば勧告を行うことができるとしています。さらに、この度の修正案において、この勧告について各府省の尊重義務が明記されたものと認識をしています。勧告権も含め、強力な総合調整を行うことで、縦割りの弊害が打破され、円滑な調整が進むものと考えており、法案が成立すれば、修正案の趣旨を十分踏まえて対応してまいりたいと考えております。

復興大臣については、各府省の総合調整を担い、必要があれば勧告を行うことができるとしています。環境省には、今回の事故を踏まえた組織等の改革により、原子力安全規制を担う原子力安全庁、まだ仮称でございますが、こうした組織を設置することとしています。原子力安全規制と原発事故に関する健康管理は相互に関連をしており、また環境省は公害による健康被害への対策に従来から取り組んできており、その知見も生かすことができます。こうしたことと踏まえ、原子力安全庁を設置する環境省は、各府省から出向者とともに、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいと考えています。

復興大臣については、各府省の総合調整を担い、必要があれば勧告を行うことができるとしています。環境省には、今回の事故を踏まえた組織等の改革により、原子力安全規制を担う原子力安全庁、まだ仮称でございますが、こうした組織を設置することとしています。原子力安全規制と原発事故に関する健康管理は相互に関連をしており、また環境省は公害による健康被害への対策に従来から取り組んできており、その知見も生かすことができます。こうしたことと踏まえ、原子力安全庁を設置する環境省は、各府省から出向者とともに、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいと考えています。

復興大臣については、各府省の総合調整を担い、必要があれば勧告を行うことができるとしています。環境省には、今回の事故を踏まえた組織等の改革により、原子力安全規制を担う原子力安全庁、まだ仮称でございますが、こうした組織を設置することとしています。原子力安全規制と原発事故に関する健康管理は相互に関連をしており、また環境省は公害による健康被害への対策に従来から取り組んできており、その知見も生かすことができます。こうしたことと踏まえ、原子力安全庁を設置する環境省は、各府省から出向者とともに、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいと考えています。

復興大臣については、各府省の総合調整を担い、必要があれば勧告を行うことができるとしています。環境省には、今回の事故を踏まえた組織等の改革により、原子力安全規制を担う原子力安全庁、まだ仮称でございますが、こうした組織を設置することとしています。原子力安全規制と原発事故に関する健康管理は相互に関連をしており、また環境省は公害による健康被害への対策に従来から取り組んできており、その知見も生かすことができます。こうしたことと踏まえ、原子力安全庁を設置する環境省は、各府省から出向者とともに、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいと考えています。

復興大臣については、各府省の総合調整を担い、必要があれば勧告を行うことができるとしています。環境省には、今回の事故を踏まえた組織等の改革により、原子力安全規制を担う原子力安全庁、まだ仮称でございますが、こうした組織を設置することとしています。原子力安全規制と原発事故に関する健康管理は相互に関連をしており、また環境省は公害による健康被害への対策に従来から取り組んできており、その知見も生かすことができます。こうしたことと踏まえ、原子力安全庁を設置する環境省は、各府省から出向者とともに、自治体や民間などからも幅広く人材を確保したいと考えています。

○議長(平田健二君) 寺田典城君。
〔寺田典城君登壇、拍手〕

○寺田典城君 みんなの党の寺田典城でございました。

最後に、住民の健康被害への対応についてのお尋ねがございました。

被災者の方々にお見舞いしつつ、早期の復興をお願いしながら、質問いたします。

今、日本は、震災からの復旧・復興と原発事故

の収束に加えて、税と社会保障、消費税、公務員改革、地方分権、議員定数削減も含めた選挙制度の改革、TPPといった、避けて通ることのできない国家的な政治課題が山積しております。

財政に目を向ければ、平成二十一年度の国と地方の合わせた税収は八十兆円弱であります。ところが、社会保障給付費の公費負担が四十兆円あり、国と地方の公務員人件費は三十兆円であります。これを合わせると七十兆円になります。差し引きしたたら使えるお金は僅か十兆円も残つております。

こんな状態で十年先を見据えて復興庁と復興特区をつくつても、このままでは早晚財政が破綻し、復旧・復興が絵にかいたもちで終わつてしまふのは心配しております。それなのに、国会はねじれ、政権与党である民主党の中は不協和音がやまず、党の意思統一もされておらず右往左往。会期延長や臨時国会を開いても、いたずらに時間を浪費するばかり。全く無駄足で国益に反しております。このままでは日本の国は沈んでしまいます。

野田内閣が発足したとき、支持率は六〇%を超えておりました。国民は、カール・ブッセの「山のあなたの空遠く 幸い住むと人のいう」という詩のように、遠いかなたから現れた新内閣が今度以下に下がっております。このことは、総理の指

導力の不足と党内の不一致が一因だと思います。

今回の復興庁設置法案と、本日成立する予定である復興特区法案は、復旧・復興を迅速に進める上で車の両輪であると思います。先日、復興特別委員会で復興特区法案について質問しましたが、それが暮れる法案であると評しました。いわゆる上から目線、各省庁の縛張などが見え隠れするためあります。物事が遅々として進まないのではないかと懸念しております。

本日、本会議で復興庁設置法案について質問いたしますが、必要なのはパラダイムシフトであります。中央集権型の制度から、自治体に財源、权限、人材を大胆に移譲していくことが必要であります。

以下、それぞれについて、野田総理、安住財務大臣、平野復興担当大臣に質問していきたいと思

います。ちなみに、今年は想定外という言葉がところごころで使われました。これは、行政、学界、政治の逃げ口上です。しかし、本日の答弁では、是非、役人答弁の想定外である一步踏み込んだ答弁をお聞きしたいと思います。

まず、財源についてお聞きします。

この臨時国会の会期はあさつて九日までであります。復旧・復興予算の財源確保のために、国家公務員給与の七・八%削減、郵政株式の売却のための法案は諦めてしまったのです。賛成の見通しがないからといって、法案審議すら行わないなましよう。ところが、このごろの支持率は四〇%以下に下がっております。このことは、総理の指

非、野田総理のお考えをお聞かせください。

衆議院で法案修正により、各省庁の予算要求・

配分権限が復興庁に移管され、一元化されることになりました。これは評価できると思つております。

この修正を受けて、まず、復興庁はどういう形で予算要求を行い、予算配分を行うのでしょうか。平野大臣のお考えをお聞かせください。

また、財務省は復興庁から予算要求に対して、どういう形で予算査定を行うのでしょうか。

安住大臣のお考えをお聞かせください。

また、財務省主計局で予算査定を行うのでしょ

うか。この点について、野田総理のお考えを

お聞かせください。

最後に、財源、权限、人材を移譲した後の姿についてお聞きします。

平成七年の合併特例法は、約三千あつた基礎自治体が約千七百までになりました。また、三位一体の改革は、国へ依存するという地方の考え方を改めさせるきっかけにはなりました。しかし、いずれも道半ばであります。

民主党政権になり、地域主権改革は一丁目一番地とおつしやつておりました。今回の復興庁の設置、復興特区の導入を通じて、いわゆる地域主権型道州制の実現に向けたきっかけづくりにできな

いでしょうか。この点について、野田総理の踏み込んだお考えをお聞かせください。

かつて、林芙蓉子は、「花の命は短くて、苦しきことのみ多かりき」と詠みました。日本の国が置かれている状況は、確かに苦しいことばかりであります。しかし、だからといって、花の命のよ

次に、人材についてお聞きします。

副大臣、政務官の一部を専任とし、被災地に常時いるようにすることは、陣頭指揮を執り、被災地を勇気付ける上で必要であると考えております。これに加えて、被災地にある地方出先機関、具体的には東北財務局、都道府県労働局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局などを復興庁に結集して、復旧・復興に当たるべくはこれを地方へと移管していくべきではないでしょうか。この点について、野田総理のお考えを

お聞かせください。

副大臣、政務官の一部を専任とし、被災地に常

うにはかない野田内閣では、また国民の政治不信を招きます。

ドングリころどんぶりこ、お池にはまつてさあ大変。皆さん、この次は何が来るでしょうか。

今の国会は池にはまつたドングリであります。

野田総理はドングリの期待にこたえるドジョウであつてほしいと思います。山のあなたの空遠く、ドジョウが出てきてこんにちはと言つただけでは駄目なんです。

野田総理が今なすべきことは、政治生命を懸けて自らの考えで決断し、この国を前へと進めることがあります。苦しさに耐えて、逃げずに決断すること

であります。その人自身に勇気と力を与えてくれます。トップに立つた者が背負う十字架であります。保身に走らず、国家の再生に向かつて行動してください。

また、国会は国民に対して責任があります。この国難に際し、良識の府である参議院議員がなすべきことは、党利党略を超えて、互いに力を合わせて前進することです。それが日本の國の発展につながっていくと自分は信じております。

以上をもちまして、私の質問とさせていただき

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) みんなの党の寺田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、給与臨時特例法案及び郵政改革関

連法案についてのお尋ねがございました。

両法案は、寺田議員御指摘のとおり、震災復興の財源確保などのために大変重要な法案であります。政府としては、両法案とも今国会で御審議をいただき、成立をさせていただきたいと考えております。

現在、両法案とも政党間協議が行われております。これに注視をしています。

なお、国会の会期については、国会において御検討いただくものと承知をしていますが、政府としては、会期の中で全力を尽くしてそれぞれの法

案の成立を目指す。会期を延長するかしないかに

つけではございません。

続いて、条例による上書き権についての御質問をいただきました。

いわゆる条例による法律の上書きについては、

唯一の立法機関である国会に対して立法権限の一

部の移譲を求めるものであり、政府提案として国

会に提出することは控えるべきとの考えに基づいて、政府が提出した復興特区法案には盛り込まれたところです。

かかるところを私ども閣議決定をしていまして、そのアクションプランに基づいた法案を来年提出を

する予定となつておりますので、そちらでこれまでお約束してきたことは担保をしていきたいと考えております。

一方で、出先機関の事務権限の地方への移管、

基本的には出先機関は原則として廃止をしていく

ということを私ども閣議決定をしていまして、そ

のアクションプランに基づいた法案を来年提出を

する予定となつておりますので、そちらでこれまでお約束してきたことは担保をしていきたいと考えております。

一方で、出先機関の事務権限の地方への移管、

基本的には出先機関は原則として廃止をしていく

ということを私ども閣議決定をしていまして、そ

のアクションプランに基づいた法案を来年提出を

する予定となつておりますので、そちらでこれまでお約束してきたことは担保をしていきたいと考えております。

一方で、出先機関の事務権限の地方への移管、

統いて、地方出先機関の復興庁への集約につい

ての御質問がございました。

復興庁設置法案では、被災地における縦割りを

排除して復興に関する事業を一括的に推進するた

め、復興局が各省の出先機関を総合調整すると

もに、必要な各省の出先機関の職員を復興局の職

員に併任して、地方機関の力を結集することとし

ております。他方で、各省の出先機関は復興に関

する事務以外も所掌をしていますので、復興庁に

各省の出先機関の事務を全て集約することは適当

ではないと考えております。

一方で、出先機関の事務権限の地方への移管、

基本的には出先機関は原則として廃止をしていく

ということを私ども閣議決定をしていまして、そ

のアクションプランに基づいた法案を来年提出を

する予定となつておりますので、そちらでこれまでお約束してきたことは担保をしていきたいと考えております。

一方で、出先機関の事務権限の地方への移管、

するべきであると考えています。

他方、道州制の実現とのお話をございましたけ

れども、地域主権改革においては、まず受益と負

担の相関関係が一番見える基礎自治体、つまり市

町村に権限と財源を集中するべきと考えております。

その上で、基礎自治体だけでできない部分を

広域自治体が補つていくこととし、広域自治体に

ついては、当分の間、現行の都道府県の枠組みを

基本と考えています。ただし、地域の自主的な判

斷として、基礎自治体の足りないところを補完す

るための道州制については、将来的に検討してい

くことはあり得ると考えております。

いろいろ御質問をいたぐ中で、苦しいけど頑

張れよという励ましのお言葉をいたいたことに

感謝を申し上げたいというふうに思います。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせさせていただきました。(拍手)

〔国務大臣平野達男君登壇、拍手〕

○国務大臣(平野達男君) 寺田議員からは一問質問をちょうだいしております。

復興庁による予算要求と予算配分について御質問をいただきました。

予算要求に当たりまして、復興庁は、まず地方

公共団体の要望を一元的に受理した上で、それら

の要望に関する方針を定め、その方針に基づき、

財務省へ予算を一括して要求いたします。

関係各省への予算の配分に当たりましては、復

興庁は、公共事業などを中心に、具体的な事業内

容を決定する実施に関する計画を定めまして、要

望への対応に関する方針と併せ、それらに基づき、関係各省に予算を配分し、執行させることとしております。

復興庁は、予算要求から具体的な実施計画の策定、予算の配分という事業実施に関する実質的な決定権限のほとんどを有することになると考へております。総割り行政の総割りの弊害の更なる打破、それから被災地方公共団体の要望に対し、より迅速な対応を図つてまいりたいというふうに考へております。

以上でござります。（拍手）

〔國務大臣安住淳君登壇、拍手〕

○國務大臣（安住淳君） 寺田先生にお答えします。

先ほども申し上げましたが、復興庁が設置されるまでの間は、各省庁より復旧・復興に係る経費が要求されて、そしてそれをということで来年度の予算になりますが、復旧・復興に係る経費といえども予算の無駄があつてはなりませんので、規律ある予算編成に財務省としては努めてまいりたいといふうに思ひます。

なお、実際に今後復興庁ができるから予算の査定権限も与えたらどうだということをございますけれども、予算執行官庁以外の主体が客観的に予算を査定するということで予算の過大計上や不必要な施策への予算措置を防止するという面、さらには税収の動向や公債の消化の可能性等、歳入面での状況を認識する必要があることからいえば、復旧・復興もこれまでの編成とは例外ではないと

考えておりますので、財政法の十八条に定められ

ております財務大臣によるこの権限、いわゆる各省から提出された概算要求を検討して必要な調整を行い、予算概算を作成して閣議の決定を経ることとされおり、各省の要求を査定する権限といふものは財務大臣に与えられておりますが、これを変える必要は今の段階では全くないというふうに思つております。

いずれにしても、復興庁が成立した後の復旧・復興事業については、財務省としても、この予算が円滑に執行されるよう特段の注意を払つてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔拍手〕

○議長（平田健二君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（平田健二君） これにて質疑は終了いたしました。

〔拍手〕

○議長（平田健二君） これにて質疑は終了いたしました。

〔拍手〕

○議長（平田健二君） これにて質疑は終了いたしました。

〔拍手〕

○議長（平田健二君） 日程第一 東日本大震災復興特別区域法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

○議長（平田健二君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（平田健二君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（平田健二君） これにて質疑は終了いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災からの復興が、国と

地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携

協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金

事業計画に係る復興交付金の交付等について定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等について、国会に

対して復興特別意見書を提出できるとともに、国会は、当該意見書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずること、復興に関する施策の推進に関して協議を行うための国と地方の協議会における協議が調つた場合において必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに、所要の法制上の措置等を講じなければならないこと、内閣総理大臣は、同協議会の協議結果を国会に報告するとともに、国会は、当該報告を受けた場合において必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずること、復興交付金事業計画に記載する事項のうち、いわゆる効果促進事業に、基幹事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等を含めるとともに、国は必要があると認めるときは、特定地方公共団体等が講ずる措置であつて、原子力事業者が賠償すべき損害に係るものに

ついても、復興交付金を交付することができるこ

とを主な内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、国と地方の協議会の実

効性の確保、認定地方公共団体が国会に復興特別

意見書を提出できることとした趣旨、漁業法に係る規制の特例措置を設けた理由、復興交付金の使途等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了しましたところ、本法律案に対し、日本共産党を代表して紙委員より、漁業法の特例に関する規定を削除することを内容とする修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君） これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（平田健二君） 問もなく投票を終了いたしました。

平成二十三年十一月七日 参議院会議録第一号(その一)

地方税法の一部を改正する法律案 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案

一四

投票総数

二百三十

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。総務委員長藤末健三君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○藤末健三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、新規立地新設企業の人税を五年間無税とする措置の内容と効果、復興に向けた更なる支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

収額と減収補填策、被災地における固定資産税等の課税に係る事務負担の軽減、平成二十五年度以降も課税免除等を延長する見込み、災害時の税制特例措置の一般制度化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔尾立源幸君登壇、拍手〕

○尾立源幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、新規立地新設企業の人税を五年間無税とする措置の内容と効果、復興に向けた更なる支援の在り方等について質疑が行わされました。

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、新規立地新設企業の人税を五年間無税とする措置の内容と効果、復興に向けた更なる支援の在り方等について質疑が行わされました。

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、新規立地新設企業の人税を五年間無税とする措置の内容と効果、復興に向けた更なる支援の在り方等について質疑が行わされました。

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、新規立地新設企業の人税を五年間無税とする措置の内容と効果、復興に向けた更なる支援の在り方等について質疑が行わされました。

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、新規立地新設企業の人税を五年間無税とする措置の内容と効果、復興に向けた更なる支援の在り方等について質疑が行わされました。

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○議長(平田健二君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 問もなく投票を終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員会におきましては、震災に伴う自治体の減税に係る特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、震災に伴う自治体の減税に係る特例措置を講じようとするものであります。

〔小林正夫君登壇、拍手〕

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年度において、基礎年金に係る国庫負担割合を二分の一とする等のため、所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、第一に、国庫は、平成二十三年度について、三六・五%の国庫負担額と二分の一の国庫負担額との差額を負担するものとしております。

第二に、平成二十四年度から、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られるまでの間の基礎年金の国庫負担については、国庫が三六・五%と二分の一との差額を負担するよう、必要な法制度上及び財政上の措置を講ずるものとしております。

なお、平成二十三年度の差額の負担に充てるための財源について、当初予定していた臨時財源が東日本大震災に対処するために活用されたこと等から、今国会において、復興債の発行による収入金を財源として活用するものとするよう内閣修正が行われております。また、衆議院において、平成二十四年度からの差額の負担に充てるための財源について、「必要な税制上の措置を講じた上で」とする旨の修正が行われております。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長岡田直樹君。

〔岡田直樹君登壇、拍手〕

○岡田直樹君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、津波防災地域づくりに関する法律案は、まず、津波防災地域づくりに関する法律案は、安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項等について定めるとともに、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備、津波災害特別警戒区域における一定の開発行為の制限等について定めようとするものであります。

○議長(平田健二君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数

賛成

反対

二百三十二
二百十五
十七

○議長(平田健二君) 日程第六 津波防災地域づくりに関する法律案

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

○議長(平田健二君) 日程第五 津波防災地域づくりに関する法律案

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

投票総数

賛成

反対

二百二十一
二百二十一
〇

規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、津波防災対策における国の役割及び自治体への支援の在り方、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災対策の必要性、両法律案に基づく諸施策の実効性の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議が付されておりました。

○議長(平田健二君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数

賛成

反対

二百二十一
二百二十一
〇

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十一時五十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	竹谷とし子君	吉田忠智君	秋野公造君	森田高君	西田実仁君	山本香苗君	大久保潔重君	舟山康江君	加藤修一君	松野信夫君	川上義博君	広田一君
副議長	平田健二君	尾辻秀久君	石川博崇君	亀井亞紀子君	浜田昌良君	福島みづほ君	長沢広明君	柳田鈴木君	幸久君	柳田鈴木君	東君	邦彦君
松あきら君												
荒木清寛君												

郡司彰君	柳澤光美君	木庭健太郎君	神本美恵子君	柳澤光美君	今野東君	中村哲治君	草川昭三君	小林正夫君
	谷亮子君	大野元裕君	小見山幸治君	谷亮子君	一川保夫君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	中西祐介君
	はともこ君	徳永エリ君	吉川誠君	はともこ君	柳澤光美君	神本美恵子君	神本美恵子君	岸信夫君
	藤原正司君	西村まさみ君	金子洋一君	藤原正司君	浜田和幸君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	佐藤信秋君
	谷博彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	谷博彦君	中谷智司君	中谷智司君	中谷智司君	島尻安伊子君
	増子輝彦君	小西洋之君	吉川洋一君	増子輝彦君	田城郁君	田城郁君	田城郁君	佐藤ゆかり君
	谷輝彦君	西村まさみ君	金子洋一君	谷輝彦君	平山慶子君	平山慶子君	平山慶子君	北川イッセイ君
	藤原正司君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	藤原正司君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	小泉昭男君
	谷博彦君	西村まさみ君	吉川洋一君	谷博彦君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	福岡雅治君

丸川珠代君	小川勝也君	柳澤光美君	木庭健太郎君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君
	谷亮子君	大野元裕君	小見山幸治君	谷亮子君	一川保夫君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	中西祐介君
	はともこ君	徳永エリ君	吉川誠君	はともこ君	柳澤光美君	神本美恵子君	神本美恵子君	岸信夫君
	藤原正司君	西村まさみ君	金子洋一君	藤原正司君	浜田和幸君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	佐藤信秋君
	谷輝彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	谷輝彦君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	島尻安伊子君
	藤原正司君	西村まさみ君	吉川洋一君	藤原正司君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	福岡雅治君
	谷博彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	藤原正司君	平山慶子君	平山慶子君	平山慶子君	糸数慶子君
	柳澤光美君	西村まさみ君	吉川洋一君	柳澤光美君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君
	柳澤光美君	西村まさみ君	吉川洋一君	柳澤光美君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	糸数慶子君

丸山和也君	小川勝也君	柳澤光美君	木庭健太郎君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君
	谷亮子君	大野元裕君	小見山幸治君	谷亮子君	一川保夫君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	中西祐介君
	はともこ君	徳永エリ君	吉川誠君	はともこ君	柳澤光美君	神本美恵子君	神本美恵子君	岸信夫君
	藤原正司君	西村まさみ君	金子洋一君	藤原正司君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君
	谷輝彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	谷輝彦君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	糸数慶子君
	藤原正司君	西村まさみ君	吉川洋一君	藤原正司君	平山慶子君	平山慶子君	平山慶子君	糸数慶子君
	谷博彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	藤原正司君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君
	柳澤光美君	西村まさみ君	吉川洋一君	柳澤光美君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	糸数慶子君
	柳澤光美君	西村まさみ君	吉川洋一君	柳澤光美君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君

川口順子君	小川勝也君	柳澤光美君	木庭健太郎君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君
	谷亮子君	大野元裕君	小見山幸治君	谷亮子君	一川保夫君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	中西祐介君
	はともこ君	徳永エリ君	吉川誠君	はともこ君	柳澤光美君	神本美恵子君	神本美恵子君	岸信夫君
	藤原正司君	西村まさみ君	金子洋一君	藤原正司君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君
	谷輝彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	谷輝彦君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	糸数慶子君
	藤原正司君	西村まさみ君	吉川洋一君	藤原正司君	平山慶子君	平山慶子君	平山慶子君	糸数慶子君
	谷博彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	藤原正司君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君
	柳澤光美君	西村まさみ君	吉川洋一君	柳澤光美君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	糸数慶子君
	柳澤光美君	西村まさみ君	吉川洋一君	柳澤光美君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君

猪口邦子君	小川勝也君	柳澤光美君	木庭健太郎君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君
	谷亮子君	大野元裕君	小見山幸治君	谷亮子君	一川保夫君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	中西祐介君
	はともこ君	徳永エリ君	吉川誠君	はともこ君	柳澤光美君	神本美恵子君	神本美恵子君	岸信夫君
	藤原正司君	西村まさみ君	金子洋一君	藤原正司君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君
	谷輝彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	谷輝彦君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	糸数慶子君
	藤原正司君	西村まさみ君	吉川洋一君	藤原正司君	平山慶子君	平山慶子君	平山慶子君	糸数慶子君
	谷博彦君	安井美沙子君	斎藤嘉隆君	藤原正司君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君
	柳澤光美君	西村まさみ君	吉川洋一君	柳澤光美君	中岡直樹君	中岡直樹君	中岡直樹君	糸数慶子君
	柳澤光美君	西村まさみ君	吉川洋一君	柳澤光美君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君	糸数慶子君

中西 健治君	柴田 巧君	議長の報告事項
井上 哲士君	岡田 広君	去る一日議長は、十一月十四日の議長就任に際し、ルカ・ベビッチ・クロアチア共和国議長より祝辞を接受した。
吉田 博美君	加治屋義人君	同日議長は、ルカ・ベビッチ・クロアチア共和国議長宛に寄せられた祝辞に対す
有村 治子君	愛知 治郎君	る礼状を発送した。
寺田 典城君	江口 克彦君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞
市田 忠義君	橋本 聖子君	去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞
林 芳正君	松村 龍二君	任を許可し、その補欠を指名した。
山本 一太君	山崎 力君	同日議長宛に寄せられた祝辞に対す
岸 宏一君	金子原二郎君	る禮状を発送した。
小野 次郎君	川田 龍平君	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
水野 賢一君	野田 佳彦君	議院運営委員
内閣総理大臣	川端 達夫君	辞任
総務大臣	安住 淳君	補欠
財務大臣	中川 正春君	松井 孝治君
文部科学大臣	小宮山洋子君	徳永 エリ君
厚生労働大臣	前田 武志君	松井 孝治君
国土交通大臣	一川 保夫君	徳永 エリ君
防衛大臣	平野 達男君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
内閣官房副長官	長浜 博行君	許可し、その補欠を指名した。
副大臣	辞任	東日本大震災復興特別委員
内閣官房副長官	植松恵美子君	雨水の利用の推進に関する法律案(加藤修一君
内閣官房副長官	大久保潔重君	外一名発議)
内閣官房副長官	平山 幸司君	同日委員長から次の報告書が提出された。
内閣官房副長官	はた ともこ君	東日本大震災復興特別区域法案(閣法第一号)審
内閣官房副長官	岩城 光英君	査報告書
内閣官房副長官	渡辺 猛之君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
内閣官房副長官	寺田 典城君	中国漁船衝突事件における船長釈放の経緯に関
内閣官房副長官	小熊 偵司君	する質問主意書(丸山和也君提出)(第四四四号)
内閣官房副長官	山下 芳生君	同日内閣から次の答弁書を受領した。
議員派遣中の議員	紙 智子君	参議院議員岩井茂樹君提出民主党政権の国づく
江崎 孝君	横山 信一君	りビジョンに関する質問に対する答弁書(第三三号)
議員派遣中の議員	同日衆議院から、同院は東京電力福島原子力	
江崎 孝君	同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に	
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	による平成二十三年度第二・四半期における予算使
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	用の状況の報告を受領した。
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	による平成二十三年度第二・四半期における国庫の
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	状況の報告を受領した。
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	同日内閣から、予備審査のため次の議案が送付され
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	た。
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	刑法等の一部を改正する法律案
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	執行猶予に関する法律案
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	議院に送付した。
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	雨水の利用の推進に関する法律案(加藤修一君
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	外一名発議)
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	同日委員長から次の報告書が提出された。
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	東日本大震災復興特別区域法案(閣法第一号)審
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	査報告書
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	同日議員から次の質問主意書が提出された。
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	中国漁船衝突事件における船長釈放の経緯に関
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	する質問主意書(丸山和也君提出)(第四四四号)
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	参議院議員岩井茂樹君提出民主党政権の国づく
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	りビジョンに関する質問に対する答弁書(第三三号)
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	参議院議員藤井基之君提出基礎的輸液製剤の安
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	定的供給に関する質問に対する答弁書(第三四
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	号)
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	参議院議員上野通子君提出環太平洋パートナ
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	シップ(TPP)協定の教育分野への影響に関する質問に対する答弁書(第三五号)
議員派遣中の議員	内閣提出案を受領した。	参議院議員上野通子君提出高校生の留学政策の

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

はた ともご君

補欠

白 真勲君

決算委員

辞任

金子 恵美君

補欠

櫻井 充君

内閣委員

辞任

白 真勲君

内閣委員

辞任

はた ともご君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案(閣法第五号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

白 真勲君

内閣委員

辞任

はた ともご君

総務委員

辞任

はた ともご君

補欠

白 真勲君

行政監視委員

辞任

大石 尚子君

補欠

水戸 将史君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

住宅セーフティネットの確立に向けた住宅政策

の在り方に関する質問主意書(秋野公造君提出)

(第三十九号)

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回

議案が提出された。

内閣委員

はた ともご君

法務委員

辞任

江崎 孝君

補欠

平山 誠君

議院運営委員

辞任

中山 恭子君

補欠

片山虎之助君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に

関する特別措置法案(閣法第五号)

の在り方に関する質問主意書(秋野公造君提出)

(第三十九号)

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

環境委員

辞任

田城 郁君

補欠

前田 武志君

懲罰委員

辞任

徳永 エリ君

補欠

松浦 大悟君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

国土交通委員

辞任

平山 誠君

補欠

前田 武志君

議院運営委員

辞任

平山 誠君

補欠

片山虎之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

環境委員

辞任

平山 誠君

補欠

前田 武志君

議院運営委員

辞任

平山 誠君

補欠

片山虎之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

予算委員

辞任

江崎 孝君

補欠

平山 誠君

議院運営委員

辞任

平山 誠君

補欠

片山虎之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

農林水産委員

辞任

平山 誠君

補欠

片山虎之助君

議院運営委員

辞任

平山 誠君

補欠

片山虎之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

防衛省沖縄防衛局長の発言に関する質問主意書

(糸数慶子君提出)(第四二号)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合

同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名

し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に

通知した。

法務委員

辞任

前田 武志君

補欠

田城 郁君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

農林水産委員

辞任

長谷川 岳君

補欠

牧山ひろえ君

議院運営委員

辞任

藤川 政人君

補欠

ジルソン・マリイ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

環境委員

辞任

江崎 孝君

補欠

平山 誠君

議院運営委員

辞任

平山 誠君

補欠

ジルソン・マリイ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

農林水産委員

辞任

舟山 康江君

補欠

植松恵美子君

議院運営委員

辞任

舟山 康江君

補欠

平山 誠君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

第三十九号

高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策

に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四五号)

内閣委員

はた ともご君

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回バラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(鈴木寛君外八名発議)

官報(号外)

国家基本政策委員会			
辞任	徳永 工利君	補欠	
予算委員			
辞任	金子 恵美君	松井 孝治君	
平山 誠君	江崎 充君	江崎 孝君	
松浦 大悟君	櫻井 友近	櫻井 幸君	
片山さつき君	熊谷 聰朗君	熊谷 大君	
石川 博崇君	山本 博司君	山本 長澤	
草川 昭三君	竹谷とし子君	江崎 孝君	
竹谷とし子君	大島九州男君	平山 誠君	
中山 恵子君	友近 聰朗君	長沢 広明君	
横山 信一君	宇都 隆史君	長沢 広明君	
片山虎之助君	片山さつき君	片山虎之助君	
金子 恵美君	大島九州男君	江崎 孝君	
片山さつき君	友近 聰朗君	長沢 広明君	
横山 信一君	宇都 隆史君	長沢 広明君	
井上 哲士君	片山虎之助君	江崎 孝君	
行政監視委員会	辞任	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の	
	補欠	同日議長を許可し、その補欠を指名した。	
辞任	櫻井 充君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の	
水戸 将史君	平山 誠君	同日議長を許可し、その補欠を指名した。	
山下 芳生君	長沢 広明君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の	
井上 哲士君	江崎 孝君	同日議長を許可し、その補欠を指名した。	
片山虎之助君	大島九州男君	長沢 広明君	
中山 恵子君	友近 聰朗君	長沢 広明君	
行政監視委員会	辞任	同日議長から次の議案が提出された。	
	補欠	特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施	
水戸 将史君	平山 誠君	策及びこれに関連して必要となる地域住民等の	
山下 芳生君	長沢 広明君	生活再建等の促進に資する施策の国の取組によ	
井上 哲士君	江崎 孝君	る推進に関する法律案(小野次郎君外一名発議)	
行政監視委員会	辞任	(参第四号)	
	補欠	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ	
水戸 将史君	平山 誠君	て議長は即日これを外交防衛委員会に付託した。	
山下 芳生君	長沢 広明君	原子力の平和的利用における協力のための日本	
片山虎之助君	江崎 孝君	国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結に	
議院運営委員会	辞任	ついて承認を求めるの件(第百七十七回国会閣	
	補欠	条第二号)	
大石 尚子君	水戸 将史君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	
友近 聰朗君	松浦 大悟君	原子力の平和的利用における協力のための日本	
松井 孝治君	徳永 工利君	国政府と大韓民国政府との間の協定の締結につ	
議院運営委員会	辞任	いて承認を求めるの件(第百七十七回国会閣	
	補欠	条第三号)	
大石 尚子君	水戸 将史君	原子弹の開発及び平和的利用における協力のた	
友近 聰朗君	松浦 大悟君	めの日本国政府とベトナム社会主義共和国政府	
松井 孝治君	徳永 工利君	との間の協定の締結について承認を求めるの件	
		(第一百七十七回国会閣条第四号)	
原子力の平和的利用における協力のための日本			
国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との	大石 尚子君	水戸 将史君	
間の協定の締結について承認を求めるの件(第	徳永 工利君	草川 昭三君	
百七十七回国会閣条第一四号)	長沢 広明君	長沢 広明君	
同日衆議院から、同院において修正議決した次の	幹事 松井 孝治君	幹事 松井 孝治君	
内閣提出案を受領した。	松井 孝治君	松井 孝治君	
復興庁設置法案(閣法第八号)	草川 昭三君	草川 昭三君	
同日衆議院から次の報告書が提出された。	長沢 広明君	長沢 広明君	
地方税法の一部を改正する法律案(閣法第一一	大石 尚子君	大石 尚子君	
号)審査報告書	水戸 将史君	水戸 将史君	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の	徳永 工利君	徳永 工利君	
臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	草川 昭三君	草川 昭三君	
(閣法第一〇号)審査報告書	長沢 広明君	長沢 広明君	
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を	幹事 松井 孝治君	幹事 松井 孝治君	
改正する法律案 第百七十七回国会閣法第二二	田中 康夫君	田中 康夫君	
号)審査報告書	島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員外議員の辞任を許可した。	島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員外議員の辞任を許可した。	
津波防災地域づくりに関する法律案(閣法第六	中島 正純君	中島 正純君	
号)審査報告書	田中 康夫君	田中 康夫君	
津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う	島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員外議員の辞任を許可した。	島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員外議員の辞任を許可した。	
関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七号)	島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員外議員の辞任を許可した。	島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員外議員の辞任を許可した。	
審査報告書	田中 康夫君	田中 康夫君	
同日内閣から次の答弁書を受領した。	中島 正純君	中島 正純君	
参議院議員浜田昌良君提出心の傷病者に係る雇用保険の受給手続の改善に関する質問に対する	オーストラリア連邦 ジヨン・ホグ上院議長	オーストラリア連邦 ジヨン・ホグ上院議長	
答弁書(第三八号)	ハリー・ジエンキンス	ハリー・ジエンキンス	
同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合	カンボジア王国 チア・シム上院議長	カンボジア王国 チア・シム上院議長	
同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に	ヌムギエ・ベンジヨー	ヌムギエ・ベンジヨー	
通知した。	ル上院議長	ル上院議長	

官 報 (号外)

平成二十三年十二月七日

参議院会議録第十一号(その一) 投票者氏名

江口 桂彦君	小熊 慎司君	大塚 耕平君	大野 元裕君
桜内 文城君	柴田 巧君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君
寺田 典城君	中西 健治君	敏幸君	風間 直樹君
松田 公太君	水野 賢一君	片山虎之助君	金子 洋一君
荒井 広幸君	藤井 孝男君	惠美君	川上 義博君
中山 恭子君	又市 征治君	神本美恵子君	藤本 祐司君
舛添 要一君	吉田 忠智君	北澤 俊美君	藤原 良信君
山内 德信君	自見庄三郎君	小西 洋之君	前川 清成君
亀井並紀子君	糸数 慶子君	小見山幸治君	牧山ひろえ君
森田 高君	浜田 和幸君	東君	松井 孝治君
尾辻 秀久君	山下 芳生君	了君	松野 信夫君
井上 哲士君	市田 忠義君	主濱	水岡 俊一君
紙 智子君	田村 智子君	鈴木 寛君	森 ゆうこ君
大門実紀史君	山下 芳生君	田中 直紀君	柳澤 光美君
足立 信也君	辻 鈴木	谷 武内	山根 隆治君
有田 芳生君	辻 マルティ君	田城 駿君	吉川 沙織君
石井 一君	辻 泰弘君	高橋 千秋君	蓮 舟君
一川 保夫君	辻 亮子君	谷 博之君	青木 一彦君
植松恵美子君	辻 羽田雄一郎君	谷岡 郁子君	有村 治子君
江田 五月君	辻 長浜	西村まさみ君	岩城 光英君
小川 敏夫君	辻 博行君	中村 直嶋	磯崎 仁彦君
大河原雅子君	辻 正行君	中村 哲治君	猪口 邦子君
大久保潔重君	辻 友近	岸 哲治君	岩城 光英君
大島九州男君	辻 聰朗君	岸 光英君	岸 光英君
平山 幸司君	辻 聰朗君	岸 光英君	岸 光英君
広田 一君	辻 聰朗君	岸 光英君	岸 光英君
平山 幸司君	辻 聰朗君	岸 光英君	岸 光英君
広野ただし君	辻 聰朗君	岸 光英君	岸 光英君
藤末 健三君	佐藤ゆかり君	島尻安伊子君	山東 昭子君
藤谷 光信君	世耕 弘成君	中川 雅治君	鈴木 政二君
藤原 正司君	伊達 忠一君	中西 祐介君	関口 昌一君
舟山 康江君	谷川 秀善君	中川 雅治君	高階恵美子君
前田 武志君	西田 昌司君	中曾根弘文君	鶴保 康介君
増子 輝彦君	野上浩太郎君	中村 博彦君	中村 博彦君
水戸 將史君	二之湯 智君	福岡 資磨君	福岡 資磨君
松浦 大悟君	柳井 基之君	松山 政人君	松山 政人君
大悟君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	橋本 聖子君
大悟君	林 芳正君	福岡 祥史君	福岡 祥史君
大悟君	藤井 新平君	丸山 和也君	丸山 和也君
大悟君	古川 俊治君	水落 敏栄君	水落 敏栄君
大悟君	松村 龍二君	宮沢 洋一君	宮沢 洋一君
大悟君	丸川 珠代君	山崎 力君	山崎 力君
大悟君	溝手 顕正君	山崎 正昭君	山崎 正昭君
大悟君	森 まさこ君	山谷えり子君	山谷えり子君
大悟君	森 まさこ君	山崎 正昭君	山崎 正昭君
佐藤 信秋君	佐藤 信秋君	佐藤 信秋君	佐藤 信秋君
鴻池 祥肇君	鴻池 祥肇君	鴻池 祥肇君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 信秋君	佐藤 信秋君	佐藤 信秋君
谷合 正明君	谷合 正明君	谷合 正明君	谷合 正明君
長沢 広明君	長沢 広明君	長沢 広明君	長沢 広明君

官報(号外)

平成二十三年十二月七日

参議院会議録第十一号(その一)投票者氏名

反対者氏名

○名

		法律案(内閣提出、衆議院送付)		日程第三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する	
		賛成者氏名		三三二名	
渡辺 猛之君	石川 公造君	足立 信也君	相原久美子君	辻 泰弘君	谷亮子君
荒木 清寛君	石川 博崇君	有田 芳生君	池口 修次君	轟木 利治君	辻キシマルティ君
魚住裕一郎君	西田 正明君	石井 一君	岩本 通宏君	那谷屋正義君	辻泰弘君
草川 昭三君	山本 實仁君	松 あきら君	西田 実仁君	中谷 智司君	徳永エリ君
竹谷とし子君	浜田 昌良君	上野ひろし君	山本 博司君	長浜 博行君	大江 康弘君
長沢 広明君	山本 香苗君	小熊 慎司君	江田 五月君	西村まさみ君	宇都 隆史君
渡辺 孝男君	渡辺 孝男君	川田 龍平君	植松恵美子君	岡田 広君	磯崎 晟一君
江口 克彦君	寺田 典城君	柴田 巧君	小川 敏夫君	梅村 聰君	衛藤 咏一君
小野 次郎君	桜内 文城君	市田 忠義君	岡崎トミ子君	羽田雄一郎君	岡田 直樹君
松田 公太君	井上 哲士君	水野 賢一君	大河原雅子君	平野達男君	金子原二郎君
紙 智子君	紙 智子君	田村 智子君	大久保潔重君	平山 誠君	岸 宏一君
大門実紀史君	荒井 広幸君	山下 芳生君	岡上 敏幸君	白 真勲君	津田弥太郎君
舛添 要一君	藤井 孝男君	市川 虎之助君	金子 恵美君	岸 信夫君	磯崎 仁彦君
又市 征治君	山内 德信君	福島みすほ君	神本美恵子君	佐藤 信秋君	宇都 通子君
吉田 忠智君	亀井亞紀子君	川北澤 俊美君	川上 義博君	佐藤ゆかり君	磯崎 陽輔君
自見庄三郎君	森 高君	川川崎 俊美君	川合 孝典君	佐藤 安伊子君	宇都 隆史君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君	川前田 稔君	藤谷 光信君	佐藤 実信君	大江 康弘君
浜田 和幸君	森田 高君	川藤 勉君	藤原 正司君	佐藤 幸久君	宇都 隆史君
武内 則男君	田中 直紀君	鈴木 主演	藤原 健三君	藤本 祐司君	岩井 茂樹君
谷 博之君	高橋 千秋君	櫻井 與石	藤末 健三君	藤田 幸久君	谷岡 郁子君
赤石 清美君	青木 一彦君	佐藤 公治君	藤谷 光信君	廣田 一君	石井 準一君
愛知 治郎君	蓮 芳君	佐藤 充君	前田 武志君	平山 幸司君	石井みどり君
有村 治子君	吉川 防君	芝 斎藤	藤原 康江君	白 真勲君	谷岡 郁子君
横峯 良郎君	柳澤 光美君	今野 東君	舟山 康江君	岸 信夫君	石井 浩郎君
米長 晴信君	森 ゆうこ君	行田 邦子君	川前田 清成君	佐藤 信秋君	磯崎 仁彦君
安井美沙子君	水岡 俊一君	小林 正夫君	川牧山ひろえ君	佐藤 実信君	宇都 通子君
柳田 稔君	柳澤 光美君	柳井 邦彦君	川松井 孝治君	佐藤 幸久君	大冢 敏志君
松村 龍二君	新平君	柳井 大悟君	川増子 信夫君	佐藤 実信君	岩城 光英君
松村 龍二君	新平君	柳井 大悟君	川前田 清成君	佐藤 実信君	岩城 光英君
松山 政司君	祥史君	柳井 大悟君	川増子 信夫君	佐藤 実信君	岩城 光英君

平成二十三年十二月七日

参議院会議録第十一号(その一) 投票者氏名

丸川 珠代君	丸山 和也君	吉田 忠智君	自見庄三郎君	亀井亜紀子君
三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	森田 高君	安井美沙子君
溝手 豊正君	山崎 力君	山崎 えり子君	浜田 和幸君	斎藤 嘉隆君
森 まさこ君	吉田 博美君	山本 順三君	糸数 慶子君	柳田 稔君
山崎 正昭君	山本 一太君	吉田 弘介君	尾辻 秀久君	山根 隆治君
若林 健太君	吉田 博美君	山崎 えり子君	佐藤 公治君	吉川 沙織君
渡辺 猛之君	山崎 力君	自見庄三郎君	櫻井 充君	森 ゆうこ君
荒木 清寛君	吉田 博美君	糸数 慶子君	佐藤 公治君	柳澤 光美君
魚住裕一郎君	吉田 博美君	尾辻 秀久君	佐藤 公治君	中曾根弘文君
草川 昭三君	吉田 博美君	佐藤 公治君	鈴木 了君	西田 昌司君
竹谷とし子君	吉田 博美君	佐藤 公治君	主濱 寛君	森 ゆうこ君
長沢 広明君	吉田 博美君	佐藤 公治君	鈴木 勝君	柳澤 光美君
浜田 昌良君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	中曾根弘文君
山本 香苗君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
渡辺 孝男君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
江口 克彦君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
小野 次郎君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
桜内 文城君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
寺田 典城君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
松田 公太君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
井上 哲士君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
紙 智子君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
大門実紀史君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
荒井 広幸君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
中山 恭子君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
舛添 要一君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
又市 征治君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
山内 德信君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
小見山 幸治君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
小西 洋之君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
行田 小林 邦子君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
水戸 將史君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
水岡 俊一君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
二三之湯 智君	吉田 博美君	佐藤 公治君	佐藤 公治君	西田 昌司君
二四	二五名	提出、第百七十九回国会衆議院送付) の一部を改正する法律案(第百七十七回国会内閣 日程第四 国民年金法等の一部を改正する法律等	○名	
賛成者氏名	反対者氏名			
足立 信也君	有田 芳生君	相原久美子君		
石井 一君	池口 修次君	梅村 聰君		
一川 保夫君	石橋 通宏君	岩本 司君		
江田 五月君	梅村 聰君	司君		
小川 敏夫君	植松恵美子君			
大河原雅子君				
渡辺 大久保重君				
小野 善也君				
江口 金子				
山下 恵美子君				
市田 恵子君				
田村 忠義君				
水野 賢一君				
中西 健治君				
柴田 巧君				
松田 龍平君				
寺田 伸一君				
井上 哲士君				
紙 智子君				
大塚 敏幸君				
岡崎トミ子君				
加藤 耕平君				
大久保潔重君				
大河原雅子君				
小熊 健司君				
山本 博司君				
上野ひろし君				
川田 実仁君				
松本 博司君				
松田 龍平君				
浜田 昌良君				
山本 香苗君				
渡辺 孝男君				
江口 克彦君				
小野 次郎君				
桜内 文城君				
寺田 典城君				
松田 公太君				
井上 哲士君				
紙 智子君				
大門実紀史君				
荒井 広幸君				
中山 恭子君				
舛添 要一君				
又市 征治君				
山内 德信君				
小見山 幸治君				
小西 洋之君				
行田 小林 邦子君				
水戸 將史君				
水岡 俊一君				
二三之湯 智君				
二四				

官報(号外)

平成二十三年十二月七日

参議院会議録第十一号(その一)

投票者氏名

野上 浩太郎君 長谷川 岳君	橋本 哲郎君 野村 哲郎君	自見庄三郎君 糸数 寿子君	森田 高君 尾辻 秀久君
林 芳正君 藤井 基之君	福岡 資麿君 藤川 政人君	浜田 和幸君	一七名
古川 俊治君 松下 新平君	牧野たかお君 松村 祥史君	上野ひろし君 小熊 慎司君	金子 恵美君 神本恵子君
松村 龍二君 丸川 珠代君	松山 政司君 丸山 和也君	川田 龍平君 柴田 巧君	北澤 俊美君 中西 洋之君
三原じゅん子君 溝手 豊正君	水落 敏栄君 森 まさこ君	小野 文城君 寺田 典城君	小見山 幸治君 大門実紀史君
森 まさこ君 山崎 正昭君	宮沢 洋一君 山崎 力君	川崎 喬治君 市田 忠義君	川合 孝典君 川崎 稔君
山崎 正昭君 山谷えり子君	吉田 博美君 吉田 健太君	水野 賢一君 山下 芳生君	江口 克彦君 山下 智子君
山本 順三君 義家 弘介君	山本 一太君 山本 健太君	中西 健治君 田村 智子君	小野 次郎君 大門実紀史君
脇 雅史君 秋野 公造君	渡辺 猛之君 荒木 清寛君	柴田 巧君 市田 忠義君	寺田 典城君 井上 哲士君
石川 博崇君 加藤 修一君	魚住裕一郎君 草川 昭三君	水野 賢一君 紙 智子君	松田 公太君 井上 哲士君
木庭健太郎君 谷合 正明君	竹谷とし子君 長沢 広明君	中西 健治君 山下 芳生君	松田 公太君 井上 哲士君
西田 実仁君 松 あきら君	浜田 昌良君 浜田 渡辺	中西 健治君 吉田 博美君	行田 邦子君 行田 邦子君
山本 博司君 荒井 広幸君	山本 香苗君 山本 石井	中西 健治君 吉田 博美君	小林 正夫君 小林 正夫君
中山 恭子君 外添 要一君	片山虎之助君 藤井 孝男君	中西 健治君 吉田 博美君	川崎 稔君 川崎 稔君
吉田 忠智君 又市 征治君	福島みづほ君 藤井 亜紀子君	中西 健治君 吉田 博美君	金子 洋一君 金子 洋一君
			藤原 正司君 舟山 康江君
			藤末 健三君 前川 清成君
			藤谷 光信君 藤田 幸久君
			藤原 良信君 藤本 祐司君

反対者氏名
上野ひろし君
小熊 慎司君
川田 龍平君
柴田 巧君
水野 賢一君
市田 忠義君
紙 智子君
大門実紀史君

賛成者氏名
足立 信也君
有田 芳生君
相原久美子君
一川 保夫君
石井 一君
池口 修次君
岩本 通宏君
石橋 通宏君
中村 哲治君
直嶋 正行君
友近 聰朗君
中村 哲治君
渡辺 孝男君
藤井 孝男君
植松恵美子君
小川 敏夫君
白 真勲君
尾立 源幸君
大久保 勉君
大河原雅子君

(内閣提出、衆議院送付)
日程第六 津波防災地域づくりに関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

大久保潔重君 大塚 耕平君 岡崎トミ子君 加藤 敏幸君 金子 恵美君 神本恵子君 川上 義博君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山 幸治君 輿石 東君 佐藤 公治君 櫻井 充君 主瀬 了君 鈴木 寛君 田中 直紀君 武内 則男君 谷 亮子君 田中 直紀君 谷 高橋 谷 博之君 高橋 千秋君 高橋 千秋君 斎藤 嘉隆君 斎藤 嘉隆君 芝 博一君 柳澤 光美君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 吉川 沙織君 蓮 紗織君 蓮 紗織君 山根 隆治君 山根 隆治君 柳田 稔君 柳田 稔君 横峯 良郎君 横峯 良郎君 米長 晴信君 米長 晴信君 愛知 治郎君 愛知 治郎君 赤石 清美君 赤石 清美君 石井 準一君 石井 準一君 石井 一彦君 石井 一彦君 青木 一彦君 青木 一彦君 有村 治子君 有村 治子君 猪口 浩郎君 猪口 浩郎君 石井 浩郎君 石井 浩郎君 磯崎 仁彥君 磯崎 仁彥君 邦子君 邦子君 邦子君 邦子君 岩城 光英君 岩城 光英君 大家 敏志君 大家 敏志君 岡田 直樹君 岡田 直樹君 金子原二郎君 金子原二郎君 岸 宏一君 岸 宏一君 岸 片山さつき君 岸 片山さつき君 岡田 広君 岡田 広君 大江 康弘君 大江 康弘君 宇都 隆史君 宇都 隆史君 岩井 茂樹君 岩井 茂樹君 磯崎 陽輔君 磯崎 陽輔君 岸 岸 岸 岸 川口 順子君 川口 順子君 熊谷 信夫君 熊谷 信夫君 大君 大君	大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 風間 直樹君 森田 高君 尾辻 秀久君	大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 風間 直樹君 森田 高君 尾辻 秀久君
平野 達男君 平山 幸司君	平山 誠君 広野だだし君 藤末 健三君 藤谷 光信君 藤原 正司君 舟山 康江君	平山 誠君 広野だだし君 藤末 健三君 藤谷 光信君 藤原 正司君 舟山 康江君
羽田雄一郎君 林 久美子君 平山 幸司君	福山 哲郎君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 藤原 良信君 藤田 幸久君 藤本 祐司君	福山 哲郎君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 藤原 良信君 藤田 幸久君 藤本 祐司君
小泉 昭男君 小泉 昭男君	一君 一君 一君 一君 一君 一君	一君 一君 一君 一君 一君 一君

鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	竹谷とし子君	谷合 正明君
佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	長沢 広明君	西田 実仁君
山東 昭子君	島尻安伊子君	浜田 昌良君	松 あきら君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	山本 香苗君	山本 博司君
閔口 昌一君	伊達 忠一君	江口 克彦君	上野ひろし君
高階恵美子君	谷川 美善君	小野 次郎君	渡辺 孝男君
鶴保 康介君	中川 雅治君	桜内 文城君	山本 香苗君
中曾根弘文君	中西 祐介君	寺田 典城君	川田 龍平君
中村 博彦君	二之湯 智君	野上浩太郎君	柴田 巧君
西田 昌司君	野上浩太郎君	松田 公太君	中西 健治君
野村 哲郎君	長谷川 岳君	井上 哲士君	水野 賢一君
橋本 聖子君	林 芳正君	紙 智子君	市田 忠義君
福岡 資磨君	藤井 基之君	大門実紀史君	田村 智子君
藤川 政人君	古川 俊治君	荒井 広幸君	山下 芳生君
牧野たかお君	松下 新平君	中山 恭子君	片山虎之助君
松村 祥史君	松村 龍二君	舛添 要一君	藤井 孝男君
松山 政司君	丸川 珠代君	又市 征治君	福島みづほ君
丸山 和也君	三原じゅん子君	吉田 忠智君	山内 徳信君
水落 敏栄君	溝手 顯正君	自見庄三郎君	亀井亞紀子君
宮沢 洋一君	森 まさこ君	糸数 慶子君	森 高君
山崎 力君	山崎 正昭君	浜田 和幸君	尾辻 秀久君
山田 俊男君	山谷えり子君		
山本 一太君	山本 順三君		
吉田 博美君	義家 弘介君	○名	○名
若林 健太君	脇 雅史君	反対者氏名	
渡辺 猛之君			
荒木 清寛君			
魚住裕一郎君			
草川 昭三君			

民主党政権の国づくりビジョンに関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

りかねない。

そこで、以下、質問する。

一 東日本大震災の津波により甚大な被害が生じた地域の復興のため、現在政府において、防災集団移転促進事業を進めていると承知している。同事業においては、まさに地域住民の生活の根幹に関わるため、地域住民の意思の尊重が優先されるべきである。同事業において、政府は地域住民の意向をどのように取り込んだのか、具体的に示されたい。

二 生活の根幹であり、地域コミュニティを形成する住生活環境が変化することは、住民にとって精神的・肉体的・経済的に大きな負担である。この負担を軽減するために、移転は一気に進めるべきではなく、段階的に進めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 他方、全国的・統一的な国土形成計画については、現在も自由民主党政権下の二〇〇八年七月に閣議決定された国土形成計画(全国計画)に基づいて進められていると承知している。しかし、東日本大震災という大災害を受け、同計画も見直す必要があると考へるが、今後の同計画の見直しのスケジュールを含めた政府の方針を明らかにされたい。

四 現在、日本は超巨大地震の連動の危機に直している。首都直下型地震が発生すると、国会・政府機能がほとんど停止し、國家の存亡の危機に立たざる可能性もある。このような危機に遭遇しても、日本が滅びずに存続するため

の強制力を手に入れるために、日本全体を見渡した新しい国土計画を策定・実行する必要があると考えるが、民主党政権の国づくりビジョンの方針性・在り方について見解を示されたい。

五 全国的大統一的な国づくりビジョンと地域住民の意向に食い違いが生じる事態も考えられるが、その際の優先順位について政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員岩井茂樹君提出民主党政権の国づくりビジョンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩井茂樹君提出民主党政権の国づくりビジョンに関する質問に対する答弁書

参議院議員岩井茂樹君提出民主党政権の国づくりビジョンに関する質問に即して、適切に事業を実施すべきであると考えている。

三から五までについて

お尋ねについては、東日本大震災を教訓に、平成二十三年七月に国土審議会政策部会防災国土づくり委員会において取りまとめられた「災害に強い国土づくりへの提言」（以下「提言」といいう。）を踏まえ、広域的な観点からの東京圏の諸機能の分散やバックアップ体制の構築、災害リスクを考慮した安全で安心できる国土利用への誘導、再生可能エネルギーの導入を始めとする低炭素・循環型社会の構築等を通じて、災害による医療分野において無くてはならない必須医薬品である。本年三月に発生した東日本大震災後の医療支援においても、基礎的輸液製剤の果たした役割は極めて大きく、多くの傷病者の治療に貢献したものと承知している。

基礎的輸液製剤を含め、医療にとって必須である医薬品の多くは古くから供給されているため、長年にわたって公定価格である薬価の改定を受けている。基礎的輸液製剤の薬価は、他の医薬品と同様に継続的に下落しており、ペントボトル入り飲料水やスポーツ飲料の価格と比較しても低い水準となっている品目もある。一部の品目では不採算品再算定により薬価の引上げ措置を受けてもな

の強制力を手に入れるために、日本全体を見渡す必要がある。

二について
防災集団移転促進事業の実施に当たっては、

住居を移転しようとする住民の負担を軽減することが重要であると認識しております。御指摘のとおり、移転を段階的に進めることも含め、当該事業により移転しようとする住民等の意向を尊重しつつ、地域の実情に即して、適切に事業を実施すべきであると考えている。

三から五までについて
お尋ねについては、東日本大震災を教訓に、

平成二十三年七月に国土審議会政策部会防災国土づくり委員会において取りまとめられた「災害に強い国土づくりへの提言」（以下「提言」といいう。）を踏まえ、広域的な観点からの東京圏の諸機能の分散やバックアップ体制の構築、災害リスクを考慮した安全で安心できる国土利用への誘導、再生可能エネルギーの導入を始めとする低炭素・循環型社会の構築等を通じて、災害による医療分野において無くてはならない必須医薬品である。本年三月に発生した東日本大震災後の医療支援においても、基礎的輸液製剤の果たした役割は極めて大きく、多くの傷病者の治療に貢献したものと承知している。

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

右質問する。

平成二十三年十一月二十二日 藤井 基之

参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員岩井茂樹君提出民主党政権の国づくりビジョンに関する質問に対する答弁書

参議院議員岩井茂樹君提出民主党政権の国づくりビジョンに関する質問に即して、適切に事業を実施すべきであると考えている。

三から五までについて
お尋ねについては、東日本大震災を教訓に、

結果等を踏まえ、見直しの必要性について検討してまいりたい。

防災集団移転促進事業の実施に当たっては、

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月二十二日 藤井 基之

参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十二日 藤井 基之

参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的輸液製剤の薬価を引き上げるべきと考へるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

藤井 基之

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

基礎的輸液製剤の安定供給に関する質問

二 基礎的

一について

既に薬価基準に収載されている医薬品の薬価については、中央社会保険医療協議会において了解された「薬価算定の基準について」(平成二十二年二月十二日付け保発〇二一二第一号厚生労働省保険局長通知別添)に基づき、原則として、当該医薬品の市場における実勢価格の加重平均値が現行の薬価基準における薬価を下回つてることが明らかになつたものについて、薬価改定時に実勢価格に対応して引き下げている。

一方で、保険医療上の必要性が高く供給の継続が必要であるものの、薬価が著しく低額であるため、製造販売業者が製造販売を継続することができ困難な医薬品の薬価については、不採算品再算定の対象として、原価計算方式により算定しており、お尋ねの基礎的輸液製剤の薬価についても、個々の医薬品に関する保険医療上の必要性等を精査した上で、適切に対応してまいりたい。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の教育分野への影響に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十三年十一月二十四日
上野 通子
参議院議長 平田 健二殿

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の教育分野への影響に関する質問主意書

野田佳彦首相は環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の交渉参加を内外に表明した。我が国がTPP協定に参加した場合の教育分野への影響について、以下のとおり質問する。

一 政府の説明によると、TPP協定は二十一分野について二十四の作業部会によつて協議が進められているが、この中に教育分野は含まれていない。しかしながら、各分野の合意内容によつては、教育分野にも直接的・間接的を問わず大きな影響が生じると考える。TPP協定への参加によつて教育分野にどのような影響が生じると考えているのか、政府の見解を示されたい。また、政府はそれについて計量的な試算を行つているのか。試算を行つている場合、その詳細を明らかにされたい。

二 TPP協定によって株式会社による学校経営が外国資本にも拡大された場合、愛国心、道徳、礼節などについての教育がないがしろにされるおそれはないか、政府の見解を示されたい。

三 TPP協定に加盟した場合、加盟各国で認定された教員などの資格者について、自国と同じよう日本で働くよう門戸開放を要請されることにならないか、政府の見解を示されたい。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の教育分野への影響に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十三年十一月二十四日
上野 通子
参議院議長 平田 健二殿

TPP協定に加盟した場合、こうした地産地消の取組が阻害されることはないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員上野通子君提出環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の教育分野への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

高校生の留学政策の転換に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月二十四日
上野 通子
参議院議長 平田 健二殿

上野 通子

高校生の留学政策の転換に関する質問主意書
文部科学省は平成二十四年度予算の概算要求の中、「高校生の留学促進等」として高校生の派遣を二千人に増やすことを掲げ、さらに「今後五年間で約一万人を目指す」としている。

かねて高校生の留学拡充を要請してきた立場から一定の評価をするが、そもそも予算枠を毎年五十人に抑えてきた現状に問題があると考える。

自民党政権で編成した平成二十一年度当初予算で高校生の派遣を六十人確保し、同年度の補正予算で千九百四十人を追加して、年間二千人にする計画があつた。ところが、民主党政権になつた直後に、関連予算が「不要不急」として執行停止され加した場合に、御指摘の教育分野や地産地消の経緯もある。

取組にどのような影響があるかを具体的にお示しすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、TPP協定交渉参加に向けた関係国との協議に際しては、国益を最大限に実現するために全力を尽くす所存である。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議員上野通子君提出環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の教育分野への影響に関する質問に対する答弁書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月二十四日
上野 通子
参議院議長 平田 健二殿

上野 通子

高校生の留学政策の転換に関する質問主意書
文部科学省は平成二十四年度予算の概算要求の中、「高校生の留学促進等」として高校生の派遣を二千人に増やすことを掲げ、さらに「今後五年間で約一万人を目指す」としている。

かねて高校生の留学拡充を要請してきた立場から一定の評価をするが、そもそも予算枠を毎年五十人に抑えてきた現状に問題があると考える。

自民党政権で編成した平成二十一年度当初予算で高校生の派遣を六十人確保し、同年度の補正予算で千九百四十人を追加して、年間二千人にする計画があつた。ところが、民主党政権になつた直後に、関連予算が「不要不急」として執行停止され加した場合に、御指摘の教育分野や地産地消の経緯もある。

高校生の留学をないがしろにしてきた民主党政権が、過去を反省せずに留学の拡充を掲げるのは、どういう理由なのか。高校生の留学政策の転換について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員上野通子君提出高校生の留学政策の転換に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出高校生の留学政策の転換に関する質問に対する答弁書

「グローバル人材育成推進会議の開催について」

(平成二十三年五月十九日新成長戦略実現会議決定)に基づき開催してきた「グローバル人材育成推進会議」が平成二十三年六月二十二日に取りまとめた「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」において、「東日本大震災という深刻な危機を経験している我が国経済が新たな成長軌道へと再浮上するためには、創造的で活力のある若い世代の育成が急務である。とりわけ、グローバル化が加速する二十一世紀の世界経済の中につては、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化体験を身につけ、国際的に活躍できる「グローバル人材」を我が国で継続的に育てていかなければならぬ。」とし、その実現のために、「十八歳頃の時

点までに一年間以上の留学ないし在外経験を有する者を三万人規模に増加させることを目指す。」としている。また、「日本再生のための戦略に向けて」(平成二十三年八月五日閣議決定)においても、「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」を受け、海外留学等の若手の海外経験の拡大と優秀な外国人留学生との連携を促進し、国内のグローバル化に資する諸施策を初等中等教育、高等教育、経済社会の各段階において推進する」としている。

これらを踏まえ、文部科学省においては、平成二十四年度予算の概算要求において、高校生三千人分の留学に係る支援のための費用を計上しているところである。

朝鮮総連と朝鮮学校の関係などに関する質問主意書

平成二十三年十一月二十四日

参議院議長 平田 健二殿

義家 弘介

朝鮮総連と朝鮮学校の関係などに関する質問主意書

朝鮮総連と朝鮮学校の関係などに関する質問主意書

朝鮮総連と朝鮮学校の関係について、政府は

「朝鮮学校に関する質問主意書」(第百七十六回国会質問第一一九号)に対する答弁書(内閣參質一七

六第一一九号)において、「朝鮮総連は、朝鮮人学

校と密接な関係にあり、同校の教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識している。」としている。

この裏付けとして、朝鮮総連は、ホームページにおいて、「朝鮮総連は、幼稚園から初級学校、中級学校、高級学校、大学校にいたる百二十校の各級学校を日本各地に設立して、在日同胞子女に民主主義的民族教育を実施している。」、「朝鮮

学校の運営は、朝鮮総連の指導のもと教育会が責任を負っている。教育会は中央、県、学校単位で専従の活動家と同胞学父母を中心組織されている。「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがつて管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」「地域の集団的指導機関である支部常任委員会は委員長、副委員長、専門部署役員、管下の団体責任者、校長などによって構成される。」、「支部は、朝鮮総聯の方針にしたがつて管下の商工会、朝青、女性同盟、青商會、学校などと協力して、地域同胞の生活と権利、民族性を守るために活動など、すべての愛族愛國事業を企画し遂行している。」「横範分会創造運動」は、朝鮮総聯のすべての基層単位と傘下団体、事業体、学校ま

たいた十三の朝鮮学校の校舎や敷地が、整理回収機構に仮差し押さえられていることなどが報道されており、朝鮮学校が朝鮮総連の資金作りに使われていた結果であると指摘されている。

また、平成二十三年十一月十八日の「産経新聞」においては、朝鮮学校への自治体からの補助金が、朝鮮総連に流用されていた疑いがあり、「教育会」元幹部が「流用に関わった」と証言していることなどが報道されている。

現在、文部科学省は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定に基づく指定に関する規程」(以下「規程」という。)に基づき、朝鮮高級学校について、高校授業料無償化の対象となるか否かの審査を行っている。

また、政府は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づく高等学校等就学支援金について、受給権者は生徒又は学生であり、朝鮮学校等の支給対象高等学校等の設置者は就学支援金を代理受給するものであつて、国費が直接、朝鮮学校に支給されるものではないため、例えば、会計検査院による検査の対象にはならないとしている。

そこで、次の事項について質問する。

一 規程第十四条では、指定の申請に際して「財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書」等の提出を求めている。前記の報道が事実であれば、規程における収支報告等の違反となり、高校授業料無償化の対象とし

て指定されないと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 政府としても、経理上の不正事案は高校授業料無償化の対象となるか否かの審査に影響を及ぼすことから、朝鮮学校を所管する都道府県と連携の上、補助金流用の事実について確認すべきであり、その結果が判明するまでは、高校授業料無償化の判断を留保すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

の疑いがある際は、国費の問題として会計検査院による検査の対象になると考えられる。ついで、過去十年以内に、いかなる形であれ朝鮮学校に対して国費を支出した事例があれば、その内容について個別具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

三 教育基本法第十六条の「不当な支配」とは、国民全體の意思を代表するものとはいえない一部の社会的勢力が、党派的な力として教育に不当に介入してくることをいうとされる。朝鮮総連のホームページでは、朝鮮総連が専従の活動家をおいて朝鮮学校の管理運営を指導し、支部常任委員会の構成者に校長が含まれ、地方本部や支部が学校を指導していることなどを自ら認め、朝鮮学校が朝鮮総連の指導(支配)の下にある組織であることが明示されている。さらに、

前記の答弁書や、補助金流用及び整理回収機構による仮差押えの報道などにかんがみれば、朝鮮総連と朝鮮学校の関係は、中央機関から末端の分会に至るまで、事実上、一体化しており、同法第十六条の「不当な支配」に該当する疑いが極めて強いと考えるが、政府の見解を示されたいた。

定」という。」を行うか否かについて判断することとしており、お尋ねのような仮定の御質問にお答えすることは差し控えたが、一般論としては、規程に基づく申請書類に重大な虚偽があると判断される場合には、指定を行わないと判断される場合には、指定を行わないこととなると考えている。

二について

御指摘の「補助金流用の事実」については、御指摘の「朝鮮学校」に対し補助金を交付している

地方公共団体が確認すべきものであるが、一般論としては、規程に基づく申請書類に重大な虚偽があると判断される場合には、指定を行わないとこととなると考えており、文部科学省としては、適切な審査に努めてまいりたい。

三について

教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第十一条第一項に規定する「不当な支配」とは、国民全體の意思を離れて一部の勢力が教育に不当に介入する場合を指すものであり、具体的には、個別の事実関係に即して判断されることとなる。

お尋ねについては、一般論としては、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもつて、直ちに「不当な支配」があるとはいえないが、いずれにせよ、これまでのところ、御

四について

平成十八年度以降、文部科学省の補助事業等において、御指摘の「朝鮮学校」に補助金等の交付を行ったことはない。

なお、平成十七年度以前については、関連資料の保存期間が経過しているため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

心の傷病者に係る雇用保険の受給手続の改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月二十五日

浜田 昌良

参議院議長 平田 健二殿

心の傷病者に係る雇用保険の受給手続の改善に関する質問主意書

雇用保険制度について、離職後、ハローワークにて求職の申込みを行い受給資格認定の申請を行った際に、心の病を理由に労働の能力を有すると認められず、結果として、傷病手当の受給ができなかつたという手続面に関する苦情・相談を受けた。

で、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一号第一項第二号ハの規定に基づく指定に関する規程(平成二十二年十一月五日文部科学大臣決定。以下「規程」という。)に基づく審査を行つた上で、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年文部科学省令第十三号)第一条を含む法令違反による行政処分等を行つた実績はないと報告を受けている。

四 平成二十三年度補正予算においては、私立専修・各種学校施設等の災害復旧事業について、朝鮮学校も対象とされており、その用途に不正

官 報 (号 外)

受給を求める声が増えている。
そこで、以下とのおり質問する。

一 離職後、ハローワークにて受給資格認定の申請を行った際に、心の病を理由に労働の能力を有するとの認められなかつたケースについて、その件数及び受給資格認定の申請件数全体に占める比率を全国合計、都道府県労働局及びハローワーク別に把握している範囲でそれぞれ示されたい。これらを把握していない場合、サンプル調査を実施し、こうした状況を把握すべきと考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

二 離職後、ハローワークにて受給資格認定の申請を行つた際に、心の病を理由に労働の能力を有すると認められなかつた場合、その状況が三十日以上継続した場合には、受給期間を最大四年まで延長できるものとされている。しかしながら、私が相談を受けた川崎市在住者の場合、その説明がなされなかつたとのことである。厚生労働省は、当該手続の周知をどのように行つているのか。また、このような事態があつたことを踏まえ、今後、どのように改善するのか、政府の見解を示されたい。

三 履用保険の傷病手当は、ハローワークに求職の申込みを行う前から傷病にかかるつている場合には受給できない。健康保険の傷病手当金は同保険に係る被保険者期間が継続して一年以上あれば、離職後も継続して合計一年半の間は受給できるが、雇用保険の傷病手当は、病状が好転して求職の申込みを行わない限り、在職中に何十年も雇用保険料を納付していくても受給するこ

とができない。心の病の増加に伴いこのようないわゆるハローワークへの受給資格認定の申込みを一定の場合には弾力化すべきと考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

四 心の病の増加を踏まえ、雇用保険の傷病手当の受給要件となつてあるハローワークへの求職申込みを一定の場合には弾力化すべきと考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

二について
お尋ねの雇用保険の基本手当の受給期間の延長手続については、離職した方に対しても交付する雇用保険被保険者離職票にその説明を記載するとともに、雇用保険制度に関するパンフレットの配布や公共職業安定所の職員による説明等により周知を図つてはいるところであり、今後とも、これらの方法によりその周知徹底を図つていきたい。

四について
お尋ねの「ハローワークへの求職申込みを一定の場合には弾力化すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

一及び三について
お尋ねのいずれのケースについても、その件数及び比率は把握していない。

雇用保険制度は、労働者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にある場合に、その生活の安定、再就職の促進等を図ることを目的とする制度であり、また、雇用保険の傷病手当は、基本手当の受給資格を有する者が離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に支給するものであり、当該疾病はお尋ねの「心の病」に限られるものではないため、お尋ねのいずれのケースについても、調査を行う必要はないと考えている。

平成二十三年十二月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出心の傷病者に係る雇用保険の受給手続の改善に関する質問

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

第明治二十九年三月三十一日
郵便物認可

平成二十三年十二月七日 参議院会議録第一号(その一)

官報

号外 平成二十三年十二月七日

○ 第百七十九回
参議院会議録第十一号(その一)

[本号(その一)参照]

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案

右の議案を発議する。

平成二十三年十二月五日

発議者

鈴木 寛 谷 亮子
中曾根弘文 橋本 聖子
白浜 一良 江口 克彦
荒井 広幸 又市 征治

賛成者

江田 五月 広野ただし 大石 尚子 那谷屋正義 横峯 良郎 山東 昭子 岩城 光英 羽田雄一郎 棚葉賀津也 藤谷 光信 斎藤 嘉隆 鶴保 康介 松山 政司 水落 敏栄 山本 博司 柴田 巧 義家 弘介 長沢 広明 外添 要一

右の議案を発議する。
競技環境等その準備態勢を整備すべきものである。

審査報告書

東日本大震災復興特別区域法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年十二月二日

東日本大震災復興特別委員長 増子 輝彦

東日本大震災復興特別委員長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興

特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十三年度一般会計補正予算第3号(内閣府所管)に約一兆五千六百十四億六千三百万円が計上されている。

政府は、本法の施行に當たつては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

附帯決議

また、復興推進計画の認定申請に当たり確認を求められた法令の規定の解釈が、復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定の可否に關係するものである場合は、確認を求める

一、水産業の復興に当たつては、地域の漁業者が一体となつた取組に國が十分な支援策を講ずることが基本であることを踏まえ、本法の施行により漁業法の特例措置を導入するに際し、

浜全体の資源・漁場の管理に責任を持ち、その整備につき万全を期した措置を講ずること。

二、復興推進計画の認定申請に当たり、復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定に関連する法令の規定の解釈を求められた場合は、速やかに当該法令の規定の解釈に係る資料の交付を行い、回答を行うに當たつては、復興特別区域に係る制度の趣旨及び目的並びに地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮すること。

三、新たな規制の特例措置等に関する提案に復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例に関する事項が含まれる場合も、同様とすること。新たな規制の特例措置等に関する提案に復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例に関する事項が含まれる場合も、同様とすること。

四、新たな規制の特例措置に関する提案がされた場合に、新たな措置を講ずる必要がないと認めると。

五、新たな規制の特例措置に関する提案においては、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を添付するものとし、かつ、国と地方の協議会の経過及び内容についての国会報告の際、当該資料を国会に提出するとともに、インターネットで公表すること。

た特定地方公共団体への回答に当たり、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を交付するとともに、当該資料を遅滞なく国会に提出し、インターネットで公表すること。

四、地方公共団体事務政令等規制事業について条例で規制の特例措置を適用するための政省令を定めようとする場合には、当該政省令の案について、当該事業の創設を提案した特定地方公共団体に協議を行うこと。

五、本法第一条の目的及び本法第三章に規定する規制の特例措置の趣旨に鑑み、本法に規定されていないものであっても、特例措置を講じることにより事務手続が簡素化され、特定地方公共団体にとって有益であると判断されるものについては、速やかに法的措置を講ずること。

六、復興特別区域基本方針を定めるに当たつては、二から五までの項目を具体的に盛り込むこと。

七、国会に対する復興特別意見書の提出等に係る規定や国と地方の協議会における協議結果の国報告等に係る規定が新設されることに鑑み、地方自治体に対する制度の趣旨や内容の周知を図ること等をはじめとして復興庁が極力地方自治体の立場に立った対応につとめる等により、これらの規定が活用されるよう努めること。

八、特定地方公共団体における復興推進計画の策定に当たっては、必要に応じ、地域の実情を考慮した適切な方法で、住民の意見を反映させたための必要な措置を講じることができることを右決議する。

官報(号外)

東日本大震災復興特別区域法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十一月二十九日

参議院議長 平田 健二殿 衆議院議長 横路 孝弘

（小字及び
は衆議院修正）

東日本大震災復興特別区域法案

（小字及び
は衆議院修正）

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 復興特別区域基本方針(第三条)

第三章 復興推進計画に係る特別の措置(第十三条)

第一節 復興推進計画の認定等(第四条—第六十三条)

第二節 認定復興推進計画に基づく事業に対する特別の措置(第十四条—第十六条)

第二款 課税の特例(第三十七条—第四十一条)

第一款 規制の特例措置(第十四条—第十三条)

第三款 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(第四十二条)

第四款 復興特区支援利子補給金の支給(第四十四条)

第五款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第四十五条)

第四章 復興整備計画等に係る特別の措置(第五十六条)

第一節 復興整備計画の作成等(第四十六条)

（第一条 第五十六条）

第二節 復興一体事業(第五十七条—第六十条)

三条 復興整備計画の実施に係る特別の措置(第六十四条—第七十六条)

第五章 復興交付金事業計画に係る特別の措置(第六十四条—第七十六条)

第一節 復興交付金事業計画の作成等(第七十七条—第七十九条)

第二節 復興交付金(第七十八条—第八十条)

第六章 雜則(第八十一条—第八十六条)

第七章 罰則(第八十七条—第八十九条)

附則(第九十一条—九十三条)

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第十条の規定の趣旨にのつとり、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めることにより、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図り、もって同法第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

二、次に掲げる事業であつて個人事業者又は法人により行われるもの

イ、産業集積の形成及び活性化を図ることを

イ、通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業(口に掲げるものを除く。)

ロ、イに規定する地域において建築物の建築

及び賃貸をする事業であつて産業集積の形成及び活性化に寄与するもの

ハ、東日本大震災により相当数の住宅が滅失

した地域において賃貸住宅の供給を行う事業であつて居住の安定の確保に寄与するもの

二、農林水産業、社会福祉、環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて復興推進計画の区域における

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による灾害をいう。

2、この法律において「復興特別区域」とは、第四十条第一項に規定する復興推進計画(次項において単に「復興推進計画」という。)の区域、第四十一条第一項に規定する復興整備計画の区域及び第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画の区域をいう。

3、この法律において「復興推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一、別表に掲げる事業で、第三章第二節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受ける

2、この法律において「復興特別区域」とは、第四十条第一項に規定する復興推進計画(次項において単に「復興推進計画」という。)の区域、第四十一条第一項に規定する復興整備計画の区域及び第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画の区域をいう。

3、この法律において「復興推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的・社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

三 復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的・社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものを行うのに必要な資金を貸し付ける事業(第四十四条第一項において「復興特区支援貸付事業」という。)であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関(同項において単に「金融機関」という。)により行われるもの

四 復興推進計画の区域における東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する事業(第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。)の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二百七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

4 この法律において「政令等」とは、法律により規定された規制についての第十四条から第三十四条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第三十五条の規定による政令若しくは内閣府令(告示を含む。)・主務省令(第八十三条)

ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第三十五条及び第三十六条において「内閣府令・主務省令」という。又は第三十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5 この法律において「改良住宅」とは、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅をいう。

6 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

7 この法律において「海岸保全区域」とは、海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。

8 この法律において「森林」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。

9 この法律において「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。

10 この法律において「一級河川」とは、河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第四条第一項に規定する一級河川をいう。

11 この法律において「土地改良事業」とは、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。)をいう。

12 この法律において「集団移転促進事業」とは、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十二号)第五十三条において「集団移転促進法」という。)第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。

13 この法律において「漁港漁場整備事業」とは、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。

14 この法律において「土地地区画整理事業」とは、土地地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第二条第一項に規定する土地地区画整理事業をいう。

15 第二章 復興特別区域基本方針

第三条 政府は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのつとり、かつ、同法第三条に規定する東日本大震災復興基本方針に基づき、復興特別区域における復興推進事業 第四十六条 第二項第四号に規定する復興整備事業及び第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等の実施による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進(次項において「復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進」という。)に関する基本的な方針(以下「復興特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。

16 第三章 復興推進計画に係る特別の措置

第一節 復興推進計画の認定等

(復興推進計画の認定)

17 第四条 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第二百八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域(政令で定めるものを除く。)又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの(以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域」という。)である地方公共団体(以下「特定

公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針

三 次条第一項に規定する復興推進計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

四 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に關し政府が講すべき措置についての措定に關する復興特別区域基本方針の案についての閣議の決定を求めるべき事項

五 前各号に掲げるもののほか、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に關し必要な事項

六 内閣総理大臣は、東日本大震災復興対策本部が作成した復興特別区域基本方針の案についての閣議の決定を求めるべき事項

7 第二章 復興特別区域基本方針

第三条 政府は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのつとり、かつ、同法第三条に規定する東日本大震災復興基本方針に基づき、復興特別区域における復興推進事業 第四十六条 第二項第四号に規定する復興整備事業及び第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等の実施による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進(次項において「復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進」という。)に関する基本的な方針(以下「復興特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。

8 第三章 復興推進計画に係る特別の措置

第一節 復興推進計画の認定等

(復興推進計画の認定)

9 第四条 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第二百八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域(政令で定めるものを除く。)又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの(以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域」という。)である地方公共団体(以下「特定

官報 (号外)	地方公共団体」という。」は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進(以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。)を図るための計画(以下「復興推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
五 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項	五 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項
六 前号に規定する復興推進事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容	六 前号に規定する復興推進事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容
七 前各号に掲げるもののほか、第五号に規定する復興推進事業に関する事項その他復興推進に関し必要な事項	七 前各号に掲げるもののほか、第五号に規定する復興推進事業に関する事項その他復興推進に関し必要な事項
八 特定地方公共団体は、復興推進計画を作成し	八 特定地方公共団体は、復興推進計画を作成し
九 特定地方公共団体は、申請に当たっては、当該協議の概要	九 特定地方公共団体は、申請に当たっては、当該協議の概要
十 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条から第六条までにおいて単に「認定」という。)をしようとするときは、復興推進計画に定められた復興推進事業に関する関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。	十 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条から第六条までにおいて単に「認定」という。)をしようとするときは、復興推進計画に定められた復興推進事業に関する関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。
十一 内閣総理大臣は、申請を受けた日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならぬ。	十一 内閣総理大臣は、申請を受けた日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならぬ。
一二 内閣総理大臣は、申請を受けた日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならぬ。	一二 内閣総理大臣は、申請を受けた日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならぬ。
一三 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画の変更(認定復興推進計画の変更)	一三 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画の変更(認定復興推進計画の変更)
一四 第六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画(以下「認定復興推進計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。	一四 第六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画(以下「認定復興推進計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
一五 第四条第二項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定復興推進計画の変更について準用する。	一五 第四条第二項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定復興推進計画の変更について準用する。
一六 第七条 内閣総理大臣は、第四条第九項の認定	一六 第七条 内閣総理大臣は、第四条第九項の認定

<p>(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。)を受けた特定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)に対し、認定復興推進計画(認定復興推進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定復興推進計画に定められた復興推進事業の実施の状況について報告を求めることができる。</p>	<p>(措置の要求)</p>
<p>第八条 内閣総理大臣は、認定復興推進計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定復興推進計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。</p>	<p>2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定復興推進計画に係る復興推進事業の実施に關し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該復興推進事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。</p>
<p>3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定復興推進計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>	<p>4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、東日本大震災復興対策本部が作成した復興特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。</p>
<p>5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、復興特別区域基本方針を公表しなければならない。</p>	<p>6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした認定地方公共団体等に通知しなければならない。</p>
<p>第九条 内閣総理大臣は、認定復興推進計画が第四条第九項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに關し必要と認める意見を申し出ることができる。</p>
<p>3 第四条第十一項の規定は、第一項の規定により認定復興推進計画の認定の取消しについて準用する。</p>	<p>(認定地方公共団体への援助等)</p>
<p>第十条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定復興推進計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p>	<p>2 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。</p>
<p>3 前項の規定による要請を受けた認定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</p>	<p>4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、東日本大震災復興対策本部が作成した復興特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。</p>
<p>5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、復興特別区域基本方針を公表しなければならない。</p>	<p>6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした認定地方公共団体等に通知しなければならない。</p>
<p>7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会(当該提案をした認定地方公共団体等を構成員とするものに</p>	<p>(以下この条において単に「提案」という。)をすることができる。</p>
<p>2 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。</p>	<p>2 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。</p>
<p>3 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。</p>	<p>3 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。</p>

官 報 (号 外)

		第一節 認定復興推進計画に基づく事業に対する特別の措置	
二 一 地方公共団体の長その他の執行機関(第一項の認定地方公共団体等の長を除く。)		二 一 当該都道県内の特定地方公共団体が組織した地域協議会を代表する者(地域協議会が二以上ある場合にあっては、各地域協議会を代表する者)	
三 二 当該都道県の区域内において復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者		三 二 その他当該都道県の区域内における復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者	
四 三 第一項の協議を行うための会議(以下この条において単に「会議」という。)は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもつて構成する。		四 四 第一項の協議を行なうための会議(以下この条及び次節において「地域協議会」という。)を組織することができる。	
五 五 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。		六 六 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者	
六 七 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者		七 七 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者	
七 八 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者		八 八 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。	
八 九 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。この場合において、認定地方公共団体等の講ずる措置の円滑かつ確実な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等(認定地方公共団体の長を除く。)は、速やかに、所要の措置の他の措置を講じなければならないものとする。		九 九 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。	
九 一〇 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たつては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。		一〇 一〇 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。	
一〇 一一 内閣総理大臣は、会議における協議の経過及び内容を、適時(会議において協議が調わなかつた場合には、遅滞なく)、かつ、適切な方法で、国会に報告するものとする。		一一 一一 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に關し必要な事項は、地域協議会が定める。	

一 当該免許を受けた後速やかに水産動植物の養殖の事業を開始する具体的な計画を有する者であること。

二 水産動植物の養殖の事業を適確に行うに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

三 十分な社会的信用を有する者であること。

四 その者の行う当該免許に係る水産動植物の養殖の事業が漁業生産の増大、当該免許に係る地元地区内に住所を有する漁民の生業の維持、雇用機会の創出その他の当該地元地区的活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことが確実であると認められること。

五 その者の行う当該免許に係る水産動植物の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

(建築基準法の特例)

第十五条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興建築物整備事業（復興産業集積区域、復興居住区域又は復興特定区域の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項及び別表の二の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画に定められたこれらの区域内の建築物に対する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第一項から第十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項におい

て準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは、特定行政庁が、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二号）第十五条第一項の認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同条第二項に規定する基本方針（以下この条において「認定計画基本方針」という。）に適合すると認めて許可した場合その他のと、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め」とあるのは、「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは、「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の復興推進計画には、第四条第二項第七号に掲げる事項として、当該復興推進計画において定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。

第十六条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興建築物整備事業（復興産業集積区域、復興居住区域又は復興特定区域の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次項及び別表の二の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画に定められたこれらの区域内の建築物に対する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

第十七条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、応急仮設建築物活用事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

2 前項の復興推進計画には、第四条第二項第七号に掲げる事項として、当該特別用途地区復興建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

3 (道路運送法の特例)

第十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、被災区域乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第三条第一号イに掲げる復興推進計画の区域内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業）を経営する者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下この条及び別表の五の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、当該復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業に関する国土交通省令（都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八

又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 特定地方公共団体は、前項の認定を申請しようとするとときは、第四条第三項の規定にかかるとおり、当該申請に係る復興推進計画に定めようとする被災区域道路運送確保事業の内容について、当該被災区域道路運送確保事業の実施主体として当該復興推進計画に定めようとする者の同意を得なければならない。

閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は都道府県公安委員会の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(公営住宅法等の特例)

第十九条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、罹災者公営住宅等供給事業(復興推進計画の区域内において次に掲げる全ての事業を行う事業をいう。以下同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該罹災者公営住宅等供給事業については、次条及び第二十一条の規定を適用する。

3 国土交通大臣は、第一項の認定の申請に係る第四条第十項(第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意を求められたときは、当該申請に係る復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業のうち、道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならぬものについて、その内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、第四条第十項の同意をしてはならない。

4 国土交通大臣は、特定地方公共団体及び第一項の認定の申請に係る復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業の実施主体に対して、第四条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

5 国土交通大臣は、第一項の認定の申請に係る第四条第十項の同意を求められたときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者(道路法、昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下の項において同じ。)に、国土交通省令・内

号に掲げる事項として、前項第一号に掲げる事業の期間を定めるものとする。

第二十条 前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた罹災者公営住宅等供給事業に係る公営住宅又は改良住宅に入居しようとする被災者等については、当該復興推進計画に記載された同条第二項の期間が満了する日(その日が

平成三十三年三月十一日後の日であるときは、同月十一日)までの間、公営住宅法第二十三条第三号(住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号(住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者とみなす。

第二十一条 第十九条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた罹災者公営住宅等供給事業に係る公営住宅若しくは当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設又は改良住宅(次条において「公営住宅等」といいう。)に対する同法第四十四条第一項及び第二項(これらに規定する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに公営住宅法附則第十六項の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「公営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの修繕若しくは改良に要する費用に」とあるのは「公営住宅の整備若しくは共同施設の整備若しくはこれららの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条の地域住

宅計画に基づく事業若しくは事務の実施に要する費用に」と、同法附則第十六項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とす

る。ただし、復興推進計画に定めた場合においては「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

第二十二条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興推進公営住宅等管理等事業(復興推進計画の区域内において公営住宅等の適切な管理及び処分による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るために実施される次に掲げる事業を内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該罹災者公営住宅等供給事業については、次条及び第二十一条の規定を適用する。

一 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第八条第一項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二十二条第一項の規定による国の補助を受けて公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等をする

二 当該復興推進計画の区域内において東日本大震災により滅失した住宅に居住している者又は当該復興推進計画の区域内において実施される都市計画事業その他国土交通省令で定める事業の実施に伴い移転が必要になつた者(次条において「被災者等」という。)に、公営住宅又は改良住宅を賃貸する事業

一 公営住宅法第四十四条第三項(住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に基づき、東日本大震災により被害を受けた公営住宅等の用途を廃止する事業

二 公営住宅法第四十五条第一項に基づき、同項に規定する社会福祉法人等に公営住宅を住宅として使用させる事業

三 公営住宅法第四十六条第一項(住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合

を含む。以下この号において同じ。)に基づき、公営住宅等を他の地方公共団体に譲渡する事業

2 国土交通大臣は、前項(第一号又は第三号に係る部分に限る)の認定の申請に係る第四条第十一項(第六条第二項において準用する場合を含む。)の同意を求められたときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

3 特定地方公共団体である市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、第一項の認定を受けたときは、その旨を当該市町村の存する都道県の知事に通知するものとする。

(農地法等の特例)

第二十三条 特定地方公共団体である市町村(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けたものに限る。)が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、食料供給等施設整備事業(農林水産物の生産又は加工のための施設その他)の食料の安定供給の確保又は当該市町村における農林水産業の復興に資する施設として農林水産省令で定めるもの(以下「食料供給等施設」という。)を復興推進計画の区域内において整備する事業をいう。以下同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該食料供給等施設整備事業については、次から第二十七条までの規定を適用する。

第二十四条 前条の認定を受けた市町村(以下この条において「認定市町村」という。)は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事

業に係る食料供給等施設の整備に関する計画

(次の各号のいずれかに該当するものに限る。)以下「食料供給等施設整備計画」という。)を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、

一 当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)であり、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可(農林水産大臣の許可並びに同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除く。)を受けなければならないものに係るものであること。

二 食料供給等施設整備計画が前項第一号に該当する場合 道県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令で定める者

一 食料供給等施設整備計画が前項第一号に該当する場合 道県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令で定める者

うものであり、当該開発行為を行うに当たり、同法第十条の二第一項の許可を受けなければならぬものに係るものであること。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより食料供給等施設整備事業の目的を達成することができると認められないこと。

五 食料供給等施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることとの他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

六 対象民有林において食料供給等施設を整備するため開発行為を行う場合にあっては、当該開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないこと。

業に係る食料供給等施設の整備に関する計画(次の各号のいずれかに該当するものに限る。)以下「食料供給等施設整備計画」という。)を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、

一 当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)であり、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可(農林水産大臣の許可並びに同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除く。)を受けなければならないものに係るものであること。

二 食料供給等施設整備計画が前項第一号に該当する場合 道県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令で定める者

一 食料供給等施設整備計画が前項第一号に該当する場合 道県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令で定める者

うものであり、当該開発行為を行うに当たり、同法第十条の二第一項の許可を受けなければならぬものに係るものであること。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより食料供給等施設整備事業の目的を達成することができると認められないこと。

五 食料供給等施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることとの他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

六 対象民有林において食料供給等施設を整備するため開発行為を行う場合にあっては、当該開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないこと。

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供す

ることにより食料供給等施設整備事業の目的を達成することができると認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより食料供給等施設整備事業の目的を達成することができると認められないこと。

五 食料供給等施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることとの他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

六 対象民有林において食料供給等施設を整備するため開発行為を行う場合にあっては、当該開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないこと。

う)が、当該食料供給等施設整備計画に従つて食料供給等施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 食料供給等施設整備事業者が、食料供給等施設整備計画に従つて食料供給等施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

第二十六条 第二十四条第一項の規定により作成された食料供給等施設整備計画に記載された食料供給等施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

第二十七条 食料供給等施設整備事業者が、食料供給等施設整備計画に従つて対象民有林において食料供給等施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

(工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例)

第二十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興産業集積事業(復興産業集積区域内において製造業等(工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。)を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場(以下この項にお

いて「工場等」という。)の新增設を行うことを促進する事業をいう。第五項第一号及び別表の九の項において同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体(市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。)は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地(同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。)及び環境施設(同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則(第十一項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。)第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十二条第一項の規定により条例が定められた場合には、その準則又はその条例(以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。)を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区

域に係るものは、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例を定めた認定市町村の長が行うものとする。

3 前項の規定により認定市町村の長が事務を行う場合には、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該復興産業集積区域について、市町村の長に関する規定として当該認定市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)」といふ。

4 復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場(工場立地法第六条第一項に規定する特定工場をいう。以下この条において同じ。)については、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用了しない。

5 復興産業集積区域緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の適用を受けないこととなつた区域において当該事由の発生前に当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の適用を受けた特定工場について、条例で、当該事由の発生

に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

一 第六条第一項の規定による認定復興推進計画の変更(復興産業集積区域の区域を変更することとするもの又は第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として復興産業集積事業を定めないこととするものに限る。)の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体(市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。)は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地(同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。)及び環境施設(同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則(第十一項において「工場立地法準則」といふ。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

二 第九条第一項の規定による第一項の認定の取消し

6 前項の規定により経過措置を定める条例(以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例を定めた市町村の長が行うものとする。

7 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合には、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十八条第五項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

8 復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場については、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用されない。

9 復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一

項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

10 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における復興産業集積区域緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場(当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る)について、それぞれ当該復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日(以下この項及び次項において「特定日」という。)前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する

事務を行うものとされた市町村の長(指定都市(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の長を除く。)にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出である都道県の知事にされたもののみなす。たゞ六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道県の知事にされたもののみなす。たゞ、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

12 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 前二項の規定は、復興産業集積区域緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場(当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例が定めた準則の適用を受けないこととなつたものに限る)について、それぞれ当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日(以下この項及び次項において「特定日」とい

う。)に掲げる事由の発生又は当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。)について、それぞれ当該復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日(以下この項及び次項において「特定日」とい

る。)について準用する。この場合において、第十一項中「市町村の長(指定都市(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の長を除く。)とあるのは「市町村の長」と、「当該市町村の存する都道県の知事」とあるのは「地域産業集積形成法第十条第三項又は第十二条第二項の規定によりこれららの規定に規定する事務を行うものとされた当該市町村の長」と読み替えるものとする。

(河川法及び電気事業法の特例等)
第二十九条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進計画の区域内において、水力発電事業復興推進計画の区域内において、河川法第二十三条第二十四条又は第二十六条第一項(これららの規定を同法第二百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による許可(以下この条から第三十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用(流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水のみを利

用して行う水力発電事業をいう。以下同じ。)を定めた復興推進計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第三十二条までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第四条第七項(第六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する書面のほか、次に掲げる事項を記載した

イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画(国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。次号並びに次条第一項及び第三項において「特定水利使用計画」という。)

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容(国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。)

定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2 國土交通大臣、都道県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川(河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次条において同じ。)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域協議会を構成する都道県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可があつたときは、同法第三十八条の規定にかかると、地域協議会を構成する者であつて該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4 都道県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、國土交通大臣の認可を受け、又は國土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

5 準用河川(河川法第一百条第一項に規定する準用河川をいう。)の特定発電水利使用に關する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

第三十一条 都道県知事又は指定都市の長は、一

級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつたときは、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第一百三条第一項の規定にかかわらず、意見を付次条において同じ。)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、意見を付

するときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、意見を付するときは、同法第三十二条 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六条に規定する通常要すべき標準的な期間(以下この条において「標準処理期間」という。)を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第五十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。)に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

第三十三条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、被災鉄道移設事業(東日本大震災によって被害を受けた鉄道線路、停車場その他の鉄道事業(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第一条第一項に規定する鉄道事業をいう。)の用に供する施設について、当該施設に係る鉄道事業を経営する者が復興推進計画の区域内において実施する移設の事業をいう。以下この条及び別表の十一の項において同じ。)を定めた復興推進計画について、当該復興推進計画に定められた被災鉄道

一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 特定地方公共団体は、前項の認定を申請しようとするとときは、第四条第三項の規定にかかわらず、当該申請に係る復興推進計画に定めようとする被災鉄道移設事業の内容について、当該被災鉄道移設事業の実施主体として当該復興推進計画に定めようとする者の同意を得なければならぬ。

3 國土交通大臣は、第一項の認定の申請に係る第四条第十項(第六条第二項において準用する

(確定拠出年金法の特例)

第三十四条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地域振興事業(復興推進計画の区域内において実施される地域社会の活性化、地域文化の振興その他特色ある

地域の振興に資する事業であつて、連合会(確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第五項に規定する連合会をいう。)が支給する同法附則第三条第一項の脱退一時金を活用することが見込まれるものという。別表の十二の項において同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、平成二十三年三月十一日において復興推進計画の区域内に住所を有していた者に対する同法附則第三条第一項の規定の適用についた被災鉄道移設事業の実施主体に対して、第四条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

3 入者であること。
一項各号に掲げる者に該当しないこと。」とあるのは
一 東日本大震災(東日本大震災復興特別区域平成二十三年三月十一日ににおいて個人型年金加入者である)
二 平成二十三年三月十一日ににおいて個人型年金加入者であつた者(同日において第六十二条第一項第一号に掲げる者であつた者に限る)
三 第六十二条第一項第二号に規定する

法(平成二十三年法律第号、第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により型年金加入者であつた者であつて、実施事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成二十三年三月十一日ににおいて個人型年金加入者であつた者(同日において第六十二条第一項第一号に掲げる者であつた者に限る)で、認定を受けたときは、当該復興推進計画に定められた被災鉄道移設事業に関する国土地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、被災鉄道移設事業に係る書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該復興推進計画に定められた被災鉄道移設事業のうち、同法第七条第一項第一号被保険者及び個人型年金加入者でないこと。

る月の前月までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。五
月の属する月の前月までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。
五年三月三十日までの間に当該事業所に使用されなくなり、かつ当該請求した日
の属する月の前月までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。

までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。と、「その者の通算拠出期間（企

業型年金加入者期間（第五十四条第一項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること又は「とあるのは「当該」と、「六」最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を有していなること又は「とあるのは「前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと」とあるのは「七」前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていること。」とあるのは「六」前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていること。」とあるのは「七」前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていること。

する復興推進計画をいう。)に定められた同法第三十四条に規定する地域振興事業のうち厚生労働省令で定めるもののために使用すると見込まれる者として同条の認定を受けた特定地方公共団体(同項に規定する特定地方公共団体をいう。)の長が認めた者であること。」とする。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第三十五条 特定地方公共団体が、第四条第二項

第五号に規定する復興推進事業として、政令等規制事業政令又は主務省令により規定された規制に係る事業であつて復興推進計画の区域内

において実施されるものをいう。(以下この条及び別表の十三の項において同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に

係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規定の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての 条例による特例措置）

第三十六条 特定地方公共団体が、第四条第二項
第五号に規定する復興推進事業として、地方公
共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令

により規定された規制(特定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。)による事業であつて復興推進計画区域内

し）は係る事業であつて復興指導計画の区域内において実施されるものをいう。以下この条及

び別表の十四の項において同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定

る。 業務省令で定めるところにより、規制の特例措置を適用するところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用す

第二款 課税の特例

卷之三

第三項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人(当該事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして当該認定復興推進計画を作成した認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定事業者」という。)であつ

第三項第二号イに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人(当該事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして当該認定復興推進計画を作成した認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定事業者」という)が、東日本大震

官 報 (号外)	
4	<p>リ 保安施設事業(森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。)</p> <p>又 液状化対策事業(地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。)</p> <p>ル 造成宅地滑動崩落対策事業(地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地(宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。)において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。)</p> <p>ヲ 地籍調査事業(地籍調査(国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第二条第五項に規定する地籍調査をいう。第五十六条第一項において同じ。)を行う事業をいう。)</p> <p>ワ イからヲまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業</p> <p>五 復興整備計画の期間</p> <p>六 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項</p> <p>3 前項第四号に掲げる事項には、被災関連市町村(当該被災関連市町村が被災関連都道県と共同して復興整備計画を作成する場合(以下「共同作成の場合」という。)にあっては、当該被災関連市町村及び被災関連都道県。以下「被災関連市町村等」という。)が実施する事業に係るものと記載するほか、必要に応じ、被災関連市町村等以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。</p> <p>4 被災関連市町村等は、復興整備計画に当該</p>
5	<p>5 被災関連市町村等は、復興整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。</p> <p>6 災関連市町村等は、復興整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 前三項の規定は、復興整備計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。</p> <p>(復興整備協議会)</p> <p>第四十七条 被災関連市町村等は、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議(第四項各号に掲げる協議を含む。)を行うため、復興整備協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。</p> <p>一 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>1 被災関連市町村の長(以下「被災関連市町村長」という。)</p> <p>2 被災関連都道県の知事(以下「被災関連都道県知事」という。)</p> <p>3 被災関連市町村等は、必要があると認めるところ(被災関連市町村等を管轄する森林管理局長並びに農林水産大臣)</p> <p>4 次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議 当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者</p> <p>5 次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議 森林及び林業に関し学識経験を有する者、被災関連市町村等を管轄する森林管理局長並びに農林水産大臣</p> <p>6 次条第一項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林同法第二十五条の二第一項又は第二項の規定により指定された保安林をいう。)の解除に係るものに限る。</p>
7	<p>7 次条第一項第八号に定める事項(河川法第六条第一項に規定する河川区域(一級河川に係るものに限る。)に係るものに限る。)に係る。</p> <p>八 第四十九条第一項の協議 農林水産大臣</p> <p>九 第四十九条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議 国土交通大臣</p> <p>十 第四十九条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議 環境大臣</p> <p>十一 第四十九条第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。)に係る第四十九条第五項又は第七項の協議 当該公共の用に供する施設を管理する者</p> <p>十二 第四十九条第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。)に係る第四十九条第五項又は第七項の協議 当該土地改良事業計画によることに係る。</p> <p>十三 第四十九条第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。)に係る第四十九条第七項の協議 同法第三十二条第一項に規定する公共施設の管理者(第四十九条において「公共施設管理者」という。)に係る。</p> <p>十四 第四十九条第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第二項の協議を要す</p>
4	<p>三 その他被災関連市町村等が必要と認める者を行なう場合には、当該各号に掲げる協議を行なう場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>4 被災関連市町村等は、次の各号に掲げる協議を行なう場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>5 被災関連市町村等は、復興整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 被災関連市町村等は、復興整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 前三項の規定は、復興整備計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。</p> <p>8 第四十九条第一項の協議 農林水産大臣</p> <p>9 第四十九条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議 国土交通大臣</p> <p>10 第四十九条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議 環境大臣</p> <p>11 第四十九条第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。)に係る第四十九条第五項又は第七項の協議 当該公共の用に供する施設を管理する者</p> <p>12 第四十九条第四項第三号に掲げる事項(都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。)に係る第四十九条第五項又は第七項の協議 当該土地改良事業計画によることに係る。</p> <p>13 第四十九条第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。)に係る第四十九条第七項の協議 同法第三十二条第一項に規定する公共施設の管理者(第四十九条において「公共施設管理者」という。)に係る。</p> <p>14 第四十九条第四項第一号に掲げる事項(都市計画法第三十二条第二項の協議を要す</p>

る場合における許可に関する事項に限る。)に係る第四十九条第七項の協議 同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

十五 第四十九条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

十六 第四十九条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 都道府県農業会議

十七 第四十九条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 森林及び林業に関する者

十八 第四十九条第四項第七号に掲げる事項に規定する土地改良施設の管理者

十九 第五十三条第四項の規定による会議における協議 土地改良法第八十七条の二第六項

二十 第五十四条第三項の協議 国土交通大臣

二十一 第五十四条第九項の規定による会議に規定する土地改修施設の管理者

二十二 第五十五条第二項の規定による会議における協議 農林水産大臣

二十三 第五十六条第二項の協議 国土交通大臣

臣

5 第一項の協議を行うための会議(以下この節において単に「会議」という。)は、被災関連市町村長及び被災関連都道県知事並びに前二項の規定により加わった者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

6 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、被

災関連市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

7 被災関連市町村等は、第一項の規定により協議会の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行うに当たつては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

8 協議会の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行つては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

9 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四十八条 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。)に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項(第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域(同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。以下この条において同じ。)の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限り、)については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一 土地利用基本計画(国土利用計画法(昭和四

十九年法律第九十二号)第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。)の変更 当該規定する都市計画区域であつて、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。)の指定、変更又は廃止 当該指定、変更又は廃止に係る都市計画利用の調整等に関する事項

二 都市計画区域(都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であつて、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。)の指定、変更又は廃止 当該指定、変更又は廃止に係る都市計画の名称及び区域

三 都市計画(国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。)の決定又は変更 当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

四 農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。)の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域

五 農用地利用計画(農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。)の変更 当該変更に係る農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

六 地域森林計画区域(森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。)の変更 当該変更に係る森林の区域

七 保安林の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあつては指定施業要件(森林法第三十三条第一項に規定

する指定施業要件をいう。)

八 漁港区域の指定、変更又は指定の取消しする場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならぬ。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合」という。)は、この限りでない。

2 被災関連市町村等は、協議会が組織される場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合」という。)は、この限りでない。

三 前項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画(都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。)の決定又は変更に係るものに限る。)国土交通大臣

四 前項第五号に定める事項(被災関連都道県知事(共同作成の場合を除く。)の決定又は変更に係る都市計画のうち町村が定めるものに限る。)被災関連都道県知事(共同作成の場合を除く。)

五 前項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。)農林水産大臣

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合に

おいて、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聽くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議すること。

二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聽くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

三 第一項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

四 第一項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 被災関連都道県知事に協議をすること(共同作成の場合を除く。)。

五 第一項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 被災関連都道県知事の同意を得ること(共同作成の場合を除く。)。

六 第一項第五号に定める事項 被災関連都道県知事の同意を得ること(共同作成の場合を除く。)及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聽くこと。

七 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び被災関連市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聽くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議すること。

八 第一項第七号に定める事項(海岸保全区域内の森林を保安林として指定する場合に限る。) 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者(海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第十一号において同じ。)に協議をすること。

九 第一項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。) 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

十 第一項第八号に定める事項(漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。) 被災関連都道県の意見を聽くこと(共同作成の場合を除く。)。

十一 第一項第八号に定める事項(河川法第三条第一項に規定する河川に係る同法第六条第一項に規定する河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。) 当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議すること。

4 被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに記載しようとするときは、当該事項を記載しようとする理由を記載した書面を添え、当該事項の案を、当該事項を復興整備計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、被災関連市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、被災関連市町村等に、意見書を提出することができる。

6 被災関連市町村等は、前項の規定により提出された意見書(第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。)の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続(同項第七号に定める手続に限る。)を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。

7 被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書(当該事項に係るものに限る。)の要旨を出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

8 復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法(同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二十九条第一項及び第二項から第三項まで並びに第十九条第二項において準用する場合を含む。)第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による。

9 第一項各号に定める事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

10 第一項各号に定める事項が記載された復興整備計画が第四十九条被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に、当該土地利用方針に沿つて復興整備事業を実施した場合には計画区域において二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとが明らかである土地利用方針について、農林

水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。
2 被災関連市町村等は、協議会が組織されいない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならぬ。
3 農林水産大臣は、第一項又は前項の協議に係る土地利用方針が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、これらの規定の同意をするものとする。
4 第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等が作成する復興整備計画に係るものであること。
二 被災関連市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。
三 被災関連市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
4 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項(復興整備計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載することができる。
一 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可に関する事項
二 都市計画法第四十三条第一項の許可に関する事項
三 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認に関する事項
四 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可(農林水産大臣の許可を除く。)に関する事項
五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に関する事項
六 森林法第十条の二第一項の許可に関する事項
七 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項
八 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出に関する事項
九 渔港漁場整備法第三十九条第一項の許可に関する事項(被災関連都道県が管理する漁港に係るものに限る。)
十 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の許可若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議又は同法第三十八条の二第一項の規定による届出若しくは同条第九項の規定による通知に関する事項(被災関連都道県が管理する港湾に係るものに限る。)
5 被災関連市町村等は、協議会が組織されない場合において、復興整備計画に第四項各号に掲げる事項(第五項各号に掲げる事項を除く。)を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、被災関連都道県知事(次項第一号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及び公共施設管理者)の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合
6 被災関連市町村等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めることにより、あらかじめ、被災関連都道県知事(次の各号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及び公共施設管理者)の同意を得なければならない。
7 被災関連市町村等は、協議会が組織されない場合において、復興整備計画に第四項各号に掲げる事項(第五項各号に掲げる事項を除く。)を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、被災関連都道県知事(次項第一号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及び公共施設管理者)の同意を得なければならない。
8 被災関連市町村等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めることにより、あらかじめ、被災関連都道県知事(次の各号に掲げる事項にあっては、被災関連都道県知事及び公共施設管理者)の同意を得なければならない。
9 困難な場合は、この限りでない。

る。) 当該土地改良事業計画による事業を行
う者

五 第四項第四号に掲げる事項 都道府県農業
会議その他当該事項に関し密接な関係を有す
る者として農林水産省令で定める者

六 第四項第五号に掲げる事項 都道府県農業
会議

七 第四項第六号に掲げる事項 都道府県森林
審議会

八 共同作成の場合において被災関連市町村等が
復興整備計画に第七項に規定する事項を記載し
ようとするとき 被災関連市町村が都市計画法
第二十九条第一項に規定する指定都市等である
場合において復興整備計画に第四項第一号若し
くは第二号に掲げる事項を記載しようとすると
き、又は被災関連市町村等が公共施設管理者で
ある場合において復興整備計画に第四項第一号
に掲げる事項を記載しようとするときは、これ
らの事項について第七項又は前項の同意を得る
ことを要しない。

10 被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の
協議に係る第四項第一号に掲げる事項が都市計
画法第三十三条(当該事項が市街化調整区域(同
法第七条第一項に規定する市街化調整区域をい
う。以下この条及び第五十一条において同じ。)
内において行う開発行為(同法第四条第十二項
に規定する開発行為をいう。)に係る許可に関する
事項である場合においては、同法第三十三条
及び第三十四条に規定する基準に適合するも
のであると認めるときは、第七項又は第八項の
同意をするものとする。

11 被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の
協議に係る第四項第四号又は第五号に掲げる事
項が次に掲げる要件に該当するものであると認
めるときは、第七項又は第八項の同意をするも
のとする。

12 協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事
項に係る復興整備事業が、第四十六条第一項第
一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅
速な復興又はこれらの地域の住民の生活の再建
を図るために同項第一号から第三号までに掲げる
地域内の市街化調整区域において実施すること
が必要であると認められる場合においては、前
二項の規定にかかわらず、第四項第一号に掲げ
る事項にあつては都市計画法第三十三条に規定
する基準に、同項第二号に掲げる事項にあつて
は当該基準の例に準じて国土交通省令で定める
基準に適合するものであると認めるときは、第
七項又は第八項の同意をするものとする。

13 前三項の規定は、被災関連市町村等が、第九
項の規定により同意を得ないで復興整備計画に
第四項第一号又は第二号に掲げる事項を記載す
る場合について準用する。この場合において、
前三項中「第七項又は第八項の同意をするもの
とする」とあるのは、「復興整備計画に記載する
ことができる」と読み替えるものとする。

14 被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の
協議に係る第四項第四号又は第五号に掲げる事
項が次に掲げる要件に該当するものであると認
めるときは、第七項又は第八項の同意をするも
のとする。

一 第四十六条第一項第一号に掲げる地域をそ

協議に係る第四項第二号に掲げる事項が都市計
画法第三十三条及び第三十四条に規定する基準
の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合
するものであると認めるときは、第七項又は第八
項の同意をするものとする。

二 被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の
協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事
項に係る復興整備事業が、第四十六条第一項第
一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅
速な復興又はこれらの地域の住民の生活の再建
を図るために同項第一号から第三号までに掲げる
地域内の市街化調整区域において実施すること
が必要であると認められる場合においては、前
二項の規定にかかわらず、第四項第一号に掲げ
る事項にあつては都市計画法第三十三条に規定
する基準に、同項第二号に掲げる事項にあつて
は当該基準の例に準じて国土交通省令で定める
基準に適合するものであると認めるときは、第
七項又は第八項の同意をするものとする。

三 被災関連市町村の農業の健全な発展に支障
を及ぼすおそれがないと認められること。

四 被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の
協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事
項に係る復興整備事業を実施するため、農地を農
地以外のものにし、又は農地を農地以外のもの
にするため当該農地について所有権若しくは使
用及び収益を目的とする権利を取得するに當た
り、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許
可を受けなければならないものに係るものに限
る。) が記載された復興整備計画が第四十六条第
二項の規定により公表されたときは、当該公表
の日に当該復興整備事業に係る同法第四条第一
項又は第五条第一項の規定により許可を受ける
べき者に対するこれらの許可があつたもののみ
なす。

の区域とする被災関連市町村等が作成する復
興整備計画に係るものであること。

二 被災関連市町村の復興のため必要かつ適當
であると認められること。

三 被災関連市町村の農業の健全な発展に支障
を及ぼすおそれがないと認められること。

四 被災関連都道県知事は、第七項又は第八項の
協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事
項に係る復興整備事業を実施するため、農地を農
地以外のものにし、又は農地を農地以外のもの
にするため当該農地について所有権若しくは使
用及び収益を目的とする権利を取得するに當た
り、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許
可を受けなければならないものに係るものに限
る。) が記載された復興整備計画が第四十六条第
二項の規定により公表されたときは、当該公表
の日に当該復興整備事業に係る同法第四条第一
項又は第五条第一項の規定により許可を受ける
べき者に対するこれらの許可があつたもののみ
なす。

可を受けなければならないものに係るものに限
る。) が記載された復興整備計画が第四十六条第
二項の規定により公表されたときは、当該公表
の日に当該復興整備事業に係る同法第四条第一
項又は第五条第一項の規定により許可を受ける
べき者に対するこれらの許可があつたもののみ
なす。

二 次の表の上欄に掲げる事項が記載された復興
整備計画が第四十六条第六項の規定により公表
されたときは、当該公表の日に当該事項に係る
復興整備事業の実施主体に対する同表下欄に掲
げる許可、認可又は承認があつたものとみな
なす。

三 前条第一項又は第二項の同意を得た土
地利用方針に係る復興整備事業に関する事項
(当該復興整備事業を実施するため、農地を農
地以外のものにし、又は農地を農地以外のもの
にするため当該農地について所有権若しくは使
用及び収益を目的とする権利を取得するに當た
り、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許
可を受けなければならないものに係るものに限
る。) が記載された復興整備計画が第四十六条第六
項の規定により公表されたときは、当該公表
の日に当該復興整備事業に係る同法第四条第一
項又は第五条第一項の規定により許可を受ける
べき者に対するこれらの許可があつたものとみ
なす。

四 前条第四項第一号に掲げる事項

都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可

五 前条第四項第二号に掲げる事項

都市計画法第四十三条第一項の許可

六 前条第四項第三号に掲げる事項

都市計画法第五十九条第一項から第四項までの
認可又は承認

七 前条第四項第五号に掲げる事項

都市計画法第二十九条第一項の許可

八 前条第四項第六号に掲げる事項

森林法第十条の二第一項の許可

九 前条第四項第七号に掲げる事項

森林法第三十四条第一項又は第二項の許可

十 前条第四項第八号に掲げる事項(自然公園法
第二十条第三項の許可に係るものに限る。)

十一 自然公園法第二十条第三項の許可

十二 前条第四項第九号に掲げる事項(港湾法第三
十七条第一項の許可に係るものに限る。)

十三 港湾法第三十七条第一項の許可

2 特定集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第二号及び第七条第一号の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地(移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもののに供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。)」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。	3 6 前項の規定により被災関連市町村が第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項について、あらかじめ、当該事項を被災関連都道県知事に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた被災関連都道県知事は、当該事項を復興整備計画に記載することについて、その意見を国土交通大臣に申し出ることができる。	7 国土交通大臣は、第四項又は第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議をしなければならない。
4 第四十六条第二項第四号ニに掲げる事項には、集団移転促進事業に関する事項(集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項(前項の規定により読み替えて適用する同条第二項各号に掲げる事項を含む。))併せて記載するものに限る。)を記載することができる。	5 第四十六条第二項第四号ホに掲げる事項には、被災関連市町村等は、協議会が組織されていなかった場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。	6 第一項に規定する申出地区に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る住宅地区改良法第四条第一項の規定による改修地区の指定があつたものとみなす。この場合において、当該事項が第一項に規定する建築物があつたものが存する区域を含む地区に関する事項であるときは、当該建築物であつたものを同法第二条第四項に規定する不良住宅とみなして、同法の規定を適用する。
5 被災関連市町村等は、協議会が組織されない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。	7 第一項に規定する申出地区に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合には、この限りでない。	8 第一項に規定する申出地区に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項について、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合には、この限りでない。
6 第五十四条 第四十六条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良法第四条第二項の申出事項には、住宅地区改良法第四条第二項の申出に係る地区(以下この条において「申出地区」という。)に関する事項を記載することができる。	8 第四十六条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良事業に関する事項(住宅地区改良法第六条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。)を記載することは、住宅地区改良事業に関する事項(住宅地区改良法第六条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。	9 被災関連市町村等は、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。
7 第五十四条 第四十六条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良法第四条第二項の申出に係る地区(以下この条において「申出地区」という。)に関する事項を記載することができる。	9 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合(会議における協議が困難な場合を除く。)にあっては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議を	10 都市計画区域(都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。次号において同じ。内において市町村が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に關する事項 市町村都市計画審議会の議を経ること。

おける協議が困難な場合にあつては、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10 第八項に規定する住宅地区改良事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る住宅地区改良法第五十五条第一項の事業計画が定められたものとみなす。

(漁港漁場整備事業の特例)

第五十五条 第四十六条第二項第四号チに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項(農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業(漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第二種漁港に係るもの)を除く)に規定する事項を併せて記載するものに限る。)を記載することができる。

2 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合(会議における協議が困難な場合を除く。)にあっては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあっては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3 被災関連市町村は、前項の規定により第一項

に規定する漁港漁場整備事業に関する事項について、農林水産大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、被災関連都道県知事に協議をしなければならない。

4 第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表

の日に当該事項に係る漁港漁場整備法第十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定によ

る届出及び公表がされたものとみなす。この場

合において、同条第七項から第九項までの規定は、適用しない。

(地籍調査事業の特例)

第五十六条 第四十六条第二項第四号ヲに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査(国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下この条において同じ。)に関する事項を記載することができる。

2 被災関連市町村等は、協議会が組織されてい

る場合において、復興整備計画に前項に規定す

る国土交通省が行う地籍調査を記載しようとするときは、当該事項について、国土

交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協

議が困難な場合は、この限りでない。

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されてい

ない場合又は会議における協議が困難な場合に

おいて、復興整備計画に第一項に規定する国土

交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しよ

うとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

4 被災関連市町村は、前二項の規定により、第

一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に關する事項について、会議における協議をし、又

は国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、被災関連都道県知事に協議をし、その同意を得なければならない。

5 国土交通大臣は、第二項又は第三項の協議に

係る地籍調査が次に掲げる要件に該当し、か

つ、当該地籍調査を行うことがその事務の遂行

に支障がないと認めるときは、第二項又は第三

項の同意をするものとする。

一 被災関連市町村等の復興の円滑かつ迅速な

推進を図るために必要であると認められるこ

と。

二 被災関連市町村等における地籍調査の実施

体制その他の地域の実情を勘案して被災関連

市町村等が行うことと認められること。

6 第一項に規定する国土交通省が行う地籍調

査に関する事項が記載された復興整備計画が第四

十六条第六項の規定により公表されたときは、

国土交通省が当該地籍調査を行うものとする。

この場合における国土調査法第三条第二項、第

七条及び第四章から第六章までの規定の適用に

ついては、国土交通省が行う地籍調査を同法第

二条第一項に規定する国土調査とみなし、同法

第六条の三第四項、第六条の四、第三十二条及

び第三十二条の二の規定の適用については、同

県、市町村又は土地改良区等」とあり、同法第

三十二条中「地方公共団体(第十条第二項の規定

により地籍調査の実施を委託された法人が地籍

調査を実施する場合にあつては、当該法人)又

は土地改良区等」とあり、及び同法第三十二条

の二第一項中「地方公共団体又は土地改良区等」

とあるのは「国土交通省」と、同法第六条の四第

二項中「作成して、都道府県にあつては国土交

通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては

都道府県知事に届け出なければ」とあるのは「作

成しなければ」とする。

7 前項に規定する復興整備計画の区域をその区

域に含む被災関連都道県が国土調査法第六条の

三第二項の規定により定める事業計画は、当該

復興整備計画に適合するものでなければならない

こと。

8 第六項の規定により国土交通省が行う地籍調

査に要する経費は、国の負担とする。この場合

において、同項に規定する復興整備計画の区域

をその区域に含む被災関連都道県及び被災関連

市町村は、政令で定めるところにより、それぞ

れ当該経費の四分の一を負担する。

第二節 復興一体事業

(事業計画の認定)

第五十七条 復興整備計画に記載された復興一体

事業(計画区域内の土地の区域であつて東日本

大震災による被害により土地利用の状況が相当

程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは

近接する地域において、市町村が次に掲げる事業を一体的に施行する事業をいう。以下この条及び第五十九条において同じ。)を施行しようとすると被災関連市町村は、復興一体事業についての事業計画(以下単に「事業計画」という。)を作成し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、これを被災関連都道県知事に提出して、その事業計画が適正である旨の認定を受けることができる。この場合において、被災関連市町村は、あらかじめ、当該復興一体事業に係る土地区画整理法第五十二条第一項の施行規程を定めなければならない。

一 土地区画整理事業
二 農業用排水施設、農業用道路その他農用地(農業振興地域の整備に関する法律第三条第一号に規定する農用地をいう。次号及び第十六条において同じ。)の保全又は利用上必要な施設(第六十条において「農業用排水施設等」という。)の新設、管理又は変更
三 客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業

2 事業計画には、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条及び第六十二条において同じ。)
二 復興一体事業の概要
三 事業施行期間
四 資金計画

3 津波による再度災害を防止し、又は軽減する

ことを目的とする復興一体事業の事業計画においては、施行地区内の津波による再度災害の防止又は軽減を図るために措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設、教育施設、医療施設、官公署施設、購買

の場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

7 事業計画の作成について必要な技術的基準は、農林水産省令・国土交通省令で定める。

8 土地区画整理法第五十五条第一項から第六項までの規定は事業計画を作成しようとする場合について、同法第三百三十六条の規定は事業計画について第一項の認定をする場合について準用する。

(農業用排水施設等の管理)

9 被災関連都道県知事は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該被災関連市町村に通知しなければならない。

10 被災関連市町村が前項の通知を受けた場合においては、被災関連市町村長は、遅滞なく、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、当該被災関連市町村の名称、事業施行期間、施行地区その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

11 第一項及び第七項から前項までの規定は、第六十一条被災関連市町村は、認定事業計画に係る第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事業の工事につき、被災関連都道県に農用地等の管理に係る部分を除く。又は第三号に掲げる事業の工事が完了した場合において、その事業によって生じた農業用排水施設等があるときは、その施設を管理しなければならない。

(被災関連都道県の技術的援助)

12 第一項の認定を受けた事業計画(この項において準用する第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第五十九条から第六十二条までにおいて「認定事業計画」という。)を変更しようとする場合(農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。

13 土地区画整理法の準用(土地区画整理法の準用)
第五十八条 土地区画整理法第二百一十七条第七号の規定は、前条第八項(同条第十一項において同じ。)において津波復興住宅等建設区が定められるとき、認定事業計画に記載された施行

14 地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、被災関

(土地区画整理事業の認可等の特例)
第五十九条 認定事業計画に係る復興一体事業について、第五十七条第一項の認定を土地区画整理法第五十二条第一項の認可と、当該認定事業計画を同項の規定により定められた事業計画と、第五十七条第十項の規定による公告を同法第五十五条第九項の規定による公告とみなし、同法の規定を適用する。

15 第六十条 被災関連市町村は、認定事業計画に係る第五十七条第一項第二号農業用排水施設等の管理に係る部分を除く。又は第三号に掲げる事業の工事が完了した場合において、その事業によって生じた農業用排水施設等があるときは、その施設を管理しなければならない。

16 第六十二条 被災関連都道県は、正當の事由がある場合を除いて、前項の規定による請求を拒んではならない。

17 第六十二条第五十七条第三項の規定により認定事業計画において津波復興住宅等建設区が定められるとき、認定事業計画に記載された施行

18 地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、被災関

連市町村に対し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、土地区画整理法第八十六条第一項の換地計画(第四項及び次条において単に「換地計画」という。)において当該宅地についての換地を津波復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

3 第一項の申出は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 認定事業計画が定められた場合 第五十七

条第十項の規定による公告

二 認定事業計画の変更により新たに津波復興

住宅等建設区が定められた場合 第五十七条

第十一項において準用する同条第十項の規定

による公告

三 認定事業計画の変更により従前の施行地区

外の土地が新たに施行地区に編入されたこと

に伴い津波復興住宅等建設区の面積が拡張さ

れた場合 第五十七条第十一項において準用

する同条第十項の規定による公告

4 被災関連市町村は、第一項の申出があつた場

合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件

に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅

地を、換地計画においてその宅地についての換

地を津波復興住宅等建設区内に定められるべき

宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件

に該当しないと認めるときは、当該申出に応じ

ない旨を決定しなければならない。

5 被災関連市町村は、前項の規定による指定を

するときは、内閣府令で定めるところにより、

その旨及びその区域を公示しなければならな

い。

一 当該申出に係る宅地に建築物その他工作物(住宅及び公益的施設並びに容易に移転すべき旨の申出をすることができる)の所有を目的とする権利(住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定期日その他内閣府令で定める事項を被災関連市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 復興整備事業の施行として行う行為

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を被災関連市町村長に届け出なければならない。

6 被災関連市町村長は、第四項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

7 被災関連市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるとき

は、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(復興整備計画のための土地の立入り等)

第六十五条 被災関連市町村等は、復興整備計画の作成又は変更のため他人の占有する土地に立ち入りて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

第六十六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入らなければならぬ場合は、その占有者の占有する土地に立ち入らなければならぬ。

第六十七条 第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

第六十八条 第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、前までに、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

第六十九条 日出前及び日没後においては、土地の占有者が立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

第七十条 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第七十一条 土地の占有者は、正當な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(復興整備計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第七十二条 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行つて当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは

官報(号外)

とする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地位を管轄する被災関連市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する被災関連都道県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、被災関連市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいなためその同意を得ることが困難である、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、被災関連市町村等又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地位を管轄する被災関連市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該

と/orする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地位を管轄する被災関連都道県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができない。

第六十七条 第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業(同条第二項第四号ヌ、ル又はワに掲げる事業にあっては、実施主体が国、都道県又は市町村であるものに限る。以下この条、次条及び第七十一条において単に「復興整備事業」という。)の実施主体(以下この条及び第六十九条から第十七条までにおいて単に「実施主体」という。)における復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、国、都道県又は市町村以外の実施主体にあっては、あらかじめ、被災関連市町村長の許可を受けた場合に限り立入りについて準用する。

2 第六十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

(証明書等の携帯)

第六十九条 第六十五条第一項又は第六十七条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、ろうとする者は、その身分を示す証明書(国、都道県又は市町村以外の実施主体にあっては、あらかじめ、被災関連市町村長の許可を受けた場合に限り立入りについて準用する。

(復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

2 第六十六条第一項又は前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び被災関連市町村長の許可証を携帯しなければならない。

3 第一項の規定による復興整備事業のための土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合(復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十八条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害物を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘等を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第七十条 被災関連市町村等は、第六十五条第一項又は第六十六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、

障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

は、当該障害物の所在地を管轄する被災関連市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する被災関連都道県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、被災関連市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、被災関連都道県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 前二項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

2 実施主体は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は同条第二項において準用する第六十六条第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 前二項の規定による損失の補償については、損失を受けた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を受けた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(環境影響評価法の特例)

第七十二条 復興整備事業として行われる第四十六条第二項第四号イに掲げる事業(土地区画整理事業に限る。)又は同号ヘ若しくはワに掲げる事業(鉄道事業法による鉄道並びに軌道法(大正

十年法律第七十六号)による軌道の建設及び改良の事業に限る。)であつて、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するもの(同法第五十二条第二項に規定する事業を除く。以下この条において「特定復興整備事業」という。)については、次項から第十九項までに定めるところによる。

2 特定復興整備事業については、環境影響評価法の規定は、適用しない。

3 被災関連市町村等は、復興整備計画に特定復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、特定環境影響評価(特定復興整備事業の実施が環境に及ぼす影響(当該特定復興整備事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該特定復興整備事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴つて生ずる影響を含む。以下この条において「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において当該特定復興整備事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。以下この条において同じ。)を行わなければならない。

4 被災関連市町村等は、特定環境影響評価を行つた後、当該特定環境影響評価に係る調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、環境の保全のための措置並びに特定復興整備事業に係る環境影響の総合的な評価その他の国土交通省

令・環境省令で定める事項を記載した特定復興整備事業特定環境影響評価書(以下この条において「特定評価書」という。)を作成しなければならない。

5 被災関連市町村等は、特定評価書を作成したときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、特定復興整備事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下この条において「関係地域」という。)を管轄する都道県知事(以下この条において「関係都道県知事」という。)及び関係地域を管轄する市町村長(以下この条において「関係市町村長」という。)並びに特定復興整備事業の実施に際し認可を行う者(以下この条において単に「認可を行う者」という。)に対し、特定評価書を送付するとともに、特定評価書に係る特定環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、特定評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、特定評価書を公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 関係都道県知事及び関係市町村長は、前項の規定により特定評価書の送付を受けたときは、環境省令で定める期間内に、被災関連市町村等に対し、意見書を作成した旨その他の環境省令で定める事項を公表する。この場合において、被災関連市町村等は、第六項又は第九項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、前項の意見に配意して特定評価書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、特定評価書について所要の補正をしなければならない。

7 認可を行う者が国土交通大臣又は地方整備局长若しくは地方運輸局長であるときは、その者は、第五項の規定により特定評価書の送付を受けた後、速やかに、環境省令で定めるところにより、環境大臣に当該特定評価書の写しを送付

8 環境大臣は、前項の措置がとられたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、国土交通大臣に対し、特定評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

9 認可を行う者は、第五項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、被災関連市町村等に対し、特定評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

10 特定評価書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、環境省令で定めるところにより、第五項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日までの間に、被災関連市町村等に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

11 被災関連市町村等は、第六項又は第九項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、前項の意見に配意して特定評価書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、特定評価書について所要の補正をしなければならない。

12 被災関連市町村等は、前項の規定による補正後の特定評価書の送付(補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知)を、認可を行ふ者に対しても行ななければならない。

13 認可を行う者が国土交通大臣又は地方整備局长若しくは地方運輸局長であるときは、その者は、第五項の規定により特定評価書の送付を受けた後、速やかに、環境省令で定めるところにより、環境大臣に当該特定評価書の写しを送付

14 被災関連市町村等は、第十二項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道県知事及び関係市町村長に特定評価書(第十項の規定による特定評価書の補正をしたときは、当該補正後の特定評価書)及び第九項の書面を送付しなければならない。

15 被災関連市町村等は、第十二項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、第十一項の規定による特定評価書の補正をした旨(補正を必要としないと認めるとときは、その旨)その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、特定評価書の補正をした旨(補正を必要としないと認めるとときは、その旨)その他環境省令で定める事項を公表し、関係地域内において、特定評価書の補正をした旨(補正を必要としないと認めるとときは、その旨)その他環境省令で定める事項を公表する。

16 認可を行う者は、当該認可の審査に際し、特定評価書の記載事項及び第九項の書面に基づいて、当該特定復興整備事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

17 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該認可の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には認可を行ふものとする旨の法律の規定であつて環境省令で定めるものに係る認可 当該認可を行

う者は、当該認可に係る当該規定にかかるわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該認可を拒否する处分を行い、又は当該認可に必要な条件を付することができるものとする。

二 認可を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない認可(当該認可に係る法律の規定で環境省令で定めるものに係るものに限る。)当該認可を行う者は、特定復興整備事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該認可を拒否する处分を行い、又は当該認可に必要な条件を付することができるものとする。

18 特定復興整備事業の実施主体は、特定評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該特定復興整備事業を実施するようしなければならない。

19 被災関連市町村等以外の者が特定復興整備事業を実施する場合においては、被災関連市町村等は、特定復興整備事業の実施主体に対し、特定環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。(不動産登記法の特例)

第七十三条 第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業

(土地収用法第二十六条第一項、公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第十条第一項又は都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された事業に限る。)

以下この項において単に「復興整備事業」といふ。の実施主体は、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二百三十二条第一項の規定にかかわらず、同法第二百二十五条に規定する筆界特定登記官に対し、一筆の土地(復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内にその全部又は一部が所在する土地に限る。)とこれに隣接する他の土地との筆界(同法第二百三十二条第一号に規定する筆界をいう。)について、同法第二百二十三第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

2 前項の申請は、対象土地(不動産登記法第二百三十二条第三号に規定する対象土地をいう。)の所有権登記名義人等(同条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。)の承諾がある場合に限り、することができる。ただし、当該所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合は、その者の承諾を得ることを要しない。

(独立行政法人都市再生機構法の特例)

第七十四条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百二十二条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務(第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。)を行ふことができる。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第七十五条 被災関連市町村は、農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更をしようとする場合において、当該変更に係る土地が復興整備計画に記載された第四十六条第二項第四号口又はハに掲げる事業の施行された区域内にあるときは、同法第十三条第三項各号に掲げる要件を満たすほか、当該土地に係る当該復興整備計画の期間が満了した土地である場合に限り、当該変更をすることができる。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第七十六条 被災関連市町村のうち平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けた市町村(津波防災地域づくりに関する法律第十条第一項に規定する推進計画を作成した市町村を除く。次項において同じ。)が、復興整備計画において、同法第三条第一項に規定する基本指針に基づき、同法第十条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載し、かつ、津波による災害を防止止し、又は軽減することを目的として実施する第四十六条第二項第四号又はハからまでのいずれかに該当する事業に関する事項及び同号トに掲げる事項を記載した場合には、当該復興整備計画が同条第六項の規定により公表されたときは、同法第二条第一項に規定する計画(以下この章の条から第七十九条までにおいて「特定市町村」という。)は単独で、又は、特定市町村の存する都道県(次節の条から第七十九条までにおいて「特定都道県」という。)は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画(以下この章の条から第七十九条までにおいて「復興交付金事業計画」という。)を作成することができる。

備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができる。

2 被災関連市町村のうち平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けた市町村が、復興整備計画において、津波防災地域づくりに関する法律第三条第二項に規定する基本指針に基づき、同法第十条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載し、かつ、津波による災害を防止し、又は軽減することを目的として実施する第

四十六条第二項第四号又はハからトまでのいずれかに該当する事業に関する事項を記載した場合においては、当該復興整備計画が同条第六項の規定により公表されたときは、計画区域を同法第十条第二項に規定する推進計画区域とみなして、同法第十五条及び第五十条第一項の規定により公表されたときは、計画区域を同法第十条第二項に規定する推進計画区域とみなして、同法第十五条及び第五十条第一項の規定を適用する。

第五章 復興交付金事業計画に係る特別の措置

第一節 復興交付金事業計画の作成等

第七十七条 特定地方公共団体である市町村(以下この章の条から第七十九条までにおいて「特定市町村」という。)は、当該特定市町村の存する都道県(次節の条から第七十九条までにおいて「特定都道県」という。)は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画(以下この章の条から第七十九条までにおいて「復興交付金事業計画」という。)を作成することができる。

官報(号外)

<p>2 復興交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 復興交付金事業計画の区域</p> <p>二 復興交付金事業計画の目標</p> <p>三 著しい被害を受けた地域の復興のために実施する必要がある事業であつて次に掲げるものに関する事項</p> <p>イ 土地区画整理事業</p> <p>ロ 集団移転促進事業</p> <p>ハ 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に関する事業</p> <p>二 公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅の整備又は管理に関する事業</p> <p>ホ 土地改良事業</p> <p>ヘ 漁港漁場整備事業</p> <p>ト その他内閣府令で定める事業</p> <p>四 前号に掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務○その他の著しい被害を受けた地域の復興のため同号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に復興交付金事業等を実施する事業又は事務</p> <p>五 計画期間</p> <p>六 その他内閣府令で定める事項</p> <p>第二節 復興交付金</p> <p>(復興交付金の交付等)</p> <p>第七十八条 特定市町村又は特定都道県は、次項の交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく事業又は事務(以下この節次項及び次条第一項において「復興交付金事業等」という。)の実施をしようとするときは、当該復興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 国は、特定市町村又は特定都道県に対し、前</p>	<p>項の規定により提出された復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。</p> <p>3 前項の規定による交付金(以下この章において「復興交付金」という。)を充てて行う事業又は事務に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、復興交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</p> <p>(復興交付金の交付は、特定市町村又は特定都道県の特性に即して自主的かつ主体的に復興交付金事業等を実施することを旨として交付されるものとする。)</p> <p>第五十九条 復興交付金は、特定市町村又は特定都道県がその地城の特性に即して自主的かつ主体的に復興交付金事業等を実施することを旨として交付されるものとする。</p> <p>第六十条 国は、東日本大震災による著しい被害からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、特定市町村又は特定都道県が講ずる措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百四十七号)第三条第一項の規定により原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。)が賠償する責めに任すべき損害に関するものについても、復興交付金を交付することができる。</p> <p>2 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の復興交付金の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。</p> <p>第六十一条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定市町村又は特定都道県に対し、当該復興交付金を充てて行う事業又は事務の円滑かつ迅速な実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 関係行政機関の長は、復興交付金を充てて行う事業又は事務の実施に関し、特定市町村又は特定都道県から法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該事業又は事務が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。</p>
--	--

審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

(権限の委任)

第八十四条 この法律に規定する厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第八十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定められる。

第八十六条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(第七章 罰則)

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条第五項(第六十七条第二項における規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第六十六条第一項に規定する場合において、被災関連市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は被災関連都道県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

三 第六十七条第一項に規定する場合において、被災関連市町村長の許可を受けないで、土地に立ち入り、又は立ち入らせた者

四 第六十八条第一項に規定する場合において、被災関連市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は被災関連都道県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者

五 第六十八条第一項に規定する場合において、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

六 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

八 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十一 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十二 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十三 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十四 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十五 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十六 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十七 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十八 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十九 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十一 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十二 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十三 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十四 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十五 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十六 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十七 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十八 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十九 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三十 第六十四条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 附則第十条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第号)の公布の日又はこの法律の公布の日のかなが遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち復興推進計画の区域に関するものについては、当該区域における復興の円滑かつ迅速な推進の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(公営住宅法の一部改正)

第四条 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

項に規定する復興交付金(第十七条第三項及び第四項において単に「復興交付金」という。)を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該復興交付金を第一項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

第十一条第一項中「第七条第五項」の下に「又は第八条第六項」を加え、「同条第一項又は第二項」を「第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項」に改める。

第十七条第三項中「受けて建設若しくは」を「受け、若しくは東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて、当該区域における復興の円滑かつ迅速な推進の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充てて建設若しくはに改め、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 地方公共団体が、東日本大震災により滅失した住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部又は一部に相当する額の復興交付金が交付されたときは、当該復興交付金を第二項の規定による国補助とみなして、この法律の規定を適用する。

項に規定する復興交付金(第十七条第三項及び第四項において単に「復興交付金」という。)を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該復興交付金を第一項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

二 第四十六条第二項第四号ト及び第七十六条の規定 津波防災地域づくりに関する法律の規定

成二十三年法律第号)第七十八条第三

官 報 (号 外)

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の「号」を加える。

三 東日本大震災復興特別区域法(平成二十一年法律第号)第七十四条に規定する

三年法律第号)第七十四条に規定する業務を行うこと。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第六条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第二号中「第四十条」の下に「第四十五条の二」を加える。

附則第一條第二号中「第四十条」の下に「第四十五条の二」を加える。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第四十五条の二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)の一部を次のとおり改正する。

附則第一條第二号中「第四十条」の下に「第四十五条の二」を加える。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第四十五条の二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)の一部を次のとおり改正する。

附則第一條第二号中「第四十条」の下に「第四十五条の二」を加える。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第四十五条の二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)の一部を次のとおり改正する。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第四十五条の二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)の一部を次のとおり改正する。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第四十五条の二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)の一部を次のとおり改正する。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第四十五条の二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)の一部を次のとおり改正する。

電水利使用を除く。」を加える。

(国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)の一部を改正する。

附則第一条第五号中「及び第五条」を「第五条及び第十条」に改める。

附則に次の一条を加える。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四条中「喪失した日」の下に「(継続個人型年金運用指団者となつた日)」を加える。

のように改正する。

第二十八条第一項中「第五項第一号」を「第六項第一号」に、「同項」を「第六項」と、「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第八項と下に「若しくは第二項」を加え、「第一項」を「第十三項」に改め、同条第十三項中「第五項各号」を「第六項各号」に、「第十一項中「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次

六項第一号」に改め、「第四条の二第一項」の規定により市準則が定められた場合又は市準則とし、同項第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定により経過措置を定める条例(以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」という。)を「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」といふ。

7 前項の規定により経過措置を定める条例(以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」といふ。)を「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」といふ。

面積率等条例、認定市町村である町村(以下この条において「認定町村」という。)が定めるものに限る。」に、「認定市町村」を「認定町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」とい、認定市町村である市が定めるものに限る。)が施行されている間は、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合には、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)第十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第二十九条第二号中「の長が同条第二項」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。」の長が河川法第九条第二項」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改訂する。)

第十一条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改訂する。

第六十九条を次のように改める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における規則、「を削り、「國家公安委員会規則」の下に「人事公正委員会規則」を加え、「人事院」本大震災復興特別区域法の一部改正)

第六十九条 次に掲げる法律の規定中「人事院の下に「公正取引委員会、國家公安委員会」を削り、「公正取引委員会」を加える。

一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第九条

二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)第八十三条

(内閣府設置法の一部改正)

第十二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の四の次に次の二号を加える。

第十三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第号)第四条第九項

に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六

条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交

付金事業等に関する関係行政機関の事務のまで」に改める。

(政令への委任)

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第三十三号」を「から第三十四号百号」の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第三十三号」を「から第三十四号百号」の一部を次のように改正する。

(政令への委任)

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第三十三号」を「から第三十四号百号」の一部を次のように改正する。

(政令への委任)

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第三十三号」を「から第三十四号百号」の一部を次のように改正する。

(政令への委任)

項	事業	関係条項
一	特定区画漁業権免許事業	第十四条
二	復興建築物整備事業	第十五条
三	特別用途地区復興建築物整備事業	第十六条
四	応急仮設建築物活用事業	第十七条
五	被災区域道路運送確保事業	第十八条
六	罹災者公営住宅等供給事業	第十九条から第二十一条まで
七	復興推進公営住宅等管理等事業	第二十二条
八	食料供給等施設整備事業	第二十三条から第二十七条まで
九	復興産業集積事業	第二十八条
十	特定水力発電事業	第二十九条から第三十二条まで
十一	被災鉄道移設事業	第三十三条
十二	地域振興事業	第三十四条
十三	政令等規制事業	第三十五条
十四	地方公共団体事務政令等規制事業	第三十六条

審査報告書

一部を次のように改正する。

地方税法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年十二月六日

参議院議長 平田 健二殿
総務委員長 藤末 健三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行による地方税の減収見込額は、約四百億円である。

地方税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十二月一日

衆議院議長 横路 孝弘

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の

平成二十三年十二月七日 参議院会議録第一号(その二) 地方税法の一部を改正する法律案

附則第五条の四第一項第二号ハ中「並びに租税特別措置法第十条」を「租税特別措置法第十条」に、「及び第十条の二の二から第十条の七まで」を「第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の二の二から第十条の七まで」を

法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)以下「震災特例法」という。第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二及び第十条の三に改め、同条第六項第二号ハ中「並びに租税特別措置法第十条」を「租税特別措置法第十条」に、「及び第十条の二の二から第十条の七まで」を「第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の七まで」を「第十条の二の二から第十条の四の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二及び第十条の三に改める。

附則第十五条に次の三項を加える。
38 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二号)第十条第三項に規定する推進計画区域(港湾法第二条第四項に規定する臨港地区である区域に限る)において、津波防災地域づくりに関する法律第十条第一項に規定する推進計画に基づき同法の施行の日から平成二十八年三月三十日までの間に新たに取得された賃却資産として政令で定めた部分とする。)に対し課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわざ、又は改良された津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの(改められた部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわざ、又は改められた部分とする。)の属する年の一月一日から起算して五年の属する年の一月一日を賦課期日とする年度までの

らず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

二、津波防災地域づくりに関する法律第六十一条第一項の規定による管理協定に係る協定避難用部分、当該管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋(以下この項において「協定避難家屋」という。)のうち同条第一項第一号に規定する協定避難用部分(以下この項において「協定避難用部分」という。)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる協定避難用部分の区分に応じ当該各号に定める年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

一、津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分 当該管理協定を締結した日の属する年の翌年の一月一日(当該締結した日が一月一日である場合は、同日)を賦課期日とする年度の初日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された同法第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による管理協定に係る同法第六十二条第一項第一号に規定する協定避難施設に附屬する避難の用に供する償却資産として政令で定めたもの(当該管理協定を締結した日以後に取得されたものに限る。)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなつた年度から当該年度の初日

から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された同法第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による管理協定に係る同法第六十二条第一項第一号に規定する協定避難施設に附屬する避難の用に供する償却資産として政令で定めたもの(当該管理協定を締結した日以後に取得されたものに限る。)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなつた年度から当該年度の初日

の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分

二、津波防災地域づくりに関する法律第六十一条第一項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分、当該管理協定に係る協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めたもの(当該変更の日の属する年の翌年の一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度(当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなつた年度から当該年度の初日

の属する年の一月一日の翌日から起算して五年の属する年の一月一日を賦課期日とする年度(当該償却

資産に新たに固定資産税が課されることとなつた部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなつた年度から当該年度の初日

起算して五年を経過する日前に当該管理協定の有効期間が満了する場合にあつては、当該有効期間の満了する日の属する年の一月一日を賦課期日とする年度)までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税率となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十四条の二第一項中「及び附則第三十四条」を「、附則第三十五条並びに附則第四十四条の三第二項及び第四項」に改める。

附則第四十二条第一項及び第三項中「支出で政令で定めるもの」の下に「(以下この項において「災害関連支出」という。)」を加え、「()については」を「()がある場合には、特例損失金額(災害関連支出)」とする。次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「損失対象金額」という。)について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成二十四年度以後の年度分」の下に「(で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分)」を加え、「平成二十三年において」を「当該損失対象金額が生じた年において」に改める。

附則第四十四条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)」を「震災特例法」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に
係る譲渡期限の延長の特例)

条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六
条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項
の規定により適用される場合を含む。）」と、
法第三十一條第一項」とあるのは「租税特別措置
法第三十一條第一項」と、附則第三十四条の三
第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは
「第三十七条の九の五まで（東日本大震災の被災
者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法
律第十一條の六第一項の規定により適用される
場合を含む。）」と、附則第三十四条の三第一項
中「租税特別措置法第三十一條の三第一項」とあ
るのは「東日本大震災の被災者等に係る国税關
係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一
項の規定により適用される租税特別措置法第
三十一條の三第一項」と、附則第三十五条第一
項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日
本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
特例に関する法律第十一條の六第一項の規定に
より適用される場合を含む。）」と、「同法第二十
二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一
条第一項」として、附則第四条、附則第四条
の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則
第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則
第三十五条の規定を適用する。

3 に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

その有していた家屋でその居住の用に供して、いたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていき土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をした場合には、附則第四条第一項第一号中「租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「第三十六条の五」とあるのは第三十六条の五(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。次条第一項第一号において同じ。)」と、附則第四条の二第一項第一号中「租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第五条の四第六項第二号口中「第三十

「一条の三」とあるのは「第三十一条の三(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第三十四条第四項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第三十一条第一項中「第三十七条の九の五まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第三十四条の二第六項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第三十四条の三第三項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第三十五条第五項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第三十六条中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」として、附則第四条、附則第四条の

二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百十七条の二第一項又は第三项の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)限り、適用する。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第四十四条の三 附則第四条第二項の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納稅義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同条第一項の規定により譲渡の全部又は一部がこれらに規定する譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらに規定する譲渡に該当することが認められることにつき総務省令で定めると認められるることは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第三十四条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

3 附則第四条第八項の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納稅義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第三十四条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百十七条の二第一項又は第三项の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)限り、適用する。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第四十四条の三 附則第四条第二項の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納稅義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同条第一項の規定により譲渡の全部又は一部がこれらに規定する譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらに規定する譲渡に該当することが認められることにつき総務省令で定めると認められるることは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第三十四条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

5 附則第四条第八項の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納稅義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第三十四条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

6 同条第一項の次に次の二項を加える。

2 道府県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しく

は第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項

と、附則第五条の四の二第一項第一号中「又は
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

4 附則第四十五条に次の一項を加える。
市町村民税の所得割の納稅義務者が前年分の
所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは
第四項又は第十三条の二第一項から第五項ま
での規定の適用を受けた場合における附則第五
条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用に
ついては、附則第五条の四第六項第一号中「マ
は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係
法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項か
ら第三項まで」とあるのは「阪神・淡路大震災
の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關
する法律第十六条第一項から第三項まで又は東
日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨
時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十二
九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは
第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅
借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金
額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は
第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二
十三年から平成二十五年までの居住年に係る同

条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十二条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十二条第一項」と、附則第五条の二第五項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

附則第五十二条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

と道府県知事が認める農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、二）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

6

定と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第五条の四の二第五項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条规定若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。附則第五十一条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の政令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるもの

と道府県知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたとき限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、二）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第五十一条第三項中「附則第五十五条の二第一項に」を「附則第五十五条の二第二項及び第三項に」に、「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会・農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときにつきに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災

十一

第一項に「を附則第五十五条の二第一項及び第三項に」に、「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一项を加える。

東日本大震災により耕作又は養畜の用に供する事が困難となつた農用地農業經營基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。(以下この項及び第六項において同じ。)であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成二十三年三月十一日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときにつきに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災

農用地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第五十一条の次に次の二条を加える。

(東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対する課する不動産取得税の非課税)

第五十一条の二 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋(市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る)を取得した場合には、当該取得が平成二十五年三月三十日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかるわらず、当該家屋の取得に対する不動産取得税を課することができない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。
附則第五十五条の見出し中「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え、「課税免除」を「課税免除等」と改め、同条第二項中「所在した」を「所在していた」に改め、同条に次の四項を加える。

3 市町村は、第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋(平成二十四年度課税土地等及び平成二十四年度二分の一減額課税土地等を除く。)に対して課する賦税期日において所在する家屋(うち、市町村長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする)。

4 市町村は、当該各号に定めるところによる。
5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十四年度課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋(うち、市町村長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適當と認める土地及び家屋として指定して公示したもの)をいう。

6 市町村長は、第四百十条第一項の規定により土地及び家屋の価格等を決定する日までに平成二十四年度課税土地等又は平成二十四年度二分の一減額課税土地等を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

4 市町村は、前項の規定により公示された区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出しなければならない。

定にかかわらず、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

4 市町村は、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額(附則第十五条の八第二項又は附則第二十九条の五第十六条若しくは第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第十五条の六から第十五条の九まで又は附則第五十六条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この項、次項並びに次条第五項及び第六項において同じ。)又は都市計画税額(附則第二十九条の五第十六項又は第十七条の規定の適用を受ける土地にあつてはこれら規則の適用後の額とし、附則第五十六条第十項又は第十四項の規定の適用を受ける家屋において同じ。)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せずに平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適當と認める土地及び家屋として指定して公示したもの)をいう。

ない。

附則第五十五条の二の見出し中「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え、「課税免除」を「課税免除等」と改め、同条第一項中「土地及び家屋に對して」の下に「平成二十三年度分の」を加え、同条第二項中「公示された区域」の下に「(以下この項及び第五項において「平成二十三年度課税免除区域」という。)」を加え、「当該区域を所在していたに改め、同条に次の四項を加える。

3 市町村長は、平成二十四年度三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成二十一年三月三十一日までに市町村長又は都道府県知事に対して行つた第一項各号に掲げる指示の対象となつた区域(平成二十四年一月一日前にこれらの中止の指示の対象でなくなつた区域を除く。)のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に對して平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適當と認める区域の事由により不適當と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

4 市町村は、前項の規定により公示された区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出しなければならない。

平成二十四年度課税免除区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋に対し、では、第三百四十二条又は第七百二十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

め、同条第十五項中「所在した」を「所在していた」とし、「又は附則第十五条から第十五条の三まで」を「附則第十五条(第三十八項を除く。)から第十五条の三まで又は次条第三項若しくは第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等)

務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならぬ。

市町村は、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、前項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十二項中「又は附則第十五条から第十五条の三まで」を「附則第十五条(第三十八条項を除く。)から第十五条の三まで又は次条第三項若しくは第四項」に改め、同条第十三項及び第十四項中「所在した」を「所在していた」に改

一月一日(当該取得の日が一月一日である場合)には、同日を賦課期日とする年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、第三百四十二条又は第七百三十二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2 前項の規定の適用を受ける家屋に係る第四百十五条规定の適用については、同項中「床面積(第三百四十八条」とあるのは「床面積(第三百四十八条又は附則第五十六条の二第二項)」と、「家屋にあつては、同条の規定」とあるのは「家屋にあつては、これらの規定」とする。

3 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業

4 課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(以下この項において「機構法」という。)附則第十六条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下この項において「旧債務等処理法」という。)第二十四条第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建

(第三百四十九条の三第二項、第十五项又は第二百二十七項の規定の適用を受ける償却資産については、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額とする。)

5 前項の規定の適用がある場合には、附則第五条の四中「前三条」とあるのは、「前三条又は附則第五十六条の二第四項」とする。

6 第三項又は第四項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第五十六条の二第二项若しくは第四項」とする。

者が、平成二十三年三月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受け、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した車両等（車両及び線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける車両等にあつては、当該車両等の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める車両等を取得し、又は東日本大震災により損壊した車両等を改良した場合における当該取得され、又は改良された車両等（改良された車両等にあつては、当該車両等の当該改良された部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税に限り、当該車両等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第二十項の規定の適用を受けた家屋若しくは償却資産で東日本大震災により損失し、若しくは損壊したものに代わるものと市町村長第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事が認める家屋若しくは償却資産を取得し、又は平成二十三年度分の固定資産税について同項の規定の適用を受けた償却資産で東日本大震災により損壊したものと改良した場合における当該取得され、又は改良された家屋又は償却資産(改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とする)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額(第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十七項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額)とする。

5 前項の規定の適用がある場合には、附則第五条の中「前三条」とあるのは、「前三条又は附則第五十六条の二第四項」とする。

6 第三項又は第四項の規定の適用がある場合に十五条の四中「前三条」とあるのは、「前三条又は附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第五十六条の二第二项若しくは第四項」とする。

(号外)

官

- 7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の四及び第四十四条第一項の改正規定

平成二十四年一月一日

二 附則第四条の規定

この法律の公布の日又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日

三 附則第十五条に三項を加える改正規定

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第五十一条第三項の規定

は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 平成二十三年四月二十一日における新法附則第五十一条第四項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。)であつて同年三月十二日において新法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であつた区域は、新法附則第五十一

- 条第六項の規定の適用については、同年三月十日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設

定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

3 新法附則第五十一条の二の規定は、平成二十一年五月二日以後に取得された同条第一項に規定する工場又は事業場の用に供する家屋の取扱いに対する課すべき不動産取得税について適用する。

(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための地方税法及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための地方税法及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年十二月六日

財政金融委員長 尾立 源幸

参議院議長 平田 健二殿

平成二十三年十二月一日

衆議院議長 横路 孝弘

十八条」を「第五十二条」に、「第四十九条」を「第五十三条」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

十 総所得金額 所得税法第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。

第二条第三項第三号中「第十四条」の下に「並びに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一の二第五項」を加え、同項第十三号及び第三十四号を削り、同項第三十二号を同項第三十六号とし、同項第三十一号を削り、同項第三十号を同項第三十五号とし、同項第二十九号を削り、同項第二十八号を同項第三十四号とし、同項第二十七号を同項第三十三号とし、同項第二十二号から第二十六号までを削り、同項第二十一号を同項第三十二号とし、同項第二十号を同項第三十一号とし、同項第十九号を同項第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九 青色申告書 法人税法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。

三十 国内 法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。

第一条第三項第十八号を同項第十九号とし、同号の次に次の八号を加える。

二十 適格現物分配 法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

二十一 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

二十二 分割法人 法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

二十三 現物出資法人 法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

官報(号外)

二十四 現物分配法人 法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。

二十五 損金経理 法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理をいう。

二十六 適格分割型分割 法人税法第二条第十号の十二に規定する適格分割型分割をい

う。

二十七 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

二十八 第三条第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十九 第三条第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十 国内 法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。

第一条第三項第十八号を同項第十九号とし、同号の次に次の八号を加える。

三十一 適格現物分配 法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

三十二 連続親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連続親法人をいう。

三十三 連続確定申告書 法人税法第二条第三十号の七に規定する連続確定申告書をいう。

三十四 連続完全支配関係 法人税法第二条第十一号の七に規定する連続完全支配関係を

いう。

三十五 連結法人 法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

三十六 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

三十七 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

三十八 酒類 酒税法昭和二十八年法律第六号)第

二条第一項に規定する酒類をいう。

三十九 第一条第一項中「支出で政令で定めるもの」の下に「(以下この項において「災害関連支出」とい

う。)」を加え、「(」については「(」がある場合には、特例損失金額(災害関連支出がある場合に生じた年分)を加え、「同年」を「当該固定資産損失対象額が生じた年分」に改め、「同年」を「当該固定資産損失対象額が生じた年」に改め、同条第三項中「やむを得ない

支出で政令で定めるもの」を「災害関連支出」に、

支出で政令で定めたものに限る。以下この

項において「山林損失対象額」という。)について

二号の十二に規定する適格分割型分割をい

う。

二十七 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

二十八 第三条第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十九 第三条第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十 国内 法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。

第一条第三項第十八号を同項第十九号とし、同号の次に次の八号を加える。

三十一 適格現物分配 法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

三十二 連続親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連続親法人をいう。

三十三 連続確定申告書 法人税法第二条第三十号の七に規定する連続確定申告書をいう。

三十四 連続完全支配関係 法人税法第二条第十一号の七に規定する連続完全支配関係を

いう。

三十五 連結法人 法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

三十六 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

三十七 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

三十八 酒類 酒税法昭和二十八年法律第六号)第

二条第一項に規定する酒類をいう。

三十九 第一条第一項中「支出で政令で定めるもの」の下に「(以下この項において「災害関連支出」とい

う。)」を加え、「(」については「(」がある場合に

は、特例損失金額(災害関連支出がある場合に生じた年分)を加え、「同年」を「当該固定資産損失対象額が生じた年分」に改め、「同年」を「当該固定資産損失対象額が生じた年」に改め、同条第三項中「やむを得ない

支出で政令で定めるもの」を「災害関連支出」に、

支出で政令で定めたものに限る。以下この

項において「山林損失対象額」という。)について

二号の十二に規定する適格分割型分割をい

う。

二十七 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

二十八 第三条第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十九 第三条第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十 国内 法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。

第一条第三項第十八号を同項第十九号とし、同号の次に次の八号を加える。

三十一 適格現物分配 法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

三十二 連続親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連続親法人をいう。

三十三 連続確定申告書 法人税法第二条第三十号の七に規定する連続確定申告書をいう。

三十四 連続完全支配関係 法人税法第二条第十一号の七に規定する連続完全支配関係を

いう。

三十五 連結法人 法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

三十六 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

三十七 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

三十八 酒類 酒税法昭和二十八年法律第六号)第

二条第一項に規定する酒類をいう。

三十九 第一条第一項中「支出で政令で定めるもの」の下に「(以下この項において「災害関連支出」とい

う。)」を加え、「(」については「(」がある場合に

は、特例損失金額(災害関連支出がある場合に生じた年分)を加え、「同年」を「当該固定資産損失対象額が生じた年分」に改め、「同年」を「当該固定資産損失対象額が生じた年」に改め、同条第三項中「やむを得ない

支出で政令で定めるもの」を「災害関連支出」に、

支出で政令で定めたものに限る。以下この

項において「山林損失対象額」という。)について

二号の十二に規定する適格分割型分割をい

う。

二十七 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

二十八 第三条第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十九 第三条第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十 国内 法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。

第一条第三項第十八号を同項第十九号とし、同号の次に次の八号を加える。

三十一 適格現物分配 法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

三十二 連続親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連続親法人をいう。

三十三 連続確定申告書 法人税法第二条第三十号の七に規定する連続確定申告書をいう。

三十四 連続完全支配関係 法人税法第二条第十一号の七に規定する連続完全支配関係を

いう。

官 報 (号外)

の第四欄に掲げる事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年（第三項及び第十一項において「供用年」という。）における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の		の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。	
個人	期 間	区 域	事 業
一 東日本大震災復興特別区 域法（平成二十三年法律第十三年法律第号） 第三十七条第一項の規定により同項に規定する認定地 方公共団体の指定を受けた個人	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公共團体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画	事業集積事業（同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。）又は建築物整備事業（建築物整備事業をいう。以下この表において「認定復興推進計画」という。）に定められた同法第四条第二項第四号に規定する復興産業集積区域
機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物	資 産		

二 東日本大震災復興特別区 域法第四十一年三月三十一日 第一条の規定により同項に規定する認定地方公共團体の指定を受けた個人	同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで 四条第二項第四号に規定する復興居住区域	当該認定地方公共團体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号に規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。）	第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
3 第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業	の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供限度額に満たない場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した年の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とす	ることができる。	の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得等に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。	第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
4 個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を	当該各号の第二欄に規定する耐火建築物であることをその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備	の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得等に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。	第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅	

控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得等に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年(その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る)における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

6 第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域において同号の第四欄に規定する産業集積事業(以下この項において「産業集積事業」という。)の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産・機械及び装置に限る。以下この項及び次項において「産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域において当該個人の産業集積事業の用に

供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から当該産業集積事業用機械装置について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7 個人の有する産業集積事業用機械装置で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第六項」とする。

8 第一項及び第六項の規定は、第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が所有権移転外リース取引(所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

9 第一項、第二項、第六項及び第七項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

11 第一項及び第六項の規定は、供用年の年分及びその翌年

以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、

かつ、当該各年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額とする。

12 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前二項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前三項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項から第四項まで、第六項又は第七項の規定を適用することができる。

13 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第三項及び第四項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定

する認定地方公共団体の指定を受けた個人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内の日の属する各年(事業を廃止し

た日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。)の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法区域内に所在する同法第二条第三項第二号イに掲げる事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等(東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域に居住していた者として政令で定める者をいう。次項において同じ。)に対して給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等)を支給する場合には、当該適用年の年分の与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの(当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合に当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

による控除を受ける金額の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合、前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その提出、記載若しくは添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)」とする。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)

第十条の四 第十条の二第三項及び第四項並びに前条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第十条の七の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者

等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)第十条の二第三項又は第四項の規定及び震災特例法第十条の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。)と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額(震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。)を」と、同条第二項中「又は第十条の五第四項」とあるのは「若しくは第十条の五第四項又は震災特例法第十条の二第四項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「又は第十条の二第四項各号」とあるのは「若しくは第十条の二第四項各号」と、「に限り」とあるのは「又は震災特例法第十条の二第五項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り」とする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第十条の五 東日本大震災復興特別区域法第二十

九条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた個人が、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下この項において「復興産業集積区域」という。)内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「開発研究」という。)の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(以下この条において「開発研究用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を作成し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該個人の開発研究の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。)には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、租税特別措置法第十条第八項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び同法第十四条の規定を適用する。

3 第一項に規定する指定を受けた個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、租税特別措置法第十条第八項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び同法第十四条の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、第一条の二の規定を適用する。

これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に關する記載があり、かつ、開発研究用資産の償却費の額の計算に關する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書その他財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

6 第一項に規定する個人の租税特別措置法第十一条第三項若しくは第五項(これららの規定を同法第十条の二第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとする年分又はその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同法第十条第一項に規定する試験研究費の額のうち開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額がある場合における同条第三項又は第五項の規定の適用については、同条第三項及び第五項中「試験研究費の額が」とあるのは、「試験研究費の額(当該試験研究費のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の五第一項の規定の適用を受けるための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいう。以下この項において同じ。)内において東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この項において同じ。)の用に供することができなくなつた」を「に起因して当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供することができるなくなった」に改め、「(所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この

項及び次条において同じ。)を削り、「同法」を「所 得税法」に改め、「次項において「合計償却限度額」という。」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける被災代替資産等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十二条第五項を削り、同条の次に次の五条を加える。

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第十二条の二 一個人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、賃貸住宅のうち特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいう。以下この項において同じ。)内において東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この

年における同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額)とその満たない金額以下の金額で当該個人の償却費として必要経費に算入する金額は、その償却費の額で当該期間に係るものについて百分の百五十(当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおいて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百七十)に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十二条の三 第十条の二又は第十条の五から前条までの規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第十九条に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二若しくは第十条の五から第十二条の二までの規定」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の二若しくは第十条の五から第十二条の二までの規定」として、同法、この法律その他所定を適用する場合について準用する。

4 第十二条の四 一個人が、その有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。)で特定被災市街地復興推進地域(東日本大震災により被害を受けた市街地の区域として被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条

5 第十二条の四 一個人が、その有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。)で特定被災市街地復興推進地域(東日本大震災により被害を受けた市街地の区域として被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条

6 第十二条の四 一個人が、その有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。)で特定被災市街地復興推進地域(東日本大震災により被害を受けた市街地の区域として被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条

事業」という。(が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された同法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等(以下この条において「代替住宅等」という。)を取得したときは、当該換地処分により譲渡した土地等(代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は同法第十七条第一項の規定により保留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかつたものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)又は第三十二条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興地区画整理事業の施行者から交付を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 稅務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける同項に規定する換地処分による土地等の譲渡については、租税

事業」という。(が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された同法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等(以下この条において「代替住宅等」という。)を取得したときは、当該換地処分により譲渡した土地等(代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は同法第十七条第一項の規定により保

留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額をその取得に要した金額(以下この条及び第十二条において「取得価額」という。)と

特別措置法第三十一条の二、第三十一条の三及び第三十三条の三第一項の規定は、適用しない。

5 個人の有する土地又は土地の上に存する権利で特定被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得したときにおける租税特別措置法第三十三条の三第一項の規定の適用については、当該換地処分による土地又は土地の上に存する権利の譲渡につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅又は同条第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

6 第一項の規定の適用を受けた個人が換地処分により取得した代替住宅等につきその取得した日以後譲渡(所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。次項、第十一条の六及び第十二条において同じ。)、相続(限定承認に係るものに限る。同項において同じ。)、贈与(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。同項において同じ。)又は贈与(法人に対するものに限る。同項において同じ。)があつた場合において、当該代替住宅等に係る譲渡所得の金額を計算するときは、当該各号に掲げる場合に

事業」という。(が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された同法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等(以下この条において「代替住宅等」という。)を取得したときは、当該換地処分により譲渡した土地等(代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は同法第十七条第一項の規定により保

留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額をその取得に要した金額(以下この条及び第十二条において「取得価額」という。)と

特別措置法第三十一条の二、第三十一条の三及び第三十三条の三第一項の規定は、適用しない。

7 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該代替住宅等の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

8 第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第一章第四節第六款から第八款までの規定との調整その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために規

定する住宅被災市町村となつた市町村をい

う。以下この条において同じ。)の区域におい

て施行する都市再開発法(昭和四十四年法律

第三十八号)による第二種市街地再開発事業の施行区域(都市計画法(昭和四十三年法律第

百号)第十二条第二項の規定により第二種市

平成二十三年十二月七日 参議院会議録第一号(その二) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域を(二)内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するため(これら者の者(土地開発公社を含む))に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第三十三条第一項第一号又は第三十条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

個人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成二十八年三月三十日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合(これら者の者がこれらの者以外の者に代わり買い取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特別措置法第三十三条第一項第二号、第三号の四から第四号まで若しくは第八号、第三十三条の二第一項第一号若しくは第三十四条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

個人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成二十八年三月三十日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合(これら者の者がこれらの者以外の者に代わり買い取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特別措置法第三十三条第一項第二号、第三号の四から第四号まで若しくは第八号、第三十三条の二第一項第一号若しくは第三十四条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第三十三条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

個人が、土地開発公社に対しその有する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、同条第二項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定が適用される場合に該当する場合を除く。

以下この項において同じ。)に該当することとなつた場合には、次に掲げる場合(前項の規定が適用される場合に該当する場合を除く。)

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地等被災市街地復興土地区画整理事業

二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等都市再開発法による第二種市街地再開発場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

用する。

一 被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定により土地が買い取られる場合

二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に応する部分の譲渡があつたとき。

二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に

事業

六 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第二章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。(被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第十一条の六 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなつた個人が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をした場合には、租税特別措置法第三十二条の三第三項第四号、第三十五条第一項、第三十六条の二第一項第四号、第四十一条の五第七項第一号二中「滅失」とあるのは「滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)」と、「三年」とあるのは「七年」と読み替えて、同法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。

第七項第一号二中「滅失」とあるのは「滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)」と、「三年」とあるのは「七年」と読み替えて、同法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。

第十二条の二第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十二条の三の規定により読み替えられた租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定(同法第十三条から第十三条の三までの規定を除く。)は、適用しない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第十二条の二 租税特別措置法第三十二条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。)内に同条第二項第十二号から第十六号ま

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十二条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第五項中「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に、「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

同項の表の第一号中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第五項中「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項の表

第十二条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第五項中「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、「前項」を「前二項」に、「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第十二条の二 租税特別措置法第三十二条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。)内に同条第二項第十二号から第十六号ま

合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告する。

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を同条第三項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

2 次の表の各号の上欄に掲げる個人が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、当該各号の下欄に掲げる資産を当該各号の中欄に掲げるこれらの資産の取得(当該各号の上欄に規定する規定に定める取得をいう。以下この項において同じ。)をすべき期間(第一号、第二

号、第四号及び第五号の中欄に掲げる期間においては、その末日が平成二十三年三月十一日から同年十二月三十一日までの間にあるものに限る。)内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該各号の中欄に掲げる期間の初日から当該政令で定める日までの期間を同欄に掲げる期間とみなして、租税特別措置法第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の五及び第四十一条の五の規定を適用する。

個人	期間	資産
一 租税特別措置法第三十三条第一項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する代替資産の取得をすべき期間	同項に規定する代替資産
二 租税特別措置法第三十三条の二第二項において準用する同法第三十三条规定の適用	同法第三十三条の二第二項において準用する同法第三十三条第二項に規定する代替資産の取得をすべき期間	同法第三十三条の二第二項に規定する代替資産
三 租税特別措置法第三十六条の二第二項の規定の適用を受ける個人	同条第二項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から月三十日までの間	同条第二項に規定する買換資産

四 租税特別措置法第三十七条第四項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する譲渡をした日の属する年(同項に規定する譲渡をした日の属する年中の翌年中(同項に規定する税務署長の承認を受けた場合は、当該税務署長が認定した日までの期間))
五 租税特別措置法第三十七条第五項において準用する同法第三十七条第四項の規定の適用を受ける個人	同法第三十七条の五第二項において準用する同法第三十七条第四項に規定する譲渡をした日の属する年(同項に規定する買換資産)
六 租税特別措置法第四十一条の五第一項の規定の適用を受ける個人(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第七項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)	同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十日までの間
七 同条第一項に規定する買換資産	同号に規定する買換資産

条に次の三項を加える。

3 従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日の属する年において、新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額を有する場合には、当該年における租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、次条並びに同法第四十一条、第四十二条の二及び第四十三条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。

一 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき第一項又は第二項の規定に準じて計算した金額

二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等である場合 当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十二条の二若しくは第四十三条の二の規定に準じて計算した金額

等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除くに係る対象住宅借入金等を規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。

4 前項の居住者が、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年において、新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額を有する場合は、当該年における租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第二項並びに次条並びに同法第四十

官報(号外)

一 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき第一項又は第二項の規定に準じて計算した金額

二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等である場合 当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十二条の二若しくは第四十三条の二の規定に準じて計算した金額

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 新規住宅借入金等 その者が住宅の新築取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等(同条第六項に規定する増改築等をいう。次条において同じ。)をした家屋又は認定長期優良住宅(同法第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅をいう。次条に規定する認定長期優良住宅をいう。次条において同じ。)で、従前家屋又は従前増改築等により居住の用に供することができなくなった居住者が、住宅の新築取得等をしなかつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋(租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。)に規定する認定長期優良住宅をいう。次条において同じ。)で、従前家屋又は従前増改築等により居住の用に供することができなくなった居住者が、住宅の新築取得等をしなかつた日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同項の定めによりその者の居住の用に供した場

等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除くに係る対象住宅借入金等を規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。

二 新規増改築等借入金等 その者が特定増改築等をした租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する居住用の家屋で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同法第四十一条の二の規定に準じて計算した金額

三 第四十一条の二及び第四十一条の三の二の

二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき第一項又は第二項の規定に準じて計算した金額

三 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき第一項又は第二項の規定に準じて計算した金額

四 前項の居住者が、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年において、新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額を有する場合は、当該年における租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第二項並びに次条並びに同法第四十

一 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき第一項又は第二項の規定に準じて計算した金額

二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等である場合 当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十二条の二若しくは第四十三条の二の規定に準じて計算した金額

三 第四十一条の二及び第四十一条の三の二の

4	前項ただし書に規定する控除限度額は、同項	1 条の二の規定にかかるわらず、その年十二月三十日における再建住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が借入限度額を超える場合に当該借入限度額の一・二パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))として、同法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。
5	第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十五条の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の住宅の新築取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年若しくは同条第三項に規定する特例適用年又は当該他の住宅取得等をした認定長期優良住宅等に係る再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十五条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかるわらず、当該再建特例適用年における再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項の規定に準じて計算した金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。	2 前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
6	一 居住年が平成二十三年又は平成二十四年である場合 四千万円	一 居住年が平成二十五年である場合 三千万円

3	第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、二以上の居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十五条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定に準じて計算した金額とする。	1 第一項に規定する居住者が、二以上の住宅の再取得等をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年若しくは同条第三項に規定する特例適用年又は当該他の住宅取得等をした認定長期優良住宅等に係る同条第五項に規定する長期優良住宅特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額又は特定増改築等に係る増改築等住宅借入金等(当該特定増改築等をした家屋に係る同法第四十一条の二第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項
4	前項ただし書に規定する控除限度額は、同項	2 前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
5	第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十五条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において「復興株式」とい	3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社と、当該復興株式は同項に規定する特定新規株式とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。
6	第一項に規定する居住者が、二以上の住宅の再取得等をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定長期優良住宅を同一の年中に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同項に規定する選択は、これらの住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。	4 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第七項の規定の特例その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7	第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第七項の規定の特例その他前項の規定の適用に係る事項は、政令で定める。	5 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条第一号から第三号までに掲げる非居住者第一項第一号における同項の規定により同条又は同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額の合計額(当該他の住宅借入金等の金額のうち、同項第一号及び第三項の規定にかかるわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額(当該他の住宅借入金等の金額のうち、同項第一号から第三号までに掲げる非居住者第一項に規定する指定会社で平成二十八年三月三十日までに同項の規定により指定を受けたもの(以下この条において「復興指定会社」とい
8	前項ただし書に規定する控除限度額は、同項	う。)により発行される株式(当該指定の日から同日以後五年を経過する日までの間に発行されるものに限る。以下この条において「復興株式」とい
9	第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社と、当該復興株式は同項に規定する特定新規株式とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。)	う。)により取得(租税特別措置法第二十九条の二第一項本文又は第二十九条の三第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。)を払込み(当該株式の発行に際してす
10	第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社と、当該復興株式は同項に規定する特定新規株式とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。)	したものに限る。)により取得(租税特別措置法第二十九条の二第一項本文又は第二十九条の三第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。)を払込み(当該株式の発行に際してす

の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条の四までにおいて

同じ。)と特別償却限度額(当該減価償却資産の取得価額の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

法 人	期 間	区 域	事 業	資 産
一 東日本大震災復興特別区	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」という。)に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	産業集積事業(同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。)又は建築物整備事業(同法第二条第三項第二号において同一の号において同二号口に掲げる事業をいう。以下この号において同二号口に掲げる事業をいう。以下この号において同一の号において同二号口に掲げる事業をいう。)耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)	機械及び装置、建物及びその附屬設備並びに構築物(建築物整備事業にあつては、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他の認定復興推進計画の区域の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。
二 東日本大震災復興特別区	同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業(同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。)	宅地に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人
三 第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」という。)に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	産業集積事業(同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。)又は建築物整備事業(同法第二条第三項第二号において同一の号において同二号口に掲げる事業をいう。)耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)	機械及び装置、建物及びその附屬設備並びに構築物(建築物整備事業にあつては、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他の認定復興推進計画の区域の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出(四年以内連結事業年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度

2 前項の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の二十に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度額を控除する。

3 法人が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度額は、当該百分の二十に相当する金額を控除する。

4 前項に規定する繰越税額控除限度額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において「四年以内連結事業年度」という。)とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出(四年以内連結事業年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度

の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。法人が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除されるとする。

法人による連結確定申告書の提出をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度における税額控除限度額(当該法人の四年以内連結事業年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除されるとする。)における税額控除限度額(当該法人の四年以内連結事業年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除されるとする。)

二項に規定する税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(連結税額控除限度額については、同条第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額(既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5 第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集積事業(以下この項において「産業集積事業」という。)の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産(機械及び装置に限る。以下この項において「産業集積事業用機械装置」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域内において当該法人の産業集積事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

6 第一項及び前項の規定は、第一項の表の各号の第一欄に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書(法人税法第六十四条の二第三項に規定する

リース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下の章において同じ。)により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

7 第一項及び第五項の規定は、確定申告書等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。)に第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

8 第二項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除を受ける金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

9 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

10 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の第一欄に掲げる法人が所有権移転外リース取引(法人税法第六十四条の二第三項に規定する

の明細書の添付がある場合(第四項に規定する

連結税額控除限度額を有する法人については、

当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の規定による控除を受ける場合を含む。)の規定の適用について同じ。)により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

11 税務署長は、第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない繰越年度の確定申告書(第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、第二十五条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない連続確定申告書を含む。)の提出があつた場合又は第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書の添付がない控除年度の確定申告書等の提出があつた場合においても、これらの添付又は当該記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これら

の明細書の添付がある場合(第四項に規定する

連結税額控除限度額を有する法人については、

当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の規定による控除を受ける場合を含む。)の規定の適用について同じ。)により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用について同じ。)により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四(同法第

四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五から第四十

二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二

条の十二までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の五の二第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の二第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の二第二項及び第三項と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の二第二項及び第三項と、同法第四十二条の二第二項及び第三項と、同法第四十二条の二第二項及び第三項とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする。

14 第六項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第十七条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度、前条若しくは同条の

規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項若しくは第四項又は前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなし

定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。)から、

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法

三第一項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)」の規定の適用においては、同法

八四

規定に係る第十八条の三第一項(復興産業集積区域内において、当該認定地方公共団体の作成した東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二号イに掲げる事業を行なう事業所に勤務する被災雇用者等(東日本大震災の被災者である事業者により雇用されたいた者又は東日本大震災により被害を受けた地域に居住していた者として政令で定める者をいう。次項において同じ。)に対して給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の記載若しくは添付がない確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用する。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四(同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに第六十三条並びに第六十三条並びに第六十三条から第七十条の二までの規

四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十七条の三と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の五の二第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは、第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに震災特例法第十七条の三」とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第十七条の四 第十七条の二第二項及び第三項並びに前条の規定がある場合における租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは、次の各号に掲げる規定である。

7 条款の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する過額のうち同項の規定による控除をしても控除

しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三」と、同条第二項中「次条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の三」と、同条第二項中「又は第四十二条の十一第三項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十一第三項又は震災特例法第十七条の二第三項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは、「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、同法第二条第三十二号」とあるのは、「同条第三十二号」と、「又は第四十二条の四の二第八項各号」とあるのは、「若しくは第四十二条の四の二第八項各号」と、「含む。」に」とあるのは、「含む。」又は震災特例法第十七条の二第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは、「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは、「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の三第一項各号」とあるのは、「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号」とする。

8 第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令

十九条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が、同法の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下この項において「復興産業集積区域」という。)内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「開発研究」という。)の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(以下この項において「開発研究用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該法人の開発研究の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。)には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却限度額は、法人税法第三十二条第一項又は第二条第三十二号」とあるのは、「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の三第一項各号」とあるのは、「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号」とする。

10 第二項に規定する法人の租税特別措置法第四十二条の四第三項若しくは第七項(これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額)のうち開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合に

置法第四十二条の四第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなし、同条及び同法第四十二条の四の二の規定を適用する。

3 第一項の規定は、確定申告書等に開発研究用資産に係る償却限度額の計算に関する明細書として、申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書その他財務省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

4 第二項に規定する法人の租税特別措置法第四十二条の四第三項若しくは第七項(これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額)のうち開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合に

11 第二項の規定にかかるわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額

12 第二項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号」とあるのは、「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号」とする。

13 第二項の規定に規定する指定期を受けた法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費

費の額(当該試験研究費の額のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項の規定の適用を受ける同項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)がとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条第一項中「により滅失し、若しくは損壊した」を「に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなつた」に改め、「(法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち却費として損金の額に算入する金額の限度額(第三項において「償却限度額」という。)は、同法)を所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。」を削り、「(償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第三項において「償却限度額」という。)は、同法)を定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額」を「当該被災代替資産等の普通償却限度額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に」を「に被災代替資産等に係る」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条の次に次の七条を加える。

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第十八条の二 法人(清算中の法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、賃貸住宅のうち特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいう。以下この項及び次項において同じ。)内において東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該特定激甚災害地域内において当該法人の賃貸の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)には、当該法人の賃貸の用に供した日(以下この項及び次項において「供用日」といいう。)以後五年以内の日を含む各事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅に係る償却限度額は、

用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十)に相当する金額をいう。)との合計額(第十八条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併額)とする。

2 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)により前項の規定(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日(適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合(以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。)には、第二十六条の二第一項の規定の適用を受けていた被災者向け優良賃貸住宅の移転を受け、これを特定激甚災害地域内において当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該特定激甚災害地域内において当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間(連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間)の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供してい

おいて法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十)に相当する金額をいう。)との合計額(第十八条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併額)とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めの規定の適用により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体(以下この項において「認定地方公共団体」という。)の指定を受けた法人で、次に掲げる全ての要件を満たすものが、適用年度において、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。)に定められた同法第四十条第

一項に規定する復興産業集積区域(第二号及び次項第四号において「特定復興産業集積区域」という。)内において当該認定復興推進計画(以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。)に規定する復興産業集積区域(第二号及び次項第四号において「特定復興産業集積区域」という。)の用に供する減価償却資産(機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号において同じ。)の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該適用年度の所得の金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第十九条第一項において同じ。)の方法により再投資等準備金として積み立てたとき(当該適用年度の決算の確定の日ま

でに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。)は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その設立の日が当該認定地方公共団体が作成した東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する復興推進計画につき同条第十項の認定があつた日以後であること。

二 当該特定復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有すること。

三 当該指定があつた日を含む事業年度(当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度において当該産業集積事業の用に供する減価償却資産で政令で定める規模のもののが取得又は製作若しくは建設をしていること)。

2 前項に規定する適用年度とは、同項の指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度(次に掲げる事業年度を除く。)をいう。

一 解散(合併による解散を除く。)の日の前日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年度

度

二 第十七条の二若しくは同条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第十七条の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項

(同条第四項の規定により益金の額に算入され

た金額を含む。)又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)がある場合には、当該再投資等準備金の金額については、当該基準事業年度等の終了の日ににおける再投資等準備金の金額に当該各事業に定められた特定復興産業集積区域内にある本店、工場その他の事業所をいう。第四項第二号において同じ。)以外の事業所を有する事業年度

四 特定復興産業集積区域内事業所(前項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業以外の事業を行う事業年度

三 第一項に規定する法人(第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。)の第一項の指定の日以後十年を経過した日を含む事業年度(その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その経過した日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。)以後の各事業年度終了の日において、前事業年度(当該法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」といいう。)から繰り越された再投資等準備金の金額(当該基準事業年度等以後の各事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金の金額に相当する金額)を、当該事業年度の所得に相当する金額(当該事業年度の所得に相当する金額)に算入する。

4 第一項の再投資等準備金(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金に相当する金額)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又は適格分割型分割により当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転することとなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当するところとなつた日を含む事業年度(第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 租税特別措置法第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第一項の再投資等準備金(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金に相当する金額)を積み立てている法人が適格合併により合併法人に産業集積事業の全部を移転した場合(同条第八項前段に規定する場合を除く。)には、その適格合併直前における再投資等準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が

官報(号外)

引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の再投資等準備金の金額當該合併法人の

一項の再投資等準備金の金額當該合併法人の度に該当する場合には、同条第一項の再投資等

準備金の金額)とみなす。

8 前項又は第二十六条の三第八項に規定する合

併法人(その適格合併後において連結法人に該

当するものを除く。)のその適格合併の日を含む

事業年度に係る第三項の規定の適用について

は、同項に規定する前事業年度等から繰り越さ

れた再投資等準備金の金額は、前項又は同条第

八項の規定により当該合併法人が有するものと

みなされた再投資等準備金の金額を含むものと

する。この場合において、当該合併法人が合併

後存続する法人であるときは、その有するもの

とみなされた再投資等準備金の金額について

は、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるの

は、「当該適格合併の日から同日を含む事業年

度終了の日までの期間の月数」とする。

9 第一項の再投資等準備金(連結事業年度にお

いて積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等

準備金を含む)を積み立てている法人が適格

分割型分割により分割承継法人に当該再投資等

準備金に係る産業集積事業の全部を移転した場

合(同条第十項前段に規定する場合を除く。)に

は、その適格分割型分割直前における再投資等

準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐ

ものとする。この場合において、その分割承継

法人が引継ぎを受けた再投資等準備金の金額

は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の

額(当該分割承継法人の当該適格分割型分割の

日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場

合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)

とみなす。

10 前項の場合において、第一項の再投資等準備

金(連結事業年度において積み立てた第二十六

条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み

立てる法人のその適格分割型分割の日を含む

事業年度(同日が当該法人の事業年度開始の

日である場合の当該事業年度を除く。)について

は、当該適格分割型分割の日の前日を当該事業

年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用

する。この場合において、同項中「当該各事業

年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割

の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割

型分割の日の前日までの期間の月数」とする。

11 第九項又は第二十六条の三第十項に規定する

分割承継法人(その適格分割型分割後において

連結法人に該当するものを除く。)のその適格分

割型分割の日を含む事業年度に係る第三項の規

定の適用については、同項に規定する前事業年

度等から繰り越された再投資等準備金の金額

は、第九項又は同条第十項の規定により当該分

割承継法人が有するものとみなされた再投資等

準備金の金額を含むものとする。この場合にお

いて、当該分割承継法人が当該適格分割型分割

により設立された法人でないときは、当該分割

承継法人が有するものとみなされた再投資等

準備金の金額について、当該分割承継法人が

当該分割型分割の日を含む事業年度に係る第三

項の規定により当該各事業年度の月数

とみなされる再投資等準備金の金額(当該各事

業年度の月数)とするのは、「当該適格分割型分割

の日から同日を含む事業年度終了の日までの期

間の月数」とする。

12 第五項及び第六項に定めるもののほか、第一

項から第四項まで及び第七項から前項までの規

定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(再投資設備等の特別償却)

第十八条の四 前条第一項の再投資等準備金(連

結事業年度において積み立てた第二十六条の三

第一項の再投資等準備金を含む。)の金額を有す

る法人が、当該再投資等準備金に係る特定復興

産業集積区域(前条第一項に規定する特定復興

産業集積区域をいう。)内において当該再投資等

準備金に係る産業集積事業(前条第一項に規定

する産業集積事業をいう。以下この項において

同じ。)の用に供する減価償却資産の新設、増設

又は更新をする場合において、当該新設、増設

若しくは更新に係る機械及び装置、建物及びそ

の附属設備並びに構築物(以下この項及び次項

において「再投資設備等」という。)でその製作若

しくは建設の後事業の用に供されたことのない

ものを取得し、又は再投資設備等を製作し、若

しくは建設して、これを当該特定復興産業集積

区域内において当該産業集積事業の用に供した

とき(所有権移転外リース取引により取得した

当該再投資設備等をその用に供した場合を除

く。)は、当該産業集積事業の用に供した日を含む

事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日

を含む事業年度を除く。第一号において「供用

年度」という。)の当該再投資設備等に係る償却

限度額は、法人税法第三十二条第一項又は第二

項の規定にかかるわらず、当該再投資設備等の普

通償却限度額と特別償却限度額(次に掲げる金

額のうちいづれか少ない金額をいう。)との合計

額とする。

13 前事業年度等(前条第三項に規定する前事

業年度等をいう。以下この号において同じ。)

から繰り越された同条第一項の再投資等準備

金の金額(第二十六条の三第一項の再投資等

準備金を積み立てている当該法人の前事業年

度等から繰り越された同項の再投資等準備金

の金額を含むものとし、前事業年度等の終了

の日までに前条第三項又は第四項の規定によ

り益金の額に算入された金額(第二十六条の三

第三項又は第四項の規定により益金の額に

算入された金額を含む。)がある場合には当該

金額を控除した金額とする。)のうち、当該供

用年度において前条第三項又は第四項の規定

により益金の額に算入された、又は算入され

るべきこととなつた金額に相当する金額

二 当該再投資設備等の取得価額から普通償却

限度額を控除した金額に相当する金額

2 前項の規定は、前条第一項の再投資等準備金

を積み立てた事業年度以後の各事業年度(その

積み立てた事業年度以後の各事業年度が連結事

業年度以後の各連結事業年度)の確定申告書(そ

の積み立てた事業年度以後の各連結事業年度に

あつては、連結確定申告書)に同項の再投資等

準備金の明細書の添付がある場合(連結事業年

度において積み立てた第二十六条の三第一項の

再投資等準備金を有する法人については、同項

の再投資等準備金を積み立てた連結事業年度以

後の各事業年度の積み立てた連結事業

年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当し

ない場合には、その積み立てた連結事業年度以

後の各事業年度の連結確定申告書(その積み立て

た連結事業年度以後の各事業年度にあつて

は、確定申告書)に同項の再投資等準備金の明

細書の添付がある場合で、かつ、前項の規定

の適用を受けようとする事業年度の確定申告書

等に、再投資設備等に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの添付がない確定申告書等（これらの添付がない連結確定申告書を含む。）の提出があつた場合においても、これらの添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第十八条の五 法人が各事業年度終了の時において有する減価償却資産で第十七条の二第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項又は前条第一項の規定の適用を受けたもの（第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条の二第一項又は第六条の四第一項の規定の適用を受けた減価償却資産を含む。）については、租税特別措置法（準備金方式による特別償却）

第十八条の六 第十七条の二第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項又は第十八条の四第一項の規定の適用を受けることができる法人についての被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」といふ）の第一項若しくは東日本大震災（以下この条において「震災」といふ）の第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条の四第一項の規定。）として、同条の規定を適用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のための土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の八 法人（清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に規定する用と、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書と、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第六条の四第一項の規定を含む」と、同条第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条の二第一項若しくは第二十一条、第二十六条の二第一項若しくは第二十一条第一項、第二十六条の二第一項又は第六条第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで若しくは第十八条の四の規定」とあるのは「震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」として、同条の規定を適用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のための土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の八 法人（清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に規定する用と、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書と、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第六条の四第一項の規定を含む」と、同条第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで若しくは第十八条の四の規定」とあるのは「震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」として、同条の規定を適用する。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のための土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の八 法人（清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に規定する用と、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書と、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第六条の四第一項の規定を含む」と、同条第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで若しくは第十八条の四の規定」とあるのは「震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第六条第一項の規定」として、同条の規定を適用する。

該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

2 法人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の日から平成二十八年三月三十日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合(これらのがこれらの者以外の者に代わり買取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特別措置法第六十四条第一項第二号、第三号の四から第四号まで若しくは第八号、第六十五条第一項第一号若しくは第六十五条の三第一項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該買取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3 法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが次に掲げる場合(前項の規定が適用される場合に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)に該当することとなつた場合には、次に掲げる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定により土地が買い取られる場合

二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地の対価が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

4 法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項及び同条第二項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなし、同条第一項の規定を適用する。

5 法人が、土地開発公社に対しその有する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十二条の三の規定の適用については、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地等 被災市街地復興土地区画整理事業

第十九条第一項中「清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。」を削り、「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、「(以下この条及び

次条において「土地等」という。」を削り、「被災区域における土地等」を「被災区域である土地又はその土地の上に存する権利」に改め、「(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。)」を削り、「同項第一号」を「法人税法第七十二条第一項第一号に改め、同項の表の第一号中「前条第一項第一号」に改め、「土地等」を「土地若しくは土地の上に存する権利(次号及び次項において「土地等」という。)に改め、同条第四項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十三項等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十二条の三の規定の適用については、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地等 被災市街地復興土地区画整理事業

6 第一項の規定の適用を受けた買換資産について

ては、第十八条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定(同法第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。)は、適用しない。

第二十条第一項、第二項第二号、第四項第二号及び第七項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「次項」を「第十六項」に改め、同条第十八項中「前二項」を「第十五項及び前二項」に、「第十五項まで」を「第十四項」に改め、同条第十四項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「次項」を「第十六項」に改め、同条第十九項に改め、同条第十八項を同条第十八項とし、同条第十五項に改め、同条第十四項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七項」を「第八項」と改め、同項を同条第十三項とし、同条第十四項とし、同条第十一項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十二項とし、同条第十七項に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項に改め、同項を同条第十六項に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十八項に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項に改め、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十六項に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15 前条第六項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

第二十五条の次に次の四条を加える。

16 第一項又は第二項の規定の適用がある場合に連結親法人又は当該連結親法人による連続完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三

官報(号外)

法 人	期 間	区 域	事 業	資 産	<p>欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を係る償却費として損金の額に算入する金額(以下第二十六条の四までにおいて「償却限度額」という。)は、法人税法及び第十一項において「供用年度」という。)の当該減価償却資産の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む連結事業年度(次項までにおいて「償却限度額」という。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額(同法第三十二条第一項に規定する償却限度額又は同法第二項に規定する償却限度額に相当する金額を構築物については、百分の二十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。</p>	
一 東日本大震災復興特別区	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」といふ。)に掲げる事業をいう。)又は建築物整備事業(同法第二条第三項第一号の二に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」といふ。)に定められた同法第四条第二項第十二条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた連結法人				

二 東日本大震災復興特別区	同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号に規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業(同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。)	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅

子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連続親法人又は当該連続親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額(当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額)当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合に、当該金額を控除した残額)及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を基礎と

して政令で定めるところにより計算した金額を(いう)を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前四年内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項において「四年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出(四年以内事業年度にあつては、確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度における税額控除限度額(四年以内事業年度にあつては、第十七条の二第二項に規定する税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(単体税額控除限度額については、同条第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項の表の第一欄に掲げるもののが、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集積事業(以下この項において「産業集積事業」という。)の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産(機械及び装置に限る。以下この項において「産業集積事業用機械装置」という。)での製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の産業集積事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

6 第一項及び前項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

7 第一項から第三項まで及び第五項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

8 第一項から第三項まで及び第五項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度における当該連結親法人におけるその解散した連結子法人

9 第二項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合ににおいて、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができること。

11 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度(次項において「繰越年度」という。)の連結確定申告書に第三項に規定する繰越税額控除限度額の明細書の添付がある場合(第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第十七条の二第二項に規定する連結確定申告書をいう。)に第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産に係る償却限度額の計算において同じ。)に第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産に係る償却限度額の計算において同じ。)に第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産に係る償却限度額の計算において同じ。)

定する供用年度以後の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の確定申告書(当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確定申告書)に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度(次項において「控除年度」という。)の連結確定申告書等に、第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

12 税務署長は、第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない繰越年度の連結確定申告書(第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない確定申告書を含む。)の提出があつた場合又は第三項の規定による控除を受けた場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

13 第二項又は第三項の規定による控除を受ける場合に同項の規定を適用することができる。

14 第二項又は第三項の規定の適用がある場合に

については、同法第八十一条の十三第二項中

の特別控除」とする。

東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項

の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地

方公共団体の指定を受けたものが、当該指定が

あつた日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)

内に日を含む各連結事業年度(その連結親法人

の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連

結事業年度、前項若しくは同条の規定に係る第

二十六条の五第一項の規定により読み替えて適

用される租税特別措置法第六十八条の四十第一

項若しくは第四項又は前条の規定に係る第二十

六条の六第一項前段の規定によりみなして適用

される同法第六十八条の四十一第一項から第三

項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適

用を受ける連結事業年度及び同法第六十八条の

十五の二の規定の適用を受ける連結事業年度を

除く。以下この項において「適用年度」という。)

の適用期間内において、当該認定地方公共団体

の作成した東日本大震災復興特別区域法第七条

第一項に規定する認定復興推進計画に定められ

た同法第四条第二項第四号イに規定する復興産

業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二

号イに掲げる事業を行う事業所に勤務する被災

雇用者等(東日本大震災の被災者である事業者

により雇用されていた者又は東日本大震災によ

連結所得に対する法人税の額(この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項及び第七項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十二条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。)から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの(当該給与等の額のうち他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額の百分の十に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合

連続所得に対する法人税の額(この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十二条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。)から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの(当該給与等の額のうち他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額の百分の十に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

3

税務署長は、前項の記載若しくは添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の一の規定の適用について

は、同法第八十二条の十三第二項中「第八十二条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十二条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十二条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」である。

二十二第二項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算及び震災特例法第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除))」とする。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九(同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第六十八条の十から第六十八条の十五までの規定により読み替えて適用する場合は、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十二条の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」とする。

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額と、同法第八十二条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二

五条の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の三」とする。

第二十五条の四 第二十五条の二第二項及び第三項並びに前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法)」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法)」とする。

第二十五条の四 第二十五条の二第二項及び第三項並びに前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法)」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法)」とする。

第二十五条の四 第二十五条の二第二項及び第三項並びに前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法)」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法)」とする。

第二十五条の四 第二十五条の二第二項及び第三項並びに前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法)」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法)」とする。

の「並びに前条並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の三」と、同条第二項中「又は第六十八条の十五第三項」とあるのは「若しくは第六十八条の十五第三項又は震災特例法第二十五条の二第三項」と、同条第三項中「又は第六十八条の九の二第八項第一号」とあるのは「若しくは第六十八条の九の二第八項第一号」と、含む。」とあるのは含む。)又は震災特例法第二十五条の二第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの」と、同条第四項中「第四十二条の十三第一項各号」とあるのは、「震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等)

第二十五条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、第十七条の五第一項に規定する開発研究用資産(以下この条において「開発研究用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定す

る認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究(第十七条の五第一項に規定する開発研究の用に供した場合を除く。)には、当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供して、より取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。)には、当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供して、第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額とする。

合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書その他財務省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

第一項に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の租税特別措置法第六十八条の九第三項若しくは第七項（これらの規定を同法第六十八条の九の二第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（同法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）又は当該連結親法人若しくは当該連結子法人の同条第三項若しくは第七項に規定する前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち、開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第三項又は第七項の規定の適用については、同条第三項及び第七項中「試験研究費の額の合計額が」とあるのは、「試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五第一項の規定の適用を受けた同項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この

5 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条第一項中「により滅失し、若しくは損壊した」を「に起因して当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供することができなくなつた」に、「償却費として損金の額に算入する金額の限度額（第三項において「償却限度額」という。）」を「償却限度額」に、「同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額」を「当該被災代替資産等の普通償却限度額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「に被災代替資産等に係る」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条の次に次の七条を加える。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第二十六条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅（以下この項及び次項において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）で新築されたものを取得

(号外)

し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを同条第一項に規定する特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内において当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項及び次項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅に係る償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において法人税法の規定により定められている耐用年数が三十年以上であるものについては、百分の七十）に相当する金額をいう。）との合計額（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十

八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完

全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合）といふ。）には、第十八条の二第一項の規定の適用を受けている被災者向け優良賃貸住宅の移転を受け、これを特定激甚災害地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該特定激甚災害地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供したものについては、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同

間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の再投資等準備金）

第二十六条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十日までの間に同項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）の指定を受けたもの（次に掲げる全

ての要件を満たすものに限る。）が、適用年度に成した東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項に規定する復興推進計画につき同条第十一項の認定があつた日以後であること。

一 その設立の日が当該認定地方公共団体が作成した東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項に規定する復興推進計画につき同条第十一項の認定があつた日以後であること。

二 当該特定復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有すること。

三 当該指定があつた日を含む連結事業年度（当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に日を含む各連結事業年度（第二十五条の三の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。）をいう。）において「産業集積事業」という。）の用に供する減価償却資産（機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号において同じ。）の新設、増設又は更新に要する支出に充てたため、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額として政令で定める

金額以下の金額を損金経理（同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結事業年度に該当する連結親法人又はその連結子法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。第二十七条第一項において同じ。）の方法により再投資等準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。）の方法により再投資等準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。第二十七条第一項において同じ。）の方法により再投資等準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

条第一項に規定する供用期間）の末日までの期

間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

二十一第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結事業年度に該当する連結親法人又はその連結子法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。第二十七条第一項において同じ。の方法により再投資等準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する適用年度とは、同項の指定が

あつた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に日を含む各連結事業年度（第二十五条の三の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。）をいう。

3 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人(第十八条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む)の第一項の指定の日以後十年を経過した日を含む連結事業年度(その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その経過した日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。)以後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度(当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。)から繰り越された再投資等準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された再投資等準備金の金額に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又は適格分割型分割により当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転することとなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第三号に掲げる場合にはあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該再投資等準備金に係る産業集積事業を廃止した場合 その廃止の日における再投資等準備金の金額

五 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合 その取り消された日における再投資等準備金の金額

六 解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散があつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る) その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する再投資等準備金の金額

七 前項及び前各号の場合以外の場合において再投資等準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における再投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額 又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限り)により合併法人に産業集積事業の全部を移転することとなつた場合 その合併の直前における再投資等準備金の金額

四 東日本大震災復興特別区域法第九条の規定により第一項第一号の認定が取り消された場合 その取り消された日における再投資等準備金の金額

五 第二十五条の二若しくは同条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替え得る租税特別措置法第六十八条の四十一第一項若しくは第四項又は第二十五条の二の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

六 第一項の指定を受けた連結法人が同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業以外の事業を行うに定められた産業集積事業以外の事業を行う連結事業年度における当該指定を受けた連結

官 報 (号外)

七 第一項の指定を受けた連結法人が特定復興産業集積区域内事業所以外の事業所を有する連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

7 租税特別措置法第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併により合併法人に産業集積事業の全部を移転した場合には、その適格合併直前における再投資等準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の再投資等準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。

9 前項又は第十八条の三第七項に規定する合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用について、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第一項に規定するものとみなされる。この場合において、その連結子法人のその適格分割型分割の適用について必要な事項は、政令で定めることとする。

条第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同月を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10 第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割型分割の日の前日までの期間の月数」とする。

12 第十項又は第十八条の三第九項に規定する分割承継法人(その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。

11 前項の場合において、第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格分割型分割の日の前日において有する第一項の再投資等準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。

13 第五項から第七項までに定めるものほか、

第一項から第四項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定めることとする。(連結法人の再投資設備等の特別償却)

(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。)の金額を含む連結事業年度(第一号において「供用年度」という。)の当該再投資設備等に係る償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別償却額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該再投資設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(次に掲げる金額のうちいざれか少ない金額をいう。)との合計額とする。

第二十六条の四 前条第一項の再投資等準備金

一 前連結事業年度等(前条第三項に規定する

官報(号外)

前連結事業年度等をいう。以下この号において同じ)から繰り越された同条第一項の再投資等準備金の金額(第十八条の三第一項の再投資等準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額(第十八条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には当該金額を控除した金額とする。)のうち、当該供用年度において前条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額と相当する金額

二 当該再投資設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

前項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結法人については、適用しない。

3 第一項の規定は、前条第一項の再投資等準備金を積み立てた連結事業年度以後の各連結事業年度(その積み立てた連結事業年度後)の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その後の各事業年度にあつては、確定申告書(その積み立てた連結事業年度に該当しない事業年度において有する減価償却資産で第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項又は第十八条の四第一項、第十八条の三十六まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項若しくは第三十六までとあるのは、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、再投資設備等に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの添付がない連結確定申告書等(これらの添付がない確定申告書を含む。)の提出があつた場合において、これら

の添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、この限りでない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第二十六条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各資産で第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項又は第十八条の三第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第五項、第十八条の三第一項若しくは第三十六まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項若しくは第三十六までとあるのは、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、再投資設備等に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの添付がない連結確定申告書等(これらの添付がない確定申告書を含む。)の提出があつた場合において、これら

の添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、この限りでない。

前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第二十六条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各資産で第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第三十六まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項若しくは第三十六までとあるのは、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、再投資設備等に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの添付がない連結確定申告書等(これらの添付がない確定申告書を含む。)の提出があつた場合において、これら

の添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、この限りでない。

前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第二十六条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各資産で第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第三十六まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項若しくは第三十六までとあるのは、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、再投資設備等に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの添付がない連結確定申告書等(これらの添付がない確定申告書を含む。)の提出があつた場合において、これら

五から第二十六条の一まで又は第二十六条の四の規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二、第二十五条の五から第二十六条の二まで若しくは第二十六条の四の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定の適用に関必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等)

第三条の八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。)で第十八条の八第一項各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する土地等は租税特別措置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同法第六十八条の七、第六十八条の七十一及び第六十八条の七十三の規定を適用する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等で特定住宅被災市町村(第十八条の八第一項第二号に規定する特定住宅被災市町村をいう。)の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第一号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、同条第二項に規定する買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同法第六十八条の七十四の規定を適用する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域(第十八条の八第一項第一号に規定する特定被災市街地復興推進地域をいう。次項において同じ。)内にあるものが同条第三項各号に掲げる場合(前項の規定が適用される場合に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第一号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合に該当するものとみなす。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第十九節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第一項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、「(以下の条及び次条において「土地等」という。)」を削り、「被災区域である土地又はその土地の上に存する権利」に改め、「(法人税法第八十一条の二十第一項第一号」に改め、同項の表の第一号中「土地等」を「土地若しくは土地の上に存するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同法第六十八条の七十二第一項及び第二項第一部を改正する法律(平成二十三年法律第一号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、同条第二項に規定する買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同法第六十八条の七十四の規定を適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、土地開発公社に対しその有する土地等で第十八条の八第五項各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十八条の六十八の規定の適用については、同法第六十二条の三第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第十九節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第一項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、「(以下の条及び次条において「土地等」という。)」を削り、「被災区域である土地又はその土地の上に存する権利」に改め、「(法人税法第八十一条の二十第一項第一号」に改め、「(法人税法第八十一条の三十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、第二十六条の七第一項の規定により読み替えたる租税特別措置法第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定(同法第六十八条の三十九から第六十八条の三十二まで及びこれらの規定に係る同法第六十八条の四十一の規定を除く。)は、適用しない。」

第二十八条第一項、第三項第二号、第五項第二号及び第八項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同条第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十五項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「次項」を「第十七項」に改め、同条第十九項中「前二項」を「第十六項及び前二項」に、「第十六項の」を「第十七項の」、「第十六項まで」を「第十五項まで及び第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「同条第七項及び第八項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十八項」を「第十九項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 前条第六項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

第三十四条第一項中「第三十八条」を「第三十八条の五」に、「この項及び第三十六条」を「第三十八条の五まで」に改める。

第三十七条第一項第一号中「とき」の下に、「又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等(同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一

号及び第八項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十五項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「次項」を「第十六項」に改め、同条第十九項中「前二項」を「第十七項」に、「第十六項の」を「第十七項の」、「第十六項まで」を「第十五項まで及び第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「同条第七項及び第八項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十八項」を「第十九項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 前条第六項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

第三十四条第一項中「第三十八条」を「第三十八条の五」に、「この項及び第三十六条」を「第三十八条の五まで」に改める。

第三十七条第一項第一号中「とき」の下に、「又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等(同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一

号及び第八項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十五項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「次項」を「第十六項」に改め、同条第十九項中「前二項」を「第十七項」に、「第十六項の」を「第十七項の」、「第十六項まで」を「第十五項まで及び第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「同条第七項及び第八項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十八項」を「第十九項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 前条第六項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

第三十四条第一項中「第三十八条」を「第三十八条の五」に、「この項及び第三十六条」を「第三十八条の五まで」に改める。

第三十七条第一項第一号中「とき」の下に、「又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等(同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一

号及び第八項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」の下に、「又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われたことによって同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき」を加え、同項を同条第二号中「とき」の下に、「又は当該既存する特定受贈者にあっては、平成二十四年十二月三十一日。以下この項及び次条第一項において同じ。)までにその居住の用に供することができなくなりたときは」を加え、同号に次の二項を加える。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

16 前条第六項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

第三十四条第一項中「第三十八条」を「第三十八条の五」に、「この項及び第三十六条」を「第三十八条の五まで」に改める。

第三十七条第一項第一号中「とき」の下に、「又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等(同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一

号及び第八項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」の下に、「又は当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによって同年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつたとき」を加え、同項を同条第二号中「とき」の下に、「又は当該既存する特定受贈者にあっては、平成二十四年十二月三十一日。以下この項及び次条第一項において同じ。)までにその居住の用に供することができなくなりたときは」を加え、同号に次の二項を加える。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

16 前条第六項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

第三十四条第一項中「第三十八条」を「第三十八条の五」に、「この項及び第三十六条」を「第三十八条の五まで」に改める。

第三十七条第一項第一号中「とき」の下に、「又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等(同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一

二 被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の

取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

三 被災受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該被災受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋とともにするその敷地の用に供されたことによるその敷地の用に供することとみなすものとし、当該住宅用の家屋を同日までに増改築等をした場合において、同日までに定めるものを含む。以下(2)までにおいて同じ。又は当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供したことによる土地等の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 被災受贈者 次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (イ) 相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。
 住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年(ハ)において「贈与年」という。(一月一日において二十歳以上の者であること。
 贈与年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が二千万円以下の者であること。
 ハ 二条に掲げるいすれかの者に該当すること。
 ハ その他の政令で定める要件

五 住宅取得等資金 次のいすれかに掲げる新築、取得又は増改築等(被災受贈者の配偶者としていた家屋(新築に準ずる状態として財務省令で定める状態となつてゐるものとし、当該住宅取得等資金の全額を当該被災受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋とともにするその敷地の用に供されることとみなすものとし、当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供されたことによる土地等の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したことによる土地等の取得を含む。)をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したことによる土地等の取得を含む。)をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したことによる土地等の取得を含む。)

- 六 第二項の規定は、同項の期間内に同項の贈与によって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。)で次に掲げる要件を満たすものをいう。
- 4 第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下第一号までにおいて「住宅資金」という。)について、同条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けようとする同条第二項第一号に規定する特定受贈者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、次に掲げる者を除く。)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第一百二十四条第四項の規定により同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「平成二十二年旧租税特別措置法」という。)第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者(次に掲げる者を除く。)が第一項の期間内に同項の贈与により取得をした住宅取得等資金については、適用しない。
- 一 租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号に定めるところにより同号の新築(新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)をした住宅用家屋(同条第二項第一号に規定する住宅用家屋をいう。)につき行う増築、改築その他の政令で定めることとなる土地等の取得を含む。)
- 二 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。
- 四 増改築等 被災受贈者が所有している家屋について行う増築、改築その他の政令で定めることとなる土地等の取得を含む。)
- 3 第一項の規定は、同項の期間内に同項の贈与により住宅取得等資金の取得をした被災受贈者が当該住宅取得等資金について租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた場合又は受けようとする場合には、適用しない。
- 4 第二項の規定は、租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下第一号までにおいて「住宅資金」という。)について、同条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けようとする場合には、適用しない。
- 5 第二項の規定は、租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下第一号までにおいて「住宅資金」という。)について、同条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けようとする同条第二項第一号に規定する特定受贈者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、次に掲げる者を除く。)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第一百二十四条第四項の規定により同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「平成二十二年旧租税特別措置法」という。)第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者(次に掲げる者を除く。)が第一項の期間内に同項の贈与により取得をした住宅取得等資金については、適用しない。

い住宅用家屋が東日本大震災により滅失したことのないことによつてその居住の用に供することができなくなつた者又はこれらの住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによつて平成二十三年十二月三十一日(同年一月一日から同年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者にあつては、平成二十四年十二月三十一日。以下この項において同じ。)までにその居住の用に供することができなくなつた者

一 租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号に定めるところにより取得をした同号の既存住宅用家屋が東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた者又は当該既存住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによつて平成二十三年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつた者

二 租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の

用に供することができなくなった者又は当該住宅用の家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成二十三年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなつた者被災受贈者が第一項の規定の適用を受けた場合における相続税法第十九条第一項及び第二十条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定により」とあるのは、「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)の規定により」とする。

住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた被災受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該被災受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書を提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確定であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

二 当該被災受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

三 当該被災受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄稅務署長は、当該修正

六条の規定による更正を行う。

第六項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第六項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第六項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納定期限」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条の二第六項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 国税通則法第二条第六号ハの規定の適用について、同号ハ(3)中「相続税法」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十

二(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合における当該金額を千万円から控除した残額又は相続税法」とする。

五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三項中「申告書の提出期限」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第六項(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する修正申告書の提出期限」とする。

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

のほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第六項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

13 正當な理由がなくて第六項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例)

第三十八条の三 租税特別措置法第七十条の七第四項の特例受贈非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定贈与承継会社(以下この条及び次条において「認定贈与承継会社」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定贈与承継会社に係る同法第七十条の七第一項の規定の適用を受けた場合における当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定贈与承継会社の事業所(常時使用従業員(租税特別措置法第七十条の七第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。)以下この条において同じ。)が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。)が東日本大震災によって被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

三 東日本大震災により当該認定贈与承継会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していなかった建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該

11 第三項から第六項まで又は前二項に定めるも

る。以下この項及び次条第一項において「経営贈与承継期間」という。)内に同法第七十条の七第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間(経営贈与承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日以後最初に到来する経営贈与報告基準日(同条第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいう。第三号及び第五項第一号において同じ。))の翌日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第三号までにおいて同じ。)内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であっても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

口 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に租税特別措置法第七十条の七第四項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 東日本大震災により当該認定贈与承継会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していなかった建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に

租税特別措置法第七十条の七第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるとき限り、経営贈与報告基準日(当該売上金額に係る事業年度(贈与特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前事業年度に限る。)の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。)の直前の経営贈与報告基準日から当該基準日までの期間(当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間)は、これらの場合に該当しないものとみなす。

2 前項の規定は、租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者(東日本大震災の発生前に同項の規定の適用に係る贈与により同項の非上場株式等の取得をしたものに限る。次条第一項において同じ。)が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨の届出書を東日本大震災の被災

者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の日(以下第三十八条の五までにおいて「平成二十三年改正法施行日」という。)から平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日までの間に納稅地の所轄税務署長に提出した場合(当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期間経過後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

3 租税特別措置法第七十条の七の二第三項の特例非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定承継会社(以下第三十八条の五までにおいて「認定承継会社」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における認定承継会社に係る同法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等(同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等をいう。次項において同じ。)に対する同条第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

イ 経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第二項第七号イに規定する第一種基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定められた数を下回る数となつたことにより当該認定承継会社が同条第三項第二号に掲げる場

(経営承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日の直前の経営報告基準日(同条第二項第七号に規定する経営報告基準日をいふ。以下この号及び第二号において同じ。)の翌日以後十年を経過する日までの期間(最初の経営報告基準日が平成二十三年三月十一日以後到来する場合にあっては、当該経営報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間)をいう。以下第三号までにおいて同じ。)内に同条第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。)

口 当該認定承継会社が、経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当しても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定承継会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ)が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

三 東日本大震災により当該認定承継会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該認定承継会社が、経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)

に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されることがあるときとして政令で定めるときに限り、経営報告基準日(当該売上金額に係る事業年度(特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなつた場合は、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。)の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。)の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの期間(当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間)は、これらの場合に該当しないものとみなす。

前項の規定は、租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等(次の各号に掲げる者に限る。次条第三項において同じ。)が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨の届出書を当該各号に掲げる者の区分に応じ平成二十三年改正法施行日から当該各号に定める日までの間に納稅地の所轄稅務署長に提出した場合(当該稅務署長においてやむを得ない事情があると認められた場合には、当該届出書を当該期間経過後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

一 平成二十三年改正法施行日前に租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に

係る相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をしていた者 平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日

二 平成二十三年改正法施行日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の二第二項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をした者 当該相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限

5

租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項の特例相続非上場株式等に係る同法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社以下この項において「認定相続承継会社」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定相続承継会社に係る同条第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者(同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者をいう。次項において同じ。)に対する同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定相続承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定相続承継会社が、租税特別措置法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この項において「経営相続承継期間」とい

う。)内に同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することによる。

二 当該認定相続承継会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。)において同一の他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。)が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該認定相続承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

イ 経営相続承継期間内に租税特別措置法第

七十条の七の四第二項第六号イに規定する

第一種相続基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政

令で定める数を下回る数となつたことにより当該認定相続承継会社が同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第二号に掲げる場合に該当する

こととなつた場合(当該認定相続承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該事業所の常時使用従業員の数が当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政

令で定める数以上である場合に限る。)であつても、当該認定相続承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定相続承継会社が、経営相続承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

ハ 当該認定相続承継会社が、経営相続承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、この場合に該当しないものとみなす。

四 第七十一条の二第一項第六号イに規定する経営相続承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定相続承継会社が、租税特別措置法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。)内に同法第七十条の七の二第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、この場合に該当しないものとみなす。

三 東日本大震災により当該認定相続承継会社

(東日本大震災の発生直前において第三十四

条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していなかった建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該認定相続承継会社が、経営相続承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は相続特定期間に内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定相続承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めることに限り、同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日(当該売上金額に係る事業年度相続特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。)の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。)の直前の経営相続報告基準日である場合には、同条第一項の規定の

適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間)は、これらの場合に該当しないものとみなす。

前項の規定は、租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者(次の各号に掲げる者に限る。)が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨の届出書を当該各号に掲げる者の区分に応じ平成二十三年改正法施行日から当該各号に定める日までの間に納税地の所轄税務署長に提出した場合(当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期間経過後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

一 平成二十三年改正法施行日前に租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の特例受贈非上場株式等の取得をしていた者 平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日 年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の特例受贈非上場株式等の取得をしたとき(次のイ又はロのいずれかに該当するときに限り、当該認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の会社法平成十七年法律第八十六号)第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社となつたとき(当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換又は出資の交付がないとき)に限る。)を除く。)

イ その譲渡又は贈与が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行うものであるとき。

別措置法第七十条の七第四項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社が経営贈与承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社が前条第三項各号に掲げる場合において、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社が経営承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社は、それぞれ同法第七十条の七第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 当該経営承継受贈者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等(租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の全部の譲渡又は贈与をしたとき(次のイ又はロのいずれかに該当するときに限り、当該認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の会社法平成十七年法律第八十六号)第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社となつたとき(当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換又は出資の交付がないとき)に限る。)を除く。

二 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第七十条の七第十七項の規定の適用については、同項中「その該当することとなつた日」とあるのは「その該当することとなつた日(当該日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三号)の施行の日前である場合には、当該施行の日。以下この項において同じ。)」と、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは「内に」とするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三 経営承継相続人等が有する租税特別措置法第七十条の七の二第三項の特例非上場株式等に係る認定承継会社が前条第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合は、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社が経営承

の一第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 当該経営承継相続人等が当該認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡又は贈与をしたとき(次のイ又はロのいずれかに該当するとき)に限り、当該認定承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の会社法第七百六十一条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社となつたとき

(当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転に際して当該他の会社の株式又は出資の交付がないときに限る。)を除く)。

イ その譲渡又は贈与が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行うものであるとき。

ロ その譲渡又は贈与が民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定を受け、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行うものであるとき。

二 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき。

前項の規定の適用がある場合における租税特

別措置法第七十条の七の二第十七項の規定の適用については、同項中「その該当することとなつた日」とあるのは「その該当することとなつた日(当該日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日前である場合には、当該施行の日。

以下この項において同じ。」)と、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは「内に」とするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前二項の規定は、租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、第二項中「経営承継相続人等が有する」とあるのは「前条第六項に規定する経営相続承継受贈者が有する」と、「第七十条の七の二第三項」とあるのは「第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第二項」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「当該経営承継相続人等」とあるのは「当該経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「それぞれ同法」とあるのは「それぞれ同法」と読み替えるものとする。

三 東日本大震災により当該会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

4 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の四第七項の規定の適用については、同項第一号中「当該」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第号)の四第十二項の規定により読み替えた同法」と読み替えるものとする。

5 平成二十三年三月十一日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の二第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の同項に規定する非

式等の取得をした個人が租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとす

る場合(当該会社が次に掲げる場合に該当する場合は限る。)における同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件(口に掲げるものを除く。)の全て」とする。

一 当該会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によって甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合

二 当該会社の事業所(租税特別措置法第七十条の二第二項第一号イに規定する常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。)が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 東日本大震災により当該会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

4 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の四第七項の規定の適用については、同項第一号中「当該」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第号)の四第十二項の規定により読み替えた同法」と読み替えるものとする。

5 平成二十三年三月十一日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の二第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の同項に規定する非

被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第一項の規定の適用を受ける法律第三十八条の五第一項の規定の適用を受けるようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

3 平成二十三年三月十一日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の三第一項の規定により同項の贈与者から相続又は遺贈により同法第七十条の七第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の取得をしたものとみなされた個人が同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けようとする場合(当該特例受贈非上場株式等に係る会社が第一項各号に掲げる場合に該当する場合に限る。)における同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件(口に掲げるものを除く。)の全て」とする。

4 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の四第七項の規定の適用については、同項第一号中「当該」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第号)の四第十二項の規定により読み替えた同法」と読み替えるものとする。

5 平成二十三年三月十一日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の二第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の同項に規定する非

上場株式等の取得をした個人が同項の規定の適用を受けようとする場合(当該認定承継会社が第三十八条の三第三項各号に掲げる場合に該当する場合に限る。)における同法第七十条の七の二第二項第三号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件(へに掲げるものを除く。)の全て」とする。

6 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の七の二第九項の規定の適用については、同項中「又は当該」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第五項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」と(延納の許可の申請等に係る期限等の特例)受

第三十八条の六 東日本大震災によって被害を受けたことにより相続税法第三十九条第一項の規定による延納の許可の申請に係る手続に関し国税通則法第十一条の規定の適用を受ける者(以下この条において「被災延納申請者」という)であつて平成二十三年三月十日までに当該申請(延納を求める)とすべき日が同月十日以前であるものに限る。)をしたるもの又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定の適用を受けようとする法

律第三十八条の六第一項(延納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災延納申請者(以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十二条において「延长期間」という。)を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延长期間を計算した期間」と、同条第十五項ただし書 第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延长期間(平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とす

2 前項の規定がある場合(相続税法第三十九条第五項の規定による担保提供関係書類の提出期限その他政令で定める延納の許可の申請に係る手続に関する期限が平成二十三年三月十日以前である場合を除く。)において同条第九項、第十六項、第十七項又は第二十一項の規定により読み替えられた同条第二項の規定を適用するときは、平成二十三年三月十一日から被災延納申請者に係る特定延长期間(その延納を求める)とする相続税の納期限又は納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とする。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「その延納を求める」とする相続税の納期限又は納付すべき日」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者の第一回に納付すべき分納税額の納付すべき日が平成二十三年三月三

月十一日以後である者に限る。)又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該延納申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月にその延納を求めるようとする相続税の納期限又は納付すべき日から東日

月十一日以後である者に限る。)又は相続税法第三十九条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から一年を経過した日以後となる場合における相続税法第五十二条第一項の規定

十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から一年を経過した日以後となる場合における相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一回に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第一号中「期間」とあるのは、「期間(当該納期限又は納付すべき日)の翌日以後一年を経過した日から第一回に納付すべき分納税額の納期限までの期間を除く。)」とする。

二 第二回に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第二号中「第二回以後」とあるのは「第二回」と、「前回の分納税額の納期限」とあるのは「前号に規定する納期限又は納付すべき日」の翌日以後一年を経過する日」とする。

三 第三回以後に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第二号中「第二回以後」とあるのは「第二回」と、「前回の分納税額の納期限」とあるのは「第三回以後」とする。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者に係る延納の許可の申請について相続税法第三十九条第二項の規定による延納の申請の却下があつた場合又は同条第十二項の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされた場合における同法第五十二条第四項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災延納申請者に係る延长期間又は特定延长期間を除く。)」とする。

は、「までの期間(被災延納申請者に係る延长期間又は特定延长期間を除く。)」とする。

は、「までの期間(被災延納申請者に係る延长期間又は特定延长期間を除く。)」とする。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者が延納の申請を取り下げた場合における延滞税については、当該被災延納申請者に係る第一項において読み替えて適用する相続税法第三十九条第二項に規定する延長期間又は第三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延長期間は、国税通則法第六十条三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延長期間は、国税通則法第六十条

(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)

第三十八条の七 東日本大震災によって被害を受けたことにより相続税法第四十二条第一項の規定による物納の許可の申請に係る手続に関し国税通則法第十一条の規定の適用を受ける者(以下この条において「被災物納申請者」という)であつて平成二十三年三月十日までに当該申請(物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が同月十日以前であるものに限る)をしたもの又は相続税法第四十二条第二項の規定により当該申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に係る法律第三十八条の七第一項(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災物納申請者(以下この条及び第五十三条において被災物納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十三

条において「延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第六項ただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延長期間を加算した期間」と、同条第十三項ただし書、第十五項及び第二十四項ただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延長期間(平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とする。

2 前項の規定の適用がある場合(相続税法第四十二条第四項の規定による物納手続関係書類の提出期限その他政令で定める物納の許可の申請に係る手続に関する期限が平成二十三年三月十日以前である場合を除く。)において同条第七項、第十四項又は第二十五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を適用するとき

は、平成二十三年三月十一日から被災物納申請者に係る国税通則法第十一条の規定により延長された期限までの期間は、前項において読み替えて適用する相続税法第四十二条第二項本文に規定する期間に算入しない。

3 被災物納申請者(物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が平成二十三年三月十一日以後である者に限る。)又は相続税法第四十二条第二項の規定により当該物納の申請の許可若しくは却下をしようとする相続税の納期限又は納付すべき日」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「その物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者に係る物納が許可された場合における相続税法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災物納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。)」とする。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者に係る物納の許可の申請について相

続税法第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合又は同条第十項の規定による物納の申請を取り下げたものとみなされた場合における同法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災物納申請者に係る延長期間を除く。)」とする。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者が物納の申請を取り下げた場合における同法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災物納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。)」とする。

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の七第三項(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災物納申請者(以下この条及び第五十三条において「被災物納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十三条において「特定延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第六項ただし書中「一年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る特定延長期間(その物納を要求しようとする相続税の納期限又は納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とする。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者が物納の申請を取り下げた場合における延滞税については、当該被災物納申請者に係る第一項において読み替えて適用する相続税法第四十二条第二項に規定する延長期間又は第三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延長期間は、国税通則法第六十条の規定による特例に準用する。この場合において、第二項中「建物(同項)」を「建物又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物(以下この項及び同条第一項)」に、「建物で政令で定めるもの」を建物(当該対象区域内に所在していた建物に代わるものにあつては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月(当該建物に代わるもののが同日後に新築されたものであるときは、一年)を経過する日までの間に新築又は取得をしたものに限る。)で政令で定めるもの(以下この項において「代替建物」という。)に改め、「までの期間」の下に「(当該対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の保存又は移転の登記

にあつては、当該代替建物の新築又は取得後一年以内」を加える。

第四十条第一項中「までの間」の下に「(同条第一項の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後一年以内)」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税)

第四十条の二 東日本大震災の被災者(農業を営む者に限る。)であつて政令で定めるもの又はその相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この条例において同じ。)として政令で定めるもの又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地(以下この項において「被災農用地」といいう。)に代わるものとして取得をした農用地(当該被災農用地の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限り、当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものにあつては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をしたものに限る。)の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところによ

り東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間(当

該対象区域内に所在していた被災農用地に代わる農用地の所有権の移転の登記にあつては、当該農用地の取得後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける農用地の取得のための資金の貸付けが行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記については、当該農用地の所有権の移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税)

第四十条の三 東日本大震災により被災した鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条规定する第一種鉄道事業者が東日本大震災により同法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供することができなくなつた鉄道施設(同法第八条第一項に規定する鉄道施設をいいう。以下この条において同じ。)であつて同法第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定による届出に係るもの(以下この条において「被災鉄道施設」という。)に代わるものとして建設する鉄道施設で当該被災鉄道

施設の状況その他の事情を勘案して政令で定めるものとの敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、当該土地(当該被災鉄道施設の敷地の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限る。)の所有権の保存若しくは移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記(第四十条第一項の規定の適用を受けたものを除く。)については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改訂する抵当権の設定の登記については、当該農用地の所有権の移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第四十一条の三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改訂する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間(当該各号に定める事項について財務省令で定めるところにより登記を受けるときは、その登記については、登録免許税を課さない。

第四十二条の三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改訂する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第五章中第四十一条の二の次に次の二条を加える。

(東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税)

第四十二条の三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改訂する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該各号に定める事項について財務省令で定めるところにより登記を受けるときは、その登記については、登録免許税を課さない。

官報(号外)

いて当該対象区域内に所在していた場合にあつては、当該日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過するまでの間に行われるものに限る。以下この条において同じ。)

口 支配人を置いた営業所の用に供する建物 当該営業所の移転

ハ 代表取締役その他の政令で定める者の住所(その者が法人の場合にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)にある建物 当該住所の移転

二 会社法第二百二十三条に規定する株主名簿管理人その他の政令で定める者の営業所の用に供する建物 当該営業所の移転

本会計参与(会社法第二条第二号に規定する外国会社又は保険業法(平成七年法律第一百五号)第二条第十項に規定する外国相互会社にあつては、これと同種又は類似の者)が定めた会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類その他の財務省令で定める書類を備え置く場所に所在する建物 当該場所の移転

二 商号又は支配人の登記をしていた商人(個人に限る)による次のイからニまでに掲げる建物が、東日本大震災により滅失をした場合又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合、当該イからニまでに掲げる建物の区分に応じ、それイからニまでに定める事項

イ 商号の登記をした営業所の用に供する建物 当該営業所の移転

口 当該商人の住所にある建物 当該住所の移転

ハ 支配人を置いた営業所の用に供する建物 当該営業所の移転

二 支配人の住所にある建物 当該住所の移転

第四十三条の次に次の二条を加える。

(被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例)

第四十三条の二 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等(租税特別措置法第八十七条に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。)の製造者が、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十日まで 百分の九十五

二 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十日まで 百分の九十五

2 前項の規定の適用を受けようとする清酒等の製造者は、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けたことにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めることにより国税庁長官の確認を受けなければならぬ。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の見出し中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第一項中「次条において同じ」を次条第一項において同じに、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七条)第二条第一項に規定する自動車を「同法第二条第一項第一号に規定する自動車をいい、大型特殊自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第一百八十五号)第三条に規定する大型特殊自動車をいう。次条第一項において同じ。)及び

第四十六条の見出し中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第一項中「被災自動車」の下に若しくは被災届出軽自動車を、「が」の下に

る酒税の税額は、同法第二十三条又は租税特別措置法第八十七条若しくは第八十七条の二の規定にかかわらず、当該清酒等の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十日まで 百分の九十三・七五

二 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十日まで 百分の九十五

2 車両番号の指定(自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)を受けた軽自動車(道路運送車両法第三条に規定する軽自動車をいう。)のうち、車両番号の指定を受けた後に東日本大震災を原因として軽自動車の使用を廃止したものとして財務省令で定める(以下この条及び次条において「被災届出軽自動車」という。)については、平成二十五年三月三十日までの間、当該車両番号の指定を受けた際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災届出軽自動車の所有者に(当該被災届出軽自動車の所有者が当該被災届出軽自動車に係る自動車重量税の納稅者でない場合にあっては、当該被災届出軽自動車につき当該被災届出軽自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災届出軽自動車の所有者に)還付する。ただし、災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第八条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 車両番号の指定(自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)を受けた軽自動車(道路運送車両法第三条に規定する軽自動車をいう。)のうち、車両番号の指定を受けた後に東日本大震災を原因として軽自動車の使用を廃止したものとして財務省令で定める(以下この条及び次条において「被災届出軽自動車」という。)については、平成二十五年三月三十日までの間、当該車両番号の指定を受けた際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災届出軽自動車の所有者に(当該被災届出軽自動車の所有者が当該被災届出軽自動車に係る自動車重量税の納稅者でない場合にあっては、当該被災届出軽自動車につき当該被災届出軽自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災届出軽自動車の所有者に)還付する。ただし、災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第八条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第四十六条の見出し中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第一項中「被災自動車」の下に若しくは被災届出軽自動車を、「が」の下に

えて」を加え、「二輪の小型自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する小型自動車をいう。）を除く」を「大型特殊自動車及び政令で定める被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。」又は届出軽自動車（同法第二条第一項第三号に規定する届出軽自動車をいう。）を改め、「当該検査自動車」の下に「又は当該届出軽自動車」を加え、「自動車重量税法第五条第三号」を「同法第五条第三号」に、「ものを除く。以下この条において同じ。」を「ものを除く。以下この項及び次項において同じ。」又は車両番号の指定（平成二十三年三月十一日以後最初に受けるものに限り、同条第二号に掲げる届出軽自動車に係るもの）を除く。以下この項及び次項において同じ。」に改め、「当該自動車検査証の交付等」の下に「又は車両番号の指定」を加え、同条第二項中「検査自動車の数が」を「検査自動車の数と当該期間内に取得し、車両番号の指定を受けた届出軽自動車の数とを合計した数が」に改め、「被災自動車の数」の下に「と被災届出軽自動車の数とを合計した数」を加え、「当該数」を「当該合計した数」に改め、「となる検査自動車」の下に「又は届出軽自動車」を加え、同条第三項中「検査自動車」の下に「又は届出軽自動車」を加える。

第四十七条中「消費貸借に関する契約書」の下に「（次項において「消費貸借に関する契約書」という。）を加え、同条に次の一項を加える。

2 銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるもの（以下この項において「金融機関」という。）が東日本大震災の被

災者であつて政令で定めるものに對して行う全
額の貸付け(当該金融機関が行う他の金銭の貸
付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭
の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に基
く消費貸借に関する契約書のうち、平成二十三
年三月十一日から平成三十三年三月三十日ま
での間に作成されるものについては、政令で定
めることにより、印紙税を課さない。

（東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税）

文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求める旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この項において「金融機関の営業所等」という。)ごとに、当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

災者であつて政令で定めるものに対し行つた金銭の貸付け(当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借に関する契約書のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

第四十九条を第五十三条とする。

第四十八条の見出しを「東日本大震災の被災者の代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税」に改め、同条第一項中「平成三十三年三月三十一日まで」の下に「第一号に規定する対象区域内建物に係るものであつて同号から第五号までのいすゞ車に該当する場合に作成するものについては、警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日と同年三月三十一日とのいすゞ車早い日まで」と加え、同項第一号中「建物又は」を「建物若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物(滅失等建物及び次号に規定する損壊建物を除く。以下この項において「対象区域内建物」という。)を加え、同項第二号中「以下この項において「損壊建物」という。」を「第六号において「損壊建物」という。又は対象区域内建物」に改め、同項第二号中「滅失等建物」の下に「又は対象区域内建物」を加え、同条を

（東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税）

第四十八条 銀行その他の資金の貸付け又は手形の割引を業として行う金融機関として政令で定めるもの（以下この条において「金融機関」という。）が保存する東日本大震災の発生前に作成された次の各号に掲げる文書が東日本大震災により滅失したことにより、当該滅失した文書（以下この条において「滅失文書」という。）の作成者と当該金融機関との間における約定に基づく当該金融機関の求めに応じて作成される当該滅失文書に代わるものとして政令で定める当該各号に掲げる文書のうち、平成二十三年三月十一日から平成二十五年三月三十日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

一 印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書

二 印紙税法別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形

三 印紙税法別表第一第七号に掲げる継続的取引の基本となる契約書

四 印紙税法別表第一第十三号に掲げる債務の保証に関する契約書

五 印紙税法別表第一第十五号に掲げる債権譲渡又は債務引受けに関する契約書

前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めるとする金融機関は、当該

文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求める旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「金融機関の営業所等」という。）ごとに、当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六章に次の三条を加える。

（東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税）

第五十条 東日本大震災の被災者（農業を営む者に限る。）であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者（次項において「被災者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に作成する印紙税別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1又は2に掲げる不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十日まで（第一号に規定する対象区域内農用地に係るものであつて当該各号のいずれかに該当する場合に作成するものについては、警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日と同年三月三十一日とのいずれか早い日まで）の間に作成

る日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例に関する経過措置)

十三条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日

規定の適用については、同条第一項中「第二十

五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二
第一項又は前条第一項にあるのは「第二十六条

第一項又は第二十六条の二第一項」と、第十七

一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項又は第十八条の四第一項」とあるのは「第十八条第

一項又は第十八条の二第一項」と「第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一

項若しくは第二十六条の四第一項」とあるのは「第二十一条第二項」ではない。

一項」と、「第十七条の二第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第

「第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項」とあるのは「第十八条第一項若しくは第十八

条の「第一項」とする。

第十四条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合は、施行日から復興特別区域法施行日

の前日までの間における新法第二十六条の六の

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の適用について、同条第一項中「第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項」とあるのは、「第二十六条第一項又は第二十六条の二第二项」とする。)

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の適用について、同条第一項中「第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項」とあるのは、「第二十六条第一項又は第二十六条の二第二项」とする。)

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の適用について、同条第一項中「第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項」とあるのは、「第二十六条第一項又は第二十六条の二第二项」とする。)

(連結法人が被災市街地復興地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等に関する経過措置)

第十六条 新法第二十六条の八第一項(新法第十八条の八第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡について適用する。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第三十九条の規定は、同条第一項に規定する被災者等(以下第四項までにおいて

「被災者等」という。)が施行日の翌日以後に受け
る同条第一項に規定する代替建物の所有権の保

存若しくは移転又は同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記に係

る登録免許税について適用する。この場合において、当該代替建物の新築又は取得が同日前で

あるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該代替建物の新築又は取

「特待」、「さきづけ」、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一
部を改正する法律(平成二十三年法律第

号)の施行の日の翌日以後」とする。

十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する代替建物の新築又は取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の保存若しくは移転又は同条第二項に規定する

(この法律による改正前の東日本大震災の被災者等による国税専徴法の適用に関する法律)

律(第四項及び附則第十九条において「旧法」という。)第三十九条第一項又は第二項の規定の適

用を受けたものを除く。)に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第三十

九条第一項中^一については、財務省令^二で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から平

域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所

替建物の新築又は取得後一年以内に受けるも

のに限り」とあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

二六

当該土地を目的とする抵当権の設定の登記(旧法第四十条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第四十条第一項中「については、財務省令で定めるところに」とあるのは、財務省令で定めるところに、よりこの法律の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間(同条第一項の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後一年以内に受けるものに限り」とあるのは「のうち平成二十三年三月一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第

6 新法第四十条の二の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する被災農用地に代わるものとして農用地の取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の移転又は同条第二項に規定する当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について準用する。この場合において、同条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第

7 新法第四十一条の三の規定は、同条に規定する東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次項において「被災者等」という。)が施行日以後に同条各号に掲げる場合において当該各号に定める事項について受ける登記に係る登録免許税について適用する。

8 新法第四十二条の三の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条各号に掲げる場合において当該各号に定める事項について受けた登記に係る登録免許税について準用する。この場合において、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第

9 新法第四十三条の二の規定は、同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項)につき、新法第四十三条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

10 (被災自動車等の使用者であつた者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税に関する経過措置)

11 第十九条 新法第四十六条第一項の規定により自動車重量税が免除される同項に規定する検査自動車(旧法第四十六条第一項に規定する検査自動車を除く。)又は届出軽自動車(以下この条において「検査自動車等」という。)で平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に新法第四十六条第一項に規定する自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた検査自動車等につき自動車重量税が納付されている場合(当該検査自動車等の被災使用者(同項に規定する被

災使用者をいう。以下この条において同じ。)が既に旧法第四十六条第一項の規定の適用を受けている場合(当該被災使用者が同月十一日から施行日の前日までの間に取得し同項に規定する自動車検査証の交付等を受けた同項に規定する検査自動車の数が当該被災使用者に係る旧法第四十五条第一項に規定する被災自動車の数に満たない場合を除く。)を除く。)には、当該納付された自動車重量税については、当該納付された自動車重量税の額を自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十六条第一項第二号に定める過大に納付した自動車重量税の額とみなして、同条の規定を適用する。

(印紙税の非課税に関する経過措置)

第二十条 新法第四十七条、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第一項の規定により印紙税を課さないこととされるこれらの規定に規定する消費貸借に関する契約書、新法第四十八条第一項各号に掲げる文書、不動産の譲渡に関する契約書、請負に関する契約書、地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書、船舶の譲渡に関する契約書又は航空機の譲渡に関する契約書で平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

2 新法第四十八条第一項の金融機関が平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に同項各号に掲げる文書の作成を求めていた場合において、当該金融機関が施行日以後速やかに同条第二項の規定の例により当該文書の作成を求めている旨を記載した届出書を提出したときは、当該届出書を同項の規定による届出書となして、同条の規定を適用する。

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律の一部改止)

第二十二条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十二条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

律の臨時特例に関する法律の一部改止)

第二十二条 東日本大震災の被災者等に係る国

税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 修正申告書 国税通則法第十九

条第三項に規定する修正申告書をいう。

十三の三 更正請求書 国税通則法第二十

三条第三項に規定する更正請求書をい

う。

第十条の二第十項中「確定申告書」の下に

記載があり、かつ、「を及び」に、「明細書」を

「おいて、第三項」に、「金額として記載され

た」を「確定申告書に添付された書類に記載さ

れた当該減価償却資産の取得価額を基礎とし

て計算した」に改め、同条第十一項中「確定申

告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」

を、「規定による」の下に「控除の対象となる

同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を

加え、「関する明細書」を「関する明細を記載

した書類」に改め、同項後段を削り、同条第

十二項中「前三項の明細書」を「第九項の明

細書又は前二項の明細を記載した書類」に改め

る。

第十条の三第二項中「確定申告書」の下に

「修正申告書又は更正請求書」を、「規定によ

る」の下に「控除の対象となる給与等の額」を

加え、「の記載」を削り、「明細書」を「明細

を記載した書類」に、「金額として記載され

た」を「確定申告書に添付された書類に記載さ

れた当該減価償却資産の取得価額を基礎とし

て計算した」に改め、同条第九項中「記載又

は」及び「当該記載をした書類及び」を削り、

「明細書」を「明細を記載した書類に改め、同

条第十項中「確定申告書等」の下に「修正申

告書又は更正請求書」を、「規定による」の下

に「控除の対象となる同項に規定する繰越税

額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載

を削り、「関する明細書」を「関する明細を記

載した書類」に改め、同項後段を削り、同条

第十一項中「第三項の規定による控除を受け

る金額の申告の記載若しくは当該金額の計算

「修正申告書又は更正請求書」を、「規定によ

る」の下に「控除の対象となる第一項の表の

各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価

額」を加え、「についてのその控除に関する

記載があり、かつ、「を及び」に、「明細書」を

「明細を記載した書類」に、「おいて、同項」を

「おいて、第三項」に、「金額として記載され

た」を「確定申告書に添付された書類に記載さ

れた当該減価償却資産の取得価額を基礎とし

て計算した」に改め、同条第八項中「確定申告書等」の

二第二項、第三項及び第五項」及び「第四

項」に改め。

第十五条第一項中「第四十二条の五の二

第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削

る。

第十七条の二第二項中「第四十二条の五

の二第二項、第三項及び第五項」及び「第四

項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の

二第二項、第三項、第五項及び第七

項」を削り、「修正申告書又は更正請求書」を、「規

定による」の下に「控除の対象となる第一項の

項」を削り、「の申告の記載があり、か

つ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載し

た書類」に、「おいて、同項」を「おいて、第一

項」に、「申告に係るその控除を受けるべき

を「確定申告書等に添付された書類に記載さ

れた当該減価償却資産の取得価額を基礎とし

て計算した」に改め、同条第九項中「記載又

は」及び「当該記載をした書類及び」を削り、

「明細書」を「明細を記載した書類に改め、同

条第十項中「確定申告書等」の下に「修正申

告書又は更正請求書」を、「規定による」の下

に「控除の対象となる同項に規定する繰越税

額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載

を削り、「関する明細書」を「関する明細を記

載した書類」に改め、同項後段を削り、同条

第十一項中「第三項の規定による控除を受け

る。

に關する明細書」を「前項の明細を記載した書類」に改め、「又は当該記載」を削り、「これら

の明細書」を「當該明細書」に、「記載をした」

を「明細を記載した」に、「同項」を「第三項」に

改め、同条第十三項中「から第四十二条の七

まで」を「、第四十二条の六」に改め、「第四

十二条の五の二第二項」及び「、第四十二条の

七第二項」を削る。

第十七条の三第一項中「第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項及び「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第二項中「確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる給与等の額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「明細書」を明細を記載した書類に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した」に改め、同条第三項中「前項の記載若しくは」を「前項の明細を記載した書類の」に、「書類の保存」を「被災雇用者等に該当することを明らかにする書類の保存」に、「その記載若しくは」を「その」に、「当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の」を「これら」に改め、同条第五項中「から第四十二条の七まで」を「第四十二条の六」に改め、「第四十二条の五の二第二項」及び「第四十二条の七第二項」を削る。

第二十三条第一項中「第六十八条の十の二第五項」及び「第六十八条の十二第七項」

第二十五条の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八条の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細書」を記載した書類に、「おいて、同項」を「おいて、第二項」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「記載又は」及び「当該記載をした書類及び」を削り、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第十一項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、「又は当該記載」を削り、「これらの明細書」を「当該明細書」に、「記載をした」を「明細を記載した」に、

三に改め、「第六十八条の十二第二項」を削る。
及び「第六十八条の十二第二項」を削る。
第二十五条の三第一項中「第六十八条の
十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第
六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び
第七項」を削り、同条第二項中「連結確定申告
書等」の下に「修正申告書又は更正請求書
を、「規定による」の下に「控除の対象となる
給与等の額」を加え、「の申告の記載」を削
り、「明細書」を「明細を記載した書類」に、
「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結
確定申告書等に添付された書類に記載された
給与等の額を基礎として計算した」に改め、
同条第三項中「前項の記載若しくは」を「前項
の明細を記載した書類の」に、「書類の保存」
を「被災雇用者等に該当することを明らかに
する書類の保存」に、「その記載若しくは」を
「その」に、「当該記載をした書類、同項の明
細書及び同項の」を「これらの」に改め、同条
第五項中「」及び第六十八条の十」を「」、第六
十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八
条の十三」に改め、「第六十八条の十の二第二
項」及び「第六十八条の十二第二項」を削
る。
附則第一条第三号ハ中「第九十四条」を削
り、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のよ
うに加える。
第四項
第三十八条の二第八項第五号中「及び第二
項」を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条
第四項」に改める。

法律第十条の四の改正規定、同法第十五条规定第一項の改正規定、同法第十七條の二第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第二十条第三條第一項の改正規定、同法第二十五条の二第二項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同法第十七條の三第一項の改正規定及び同条第五項の改正規定

附則第一条第五号末中「第二十二条及び附則第九十三条」を「第二十二条の二及び附則第九十条の二に改め、同条に次の一号を加える。

八 第二十二条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十三号の次に二号を加える改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十条の三の改正規定、同法第十七条の二第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第十七条の三第二項の改正規定、同法第二十五条の二第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同法第二十五条の二第二項の改正規定、同条第三項の改正規定及び同法第三十八条の二第八項第五号の改正規定並びに附則第九十三条の規定公布の日又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

る法律(平成十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同

条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年

度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第

号)第三項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

附則第二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十

三年度」に改め、「金額を」の下に「必要な税制上の措置を講じた上で、税制の抜本的改革をいう。」に改める。

附則第二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十

三年度」に改め、「金額を」の下に「必要な税制上の措置を講じた上で、税制の抜本的改革をいう。」に改める。

官報(号外)

三年度に、「臨時の」を「必要な」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書 津波防災地域づくりに関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年十二月六日

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の二(見出しを含む。)中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同

附則第八条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十

一、費用

本法律施行のため、平成二十三年度一般会計第三次補正予算(国土交通省所管)において、東日本大震災復旧・復興に係る経費として、約一兆四百七十三億円が計上されており、その一部が充てられる。

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 両法の施行に当たっては、本年六月二十四日に施行された、津波対策に関する基本法ともいいうべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること。

二 東日本大震災の被災地の復興及び東海・東南海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地域における津波防災地域づくりを促進するため、本法に基づく政省令、基本指針等を早急に制定するとともに、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

三 本法に基づき、地域ごとの特性を踏まえたハード・ソフトの施策を組み合わせた津波防災地域づくりを推進することで、海岸堤防の整備も着実に推進すること。

四 市町村が津波防災地域づくりの推進のための事業を実施するに当たっては、地域の実情に応じた自主的な取組が可能となるよう、市町村の要望を踏まえ制度の弾力的な運用に努めること

もに、情報の提供、技術的な助言その他必要な

支援措置を積極的に講ずること。

五 津波浸水想定の設定に当たっては、国が責任を持つて、都道府県に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講ずること。

六 津波災害特別警戒区域の指定に当たっては、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに、地域の現況や将来像を十分に勘案すること。

七 津波避難建築物の容積率規制の緩和を行つた際には、要件とされている用途に利用されることは、立入検査等を含めて適切に対応するよ

ることを随時確認するとともに、法律違反があれば、特定行政庁に対し、明確な運用基準を示すこと。

八 津波による人的災害を防止・軽減するため、避難施設・避難路等の確保を積極的に支援するとともに、夜間における情報伝達体制や避難経路の確保に十分配慮すること。

九 津波による浸水が想定される地域の住民の円滑な避難を確保するため、津波観測体制の整備を図るとともに、住民のより迅速な避難につながる津波警報の在り方について検討を行うこと。

十 国土交通大臣が実施する特定緊急水防活動が設けられた趣旨を踏まえ、一層の水防団員の確保に努めるとともに、水防団員の安全性の確保、財源の確保など所要の措置を講ずること。

右決議する。

津波防災地域づくりに関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十二月一日

参議院議長 平田 健二殿
衆議院議長 横路 孝弘

津波防災地域づくりに関する法律案

津波防災地域づくりに関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本指針等(第三条 第五条)
第三章 津波浸水想定の設定等(第六条—第九条)
第四章 推進計画の作成等(第十条・第十一条)
第五章 推進計画区域における特別の措置
第六章 地区画整理事業に関する特例(第一節 土地区画整理事業に関する特例(第十二条—第十四条))
第七章 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第十五条)
第八章 集団移転促進事業に関する特例(第十六条)
第九章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画(第十七条)
第十章 津波防護施設等
第十一節 津波防護施設の管理(第十八条—第二十条)
第十二節 津波防護施設に関する費用(第三十一条—第三十七条)
第十三節 津波防護施設に関する費用(第三十一条—第四十九条)
第十四節 津波防護施設に関する費用(第三十一条—第四十九条)

第三節 指定津波防護施設(第五十条—第五十二条)

海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。

2 この法律において「港湾施設」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設をいう。

3 この法律において「漁港施設」とは、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条に規定する漁港施設をいう。

4 この法律において「河川管理施設」とは、河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。

5 この法律において「海岸管理施設」とは、海岸法第二条第三項に規定する海岸管理施設をいう。

6 この法律において「港湾管理施設」とは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理施設をいう。

7 この法律において「漁港管理施設」とは、漁港漁場整備法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。

8 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。

9 この法律において「保安施設事業」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。

10 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、開門その他の政令で定める施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)であつて、第八条第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町

村長が管理するものをいう。

11 この法律において「津波防護施設管理者」とは、第十八条第一項又は第二項の規定により津波防護施設を管理する都道府県知事又は市町村長をいう。

12 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

13 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公署施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

14 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該灾害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む)の基幹的な産業の振興、当該区域内のものとのをいう。

15 この法律において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、前項に規定する区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設をいう。

16 この法律において「海岸保全施設」とは、前項に規定する海岸保全施設をいう。

17 この法律において「港湾施設」とは、前項に規定する港湾施設をいう。

18 この法律において「漁港施設」とは、前項に規定する漁港施設をいう。

19 この法律において「河川管理施設」とは、河川法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する河川管理施設をいう。

20 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、開門その他の政令で定める施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)であつて、第八条第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町

村長が管理するものをいう。

21 この法律において「海岸保全施設」とは、

海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。

22 この法律において「港湾施設」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設をいう。

23 この法律において「漁港施設」とは、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条に規定する漁港施設をいう。

24 この法律において「河川管理施設」とは、河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。

25 この法律において「海岸管理施設」とは、海岸法第二条第三項に規定する海岸管理施設をいう。

26 この法律において「港湾管理施設」とは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理施設をいう。

27 この法律において「漁港管理施設」とは、漁港漁場整備法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。

28 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。

29 この法律において「保安施設事業」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。

30 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、開門その他の政令で定める施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)であつて、第八条第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町

推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

二 第六条第一項の調査について指針となるべき事項

三 第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

四 第十条第一項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項

五 第五十三条第一項の津波災害警戒区域及び第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、津波による災害の防止又は軽減が効果的に図られるようにするため、津波防災地域づくりに関する施策を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせて一体的に講ずるよう努めなければならない。

(施策における配慮)

第五条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する津波防災地域づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮することともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(第三章 津波浸水想定の設定等)

(基礎調査)

第六条 都道府県は、基本指針に基づき、第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前項の調査の結果について必要な報告を求めることができる。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日の出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聽かなければならぬ。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第七条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、前条第一項又は第三項の調査(次条第一項及び第九条において「基礎調査」という。)のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日の出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する

土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を

携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の

土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聽かなければならぬ。

い。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県又は国は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県又は国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

11 この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

12 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

13 この場合において、当該金額について不服ある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

14 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

15 この場合において、当該金額について不服ある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

16 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

17 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

18 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

19 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

20 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

21 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

22 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

23 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

24 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、関係する海岸管理者及び河川管理者の意見を聴くものとする。
4 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。
5 國土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。
6 第二項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準用する。
(基礎調査に要する費用の補助)
第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。
第四章 推進計画の作成等
(推進計画)
第十条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を作成することができる。
2 推進計画においては、推進計画の区域(以下「推進計画区域」という。)を定めるものとする。
3 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
二 津波浸水想定に定める浸水の区域 第五十一条第一項において「浸水想定区域」という。)における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であつて、次に掲げるもの
イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
二 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。第十六条にお
ては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
二 津波浸水想定に定める浸水の区域 第五十一条第一項において「浸水想定区域」という。)における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であつて、次に掲げるもの
イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
二 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。第十六条にお
いて「集団移転促進法」という。)第二条第二項に規定する集団移転促進事業(第十六条において「集団移転促進事業」という。)に関する事項
ヘ 國土調査法(昭和二十六年法律第百八十九号)第二条第五項に規定する地籍調査(第九十五条において「地籍調査」という。)の実施に関する事項
ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項
4 推進計画は、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等(関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行なう農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。)その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。
6 市町村は、推進計画のうち、第三項第三号イ及びロに掲げる事項については、関係管理者等
7 市町村は、必要があると認めるときは、関係管理者等に対し、前項の案の作成に当たり、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる。
8 前項の規定による申出を受けた関係管理者等は、当該申出を尊重するものとする。
9 市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等その他第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、推進計画を送付しなければならない。
10 国土交通大臣及び都道府県は、前項の規定により推進計画の送付を受けたときは、市町村に對し、必要な助言をすることができる。
11 国土交通大臣は、前項の助言を行なうに際し必要と認めるときは、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。
12 第五項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。
(協議会)
第十一條 推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
1 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

災住宅等建設区内に定めなければならない。

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

第十五条 推進計画区域(第五十三条第一項の津波災害警戒区域である区域に限る。)内の第五十条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する建築物については、防災上有効な備蓄庫その他これに類する部分で、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、同法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第一号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の五第一項(第一号口を除く。)、第六十八条の五の五の四(第一号口を除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の八十六条並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積に算入しな

い。

第三節 集団移転促進事業に関する特例

第十六条 集団移転促進事業(推進計画区域内に存する集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域に係るものであつて、住民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とするものに限る。次項において同じ。)に係る集団移転促進事業計画(集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。次項において同じ。)は、推進計画に記載された第十条第三項第三号ホに掲げる事項に適合するものでなければならない。

2 都道府県は、市町村から集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地から

の調整を図るべきことにより当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合において、集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条見出しを含む。)の四(第一号口を除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の八十六条並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積に算入しな

い。

集団移転促進事業計画」とあるのは「集団移転促進事業計画」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

第六章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

第十七条 次に掲げる条件のいずれにも該当する第二条第十四項に規定する区域であつて、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成す

ることが必要であると認められるものについては、都市計画に「団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進事業を実施しようとするときは、「都道府県」による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。)の敷地として利用されていないこと。

2 当該区域内の土地の大部分が建築物(津波

による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。)の敷地として利用されていないこと。

第七章 津波防護施設等

第一節 津波防護施設の管理

(津波防護施設の管理)

第十八条 津波防護施設の新設、改良その他の管理は、都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかるらず、市町村長が管理することで都道府県知事が指定したものについては、当該津波防護施設の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による指定をし

一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模

二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度

3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従つて定めなければならない。

一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点としての機能が確保されよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

二 前項第一号に掲げる事項は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持することが可能となるよう定めること。

三 当該区域が推進計画区域である場合にあっては、推進計画に適合するよう定めること。

二 前項第一号に規定する区域であつて、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成す

ることが必要であると認められるものについては、都市計画に「団地の津波防災拠点市街地形

成施設を定めることができる。

一 当該区域内の都市機能を津波が発生した場

合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。

二 当該区域内の土地の大部が建築物(津波

による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。)の敷地として

利用されていないこと。

2 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。

ようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見を聽かなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第十九条 津波防護施設の新設又は改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする。

第二十条 都府県の境界に係る津波防護施設については、関係都府県知事は、協議して別にその境界に係る津波防護施設の管理の特例)

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する津波防護施設について管理を行う場合には、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わってその権限を行うものとする。

(津波防護施設区域の指定)

第二十一条 津波防護施設管理者は、次に掲げる土地の区域として指定するものとする。

一 津波防護施設の敷地である土地の区域
二 前号の土地の区域に隣接する土地の区域であつて、当該津波防護施設を保全するため必

要なもの

2 前項第二号に掲げる土地の区域についての津波防護施設区域の指定は、当該津波防護施設を保全するため必要な最小限度の土地の区域に限つてするものとする。

3 津波防護施設管理者は、津波防護施設区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

4 津波防護施設区域の指定、変更又は廃止は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

第二十二条 津波防護施設区域内の土地(津波防護施設管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。

2 津波防護施設管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

(津波防護施設区域における行為の制限)

第二十三条 津波防護施設区域内の土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならぬ。

がないものとして政令で定める行為については、この限りでない。
 一 津波防護施設以外の施設又は工作物(以下この章において「他の施設等」という。)の新築又は改築
 二 土地の掘削、盛土又は切土
 三 前二号に掲げるもののほか、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める行為
 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。
 (経過措置)
 第二十四条 津波防護施設区域の指定の際現に権原に基づき、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定により許可を要する行為を行つている者又は同項の規定によりその設置について許可を要する他の施設等を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は他の施設等の設置について当該規定による許可を受けたものとみなす。同項ただし書若しくは同項第三号の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行い、又は他の施設等を設置している者についても、同様とする。

二 第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可に付した条件に違反した者
 三 偽りその他不正な手段により第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者に該当する場合においては、第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者に対する処分をし、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 一 津波防護施設に關する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 二 津波防護施設の保全上著しい支障が生じたとき。

をもつて、これらの規定による許可があつたものとみなす。

(占用料)

第二十六条 津波防護施設管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、第二十二条第一項の許可を受けた者から占用料を徴収することができる。

(監督処分)

第二十七条 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき津波防護施設の保全上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反した者
 二 第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可に付した条件に違反した者
 三 偽りその他不正な手段により第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者に該当する場合においては、第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者に対する処分をし、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者に対する処分をし、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 津波防護施設に關する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 二 津波防護施設の保全上著しい支障が生じたとき。

三 津波防護施設の保全上の理由以外の理由に

基づく公益上やむを得ない必要が生じたときは。

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命すべき者を確知することができないときは、津波防護施設管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を除却し、又は除却させたときは、当該他の施設等を保管しなければならない。

5 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を保管したときは、当該他の施設等の所有者、占有者その他當該他の施設等について権原を有する者(第九項において「所有者等」という)に対し当該他の施設等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 津波防護施設管理者は、第四項の規定により保管した他の施設等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該他の施設等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該

他の施設等の価額に比し、その保管に不相當な費用若しくは手数を要するときは、政令で定め

るところにより、当該他の施設等を売却し、そ

の売却した代金を保管することができる。

7 津波防護施設管理者は、前項の規定による他の施設等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該他の施設等を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する他の施設等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管し

た他の施設等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該他の施設等の所有権は、都道府県知事が保管する他の施設等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が保管する他の施設等にあつては当該市町村長が統括する市町村に帰属する。

(損失補償)

第二十八条 津波防護施設管理者は、前条第二項

の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、津

波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

4 津波防護施設管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号に該当する場合における同項の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができ

(技術上の基準)

第二十九条 津波防護施設は、地形、地質、地盤の変動その他の状況を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突その他の事由による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、津波防護施設の形

状、構造及び位置について、津波による人的災害の防止又は軽減のため必要とされる技術上の基準は、国土交通省令で定める基準を参考して都道府県(第十八条第二項の規定により市町村川工事をいう。以下同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)の工事若しくは津波防護施設の維持の必要を生じさせた行為(以下この章において「他の行為」という。)により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させる

(兼用工作物の工事等の協議)

第三十条 津波防護施設と他の施設等とが相互に効用を兼ねる場合には、津波防護施設管

理者及び他の施設等の管理者は、協議して別に施設等の工事、維持又は操作を行うことができ

る。

2 津波防護施設管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の施設等の管理者が津波防護施設の工事、維持又は操作を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第三十一条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事以外の工事(以下この章において「他の工事」という。)又は津波防護施設に関する工事若しくは津波防護施設の維持の必要を生じさせた行為(以下この章において「他の行為」という。)により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させる

ことができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)の工事若しくは津波防護施設の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させる

ことができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)に関する工事、地すべり防止工事(地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事をいう。以下同じ。)、急傾斜地崩壊防止工事

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 昭和四十四年法律第五十七号)第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。第四十三条第二項において同じ。)又は海岸保全施設に関する工事については、河川法第十九条、道路法第二十三条第一項、地すべり等防止法第五条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十六条第一項又は海岸法第十七条第一項の規定を適用する。

(附帯工事の施行)

第三十二条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要な工事をその津波防護施設に関する工事と併せて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事(砂防法(明治三十一年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事をいう。第四十四条第二項において同じ。)、地すべり防止工事又は海岸保全施設等(海岸法第八条の二第一項第一号に規定する海岸保全施設等をいう。第四十四条第二項において同じ。)に関する工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十二条第一項、砂防法第八条、地すべり等防止法第十四条第一項又は海岸法第十六条第一項の規定を適用する。

(津波防護施設の新設又は改良に伴う損失補償)(津波防護施設の新設又は改良に伴う損失補償)第三十三条 津波防護施設管理者以外の者は、第

二十条第一項、第三十条第一項及び第三十一条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより津波防護施設管理者の承認を受けて、津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、津波防護施設管理者の承認を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が行う事業についての前項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、同項の規定による承認があつたものとみなす。

(津波防護施設区域に関する調査のための土地の立入り等)

第三十三条 津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者は、津波防護施設区域に関する調査若しくは測量又は津波防護施設に関する工事のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第七条第一項を除く。)の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県又は国」とあるのは、「津波防護施設管理者」と読み替えるものとする。

(津波防護施設管理者の記載事項その他その調製を受けて、津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の新設し、又は改良したことにより、当該津波防護施設に面する土地について、通路、溝、垣、柵その他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、津波防護施設管理者は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部を代えて、津波防護施設に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(津波防護施設台帳)

第三十六条 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 津波防護施設台帳の記載事項その他の調製及び保管に關する必要な事項は、国土交通省令で定める。

(許可等の条件)

第三十七条 津波防護施設管理者は、第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第三十三条第一項の承認には、津波防護施設の保管するための条件を付することができる。

(津波防護施設の管理に要する費用の負担原則)

第三十八条 津波防護施設管理者が津波防護施設に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、津波防護施設の新設又は改良に要する費用の負担とする。

2 津波防護施設の新設又は改良に要する費用の負担するための条件を付する場合は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該津波防護施設管理者の属する地方公共団体の負担とする。

3 津波防護施設の新設又は改良に要する費用の負担するための条件を付する場合は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該津波防護施設管理者の属する地方公共団体の負担とする。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、当該工事に要する費用の一部を補助することができる。

(境界に係る津波防護施設の管理に要する費用の特例)

第三十九条 国は、津波防護施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものを行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該工事に要する費用の一部を補助することができる。

第四十条 都道府県の境界に係る津波防護施設について第二十条第一項の規定による協議に基づき関係都道府県知事が別に管理の方法を定めた場合

においては、当該津波防護施設の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

(市町村の分担金)

第四十一条 前三条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持による費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聽いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(兼用工作物の費用)

第四十二条 津波防護施設が他の施設等の効用を兼ねるときは、当該津波防護施設の管理に要する費用の負担については、津波防護施設管理者との協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第四十三条 津波防護施設管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者の全部又は一部を負担するものとする。

3

津波防護施設管理者は、第一項の津波防護施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため道路に関する工事、地すべり防止工事、急傾斜

地崩壈防止工事又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設に関する工事の費用については、河川法第六十八条、道路法第五十九条第一項及び第三項、地すべり等防止

法第三十五条第一項及び第三項、急傾斜地の崩壈による災害の防止に関する法律第二十二条第一項又は海岸法第三十二条第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)

第四十四条 津波防護施設に関する工事により必要な費用を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十二条第一項及び第二十三条第一項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第二十五条の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該津波防護施設に関する工事に要する費用を負担する者がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事、地すべり防止工事又は海岸保全施設等に関する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十七条、道路法第五十八条第一項、砂防法第十六条、地すべり等防止法第三十四条第一項又は海岸法第三十二条第一項の規定を適用する。

他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第四十五条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県知事が負担させるものにあっては当該都道府県知事が統括する都道府県の条例で、市町村長が負担させるものにあっては当該市町村長が統括する市町村の条例で定める。

(負担金の通知及び納入手続等)

第四十六条 第二十七条及び前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第四十七条 第二十六条の規定に基づく占用料並びに第二十七条第九項、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第三項及び第四十五条第一項、第四十四条第三項及び第四十五条第一項の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、津波防護施設管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定し督促しなければならない。

2 前項の場合においては、津波防護施設管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定し督促しなければならない。

3 津波防護施設管理者は、第一項の津波防護施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項

は、国土交通省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、津波防護施設管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第四十八条 負担金等及び前条第二項の延滞金は、都道府県知事が負担させるものにあっては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が負担させるものにあっては当該市町村長が統括する市町村の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第四十九条 前節の規定又は同節の規定に基づく処分による義務を履行するため必要な費用は、同節又はこの節に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第三節 指定津波防護施設

(指定津波防護施設の指定等)

第五十条 都道府県知事は、浸水想定区域(推進計画区域内のものに限る。以下この項において同じ。)内に存する第二条第十項の政令で定める

官 報 (号 外)

施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。)が、当該浸水想定区域における津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認めるときは、当該施設を指定津波防護施設として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする施設が存する市町村の長の意見を聞くとともに、当該施設の所有者の同意を得なければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定津波防護施設が存する市町村の長及び当該指定津波防護施設の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 前項の規定による指定は、第一項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(標識の設置等)

第六十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定津波防護施設を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参考して都道府県の条例で定めるところにより、指定津波防護施設又はその敷地である土地の区域内に、それぞれ指定津波防護施設が当該区域内に存する旨を表示した標識を設

けなければならない。

2 指定津波防護施設又はその敷地である土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を都道府県知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合には、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收回用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(行為の届出等)

第五十二条 指定津波防護施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定期日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害の

ため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 当該指定津波防護施設の敷地である土地の区域における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 当該指定津波防護施設の改築又は除却

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該指定津波防護施設が存する市町村の長に通知しなければならない。

4 都道府県は、第一項の規定による公示をされた場合において、当該指定津波防護施設があるする津波による人的災害を防止し、又は軽減する機能の保全のため必要があると認めるとは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

第八章 津波灾害警戒区域

(津波灾害警戒区域)

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者(以下「住民等」という。)の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位(津波浸水想定に定める水深に係る

水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であつて、津波の発生時における避難並びに第七十三条第一項に規定する特定開発行為及び第八十二条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による公示をされたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をされた場合は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(市町村地域防災計画に定めるべき事項等)

第五十四条 市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。)は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、当該警戒区域

(同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、当該警戒区域

官 報 (号外)

とに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練（第七十条において「津波避難訓練」という。）の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第七十一条第一項第一号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域内における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 六 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において同項第一号に規定する事項を、当該市町村地域防災計画において定めることとする。
- 七 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第一号に掲げる事項として定めたものとし、この場合においては、当該市町村地域防災計画において、併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を、同項第一号に掲げる事項として定めるものとする。
- 八 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において同項第一号に規定する事項を、当該市町村地域防災計画において定めることとする。
- 九 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所まで避難上有効な階段その他の経路があること。
- 十 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が変更を加えようとするときは、内閣府令・国

災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

（住民等に対する周知のための措置）

第五十五条 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。（指定避難施設の指定）

第五十六条 市町村長は、警戒区域内において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

第五十七条 市町村防災会議は、前条第一項の規定により指定避難施設が指定されたときは、当該指定避難施設に関する事項を、第五十四条第一項第二号の避難施設に関する事項として、同一項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。この場合においては、当該市町村地域防災計画において、併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を、同項第一号に掲げる事項として定めるものとする。

第五十八条 指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令・国

内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の規定により指定避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者との同意を得なければならない。

3 建築主事を置かない市町村の市町村長は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（市町村地域防災計画における指定避難施設に関する事項の記載等）

第五十九条 市町村長は、当該指定避難施設が廃止され、又は第五十六条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村は、前項の規定により第五十六条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（管理協定の締結等）

第六十条 市町村は、警戒区域内において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が

管理する施設を除く。）であつて第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時ににおける避難の用に供する部分をいう。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるとき

は、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び

収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使

用のため設定されたことが明らかなるものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をい

う。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うこと

ができる。

2 前項の規定による管理協定については、施設

所有者等の全員の合意がなければならない。

第六十一条 市町村は、警戒区域内において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、同項第一号に掲げる事項のうち人の定めるところにより市町村長に届け出なければならない。（指定の取消し）

(号外)

官 報

<p>発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて、第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する見込みのもの（当該市町村が管理することとなる施設を除く。）について、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等となる者（当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。次項及び第六十八条において「予定施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による管理協定については、予定施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。</p> <p>（管理協定の内容）</p> <p>第六十二条 第六十条第一項又は前条第一項の規定による管理協定（以下「管理協定」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 管理協定の目的となる避難用部分（以下この条及び第六十五条において「協定避難用部分」といふ。）</p> <p>二 協定避難用部分の管理の方法に関する事項</p> <p>三 管理協定の有効期間</p> <p>四 管理協定に違反した場合の措置</p> <p>2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>一 協定避難施設（協定避難用部分の属する施</p>	<p>設をいう。以下同じ。）の利用を不當に制限するものでないこと。</p> <p>二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>（管理協定の総覧等）</p> <p>第六十三条 市町村は、管理協定を締結しようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の総覧に供さなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の総覧期間満了の日までに、当該管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。</p>
<p>第六十四条 建築主事を置かない市町村は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>（管理協定の公表等）</p> <p>第六十五条 市町村は、管理協定を締結したときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の総覧に供するとともに、協定避難施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定避難施設である旨又は協定避難施設が当該区域内に存する旨を明示し、かつ、協定避難用部分の位置を明示しなければならない。</p>	<p>第六十七条 第六十条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十五条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「予定施設所有者等」とあるのは、「予定施設所有者等（施設の建設後にあっては、施設所有者等）」と読み替えるものとする。</p> <p>（管理協定の効力）</p> <p>第六十八条 第六十五条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後ににおいて当該管理協定に係る協定避難施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。</p> <p>（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）</p> <p>第六十九条 第五十四条、第五十五条、第五十七条及び第六十六条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により津波による人的灾害の防止又は軽減を図るために同項の市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。</p>
<p>（市町村地域防災計画における協定避難施設に関する事項の記載）</p> <p>第六十六条 市町村防災会議は、当該市町村が管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を、第五十四条第一項の規定により市町村地域防災計画において定めることとする。</p> <p>（管理協定の変更）</p> <p>第六十七条 第六十条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十五条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「予定施設所有者等」とあるのは「市町村地域防災計画をいう。」とあるのは「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村相互間地域防災計画をいう。）と、同条第六项、第五十七条及び第六十六条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村の長とする。）とあるのは「市町村の長」とする。</p> <p>（市町村防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。）と、市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画をいう。）と、同条第六项、第五十七条及び第六十六条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村の長とする。）と、同項、第五十五条、第五十七条及び第六十六条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。</p> <p>（津波避難訓練への協力）</p> <p>第七十条 指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならない。</p> <p>（避難確保計画の作成等）</p> <p>第七十一条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同</p>	<p>する。この場合において、第五十四条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村の長とする。）とあるのは「市町村の長」とする。</p> <p>（市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村相互間地域防災計画をいう。）と、同条第六项、第五十七条及び第六十六条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十七条第一項の市町村の長とする。）とあるのは「市町村の長」とする。</p> <p>（市町村地域防災計画（同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画をいう。）と、同条第六项、第五十七条及び第六十六条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村の長とする。）と、同項、第五十五条、第五十七条及び第六十六条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。</p> <p>（津波避難訓練への協力）</p> <p>第七十条 指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならない。</p> <p>（避難確保計画の作成等）</p> <p>第七十一条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同</p>

して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波

の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この

条において「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

一 地下街等

二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をする者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

4 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

5 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第二項の避難訓練に参加しなければならない。

6 避難促進施設の所有者又は管理者は、第二項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

第九章 津波災害特別警戒区域

(津波災害特別警戒区域)

第七十二条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域の

うち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地

の区域で、一定の開発行為(都市計画法第四条

第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項及び第八十条において同じ。)及び一定の建築物(居室・建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有するものに限る。以下同じ。)の建築(同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。)又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から一週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定を行ふ場合に、前項の規定による建築が予定

しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聽かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

8 第一項の規定による指定は、第六項の規定による公示によってその効力を生ずる。

9 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。

10 都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。

11 第二項から第九項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は前項の規定による当該指定の解除について準用する。

12 前号に掲げるもののほか、津波の発生時ににおける利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものとして特別警戒区域内の区域であつて市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用途

13 市町村(指定都市、中核市及び特例市を除く。)は、前項第二号の条例を定めようとするときには、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

されている建築物(以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(第三項及び第九十四条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条

の二十二第一項に規定する中核市(第三項において「中核市」という。)又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市(第三項において「特例市」という。)の区域内にあつては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」とい

う。)の許可を受けなければならない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。

一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設(政令で定めるものに限る。)

二 前号に掲げるもののほか、津波の発生時ににおける利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものとして特別警戒区域内の区域であつて市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用

途

の同意を得なければならない。

4 第一項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 特定開発行為をする土地の区域(以下「開発区域」という。)が特別警戒区域の内外にわたる場合における、特別警戒区域外においてのみ第一項の制限用途の建築物の建築がされる予定の特定開発行為

二 開発区域が第二項第二号の条例で定める区域の内外にわたる場合における、当該区域外においてのみ第一項の制限用途(同号の条例で定める用途に限る。)の建築物の建築がされる予定の特定開発行為

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

(申請の手続)

第七十四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 1 開発区域の位置、区域及び規模
- 2 予定建築物(前条第一項の制限用途のものに限る。)の用途及びその敷地の位置
- 3 特定開発行為に関する工事の計画
- 4 その他国土交通省令で定める図

2 前項の申請があつたときは、特定開発行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の津

波が発生した場合における開発区域内の土地の安全上必要な措置を国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであり、かつ、その申請の手続がこの法律及びこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の特例)

第七十六条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けた特定開発行為は、第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第七十七条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請をした者に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第七十八条 第七十三条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、第七十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第七十三条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(許可の基準)

第七十五条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可があつたときは、特定開発行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の津

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 第七十三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

4 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第八十一条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第七十三条第一項の許可の内容とみなす。

(開発区域の建築制限)

第六条 第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該特定開発行為に係る第一項の許可又は第三項の規定による届出とみなす。

(工事完了の検査等)

第七十九条 第七十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為(第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為を除く。)に関する工事の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が第七十五

条の国土交通省令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該技術的基準に適合していると認められたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事等は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨及び当該工事の完了後において当該工事に係る開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を公告しなければならない。

4 第八十条 第七十三条第一項の許可を受けた開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)内の土地においては、前条第三項の規定による公告又は第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十六条第三項の規定による公告があるまでの間は、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をしてはならない。ただし、開発行為に関する工事用の仮設建築物の建築をするときその他都道府県知事等が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(特定開発行為の廃止)

第八十一条 第七十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で

<p>定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。</p> <p>2 第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十八条の規定による届出は、当該特定開発行為に係る前項の規定による届出とみなす。</p> <p>(特定建築行為の制限)</p> <p>第八十二条 别警戒区域内において、第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物の建築(既用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為</p> <p>(申請の手続)</p> <p>第八十三条 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域</p> <p>二 特定建築行為に係る建築物の構造方法</p> <p>三 その他市町村の条例で定める事項</p> <p>4 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書及び市町村の条例で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>5 第七十三条第三項の規定は、前二項の条例を定める場合について準用する。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第八十四条 都道府県知事等は、第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十二条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は前条第三項若しくは第四項の条例の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。</p> <p>一 前項第一号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。</p> <p>二 一次のいずれかに該当するものであることとする基準を参考して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。</p> <p>イ 居室(共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物にあつては、各戸ごとの居室)の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。</p> <p>4 第二項の許可証の様式は、国土交通省令で定める。(変更の許可等)</p>	<p>二 特定建築行為に係る建築物の構造方法</p> <p>三 次条第一項第二号の政令で定める居室の床面の高さ</p>
<p>2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>四 その他国土交通省令で定める事項</p>	<p>2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>四 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。</p>
<p>3 第七十三条第三項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。</p> <p>4 建築主事を置かない市の市長は、第八十二条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第八十五条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第八十二条の許可を受けたものとみなす。</p> <p>(許可証の交付又は不許可の通知)</p> <p>第八十六条 都道府県知事等は、第八十二条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、不許可の処分をしたときは文書をもつて通知しなければならない。</p>	<p>3 第七十三条第三項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。</p> <p>4 建築主事を置かない市の市長は、第八十二条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第八十五条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第八十二条の許可を受けたものとみなす。</p> <p>(許可証の交付又は不許可の通知)</p> <p>第八十六条 都道府県知事等は、第八十二条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、不許可の処分をしたときは文書をもつて通知しなければならない。</p>
<p>3 第七十三条第三項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。</p> <p>4 建築主事を置かない市の市長は、第八十二条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第八十五条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第八十二条の許可を受けたものとみなす。</p> <p>(許可証の交付又は不許可の通知)</p> <p>第八十六条 都道府県知事等は、第八十二条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、不許可の処分をしたときは文書をもつて通知しなければならない。</p> <p>3 第二項の許可証の交付を受けた後でなければ、特定建築行為に関する工事(根切り工事その他)の政令で定める工事を除く。)は、することができない。</p> <p>4 第二項の許可証の様式は、国土交通省令で定める。(変更の許可等)</p> <p>第八十七条 第八十二条の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、次に掲げる場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならぬ。ただし、変更後の建築物が第</p>	<p>3 第七十三条第三項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。</p> <p>4 建築主事を置かない市の市長は、第八十二条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第八十五条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第八十二条の許可を受けたものとみなす。</p> <p>(許可証の交付又は不許可の通知)</p> <p>第八十六条 都道府県知事等は、第八十二条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、不許可の処分をしたときは文書をもつて通知しなければならない。</p> <p>3 第二項の許可証の交付を受けた後でなければ、特定建築行為に関する工事(根切り工事その他)の政令で定める工事を除く。)は、することができない。</p> <p>4 第二項の許可証の様式は、国土交通省令で定める。(変更の許可等)</p> <p>第八十七条 第八十二条の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、次に掲げる場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならぬ。ただし、変更後の建築物が第</p>

のものとなるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

一 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十三条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合

二 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十三条第三項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合

三 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十三条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項(同項第二号に掲げる場合にあつては、市町村の条例で定める事項)を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 第七十三条第三項の規定は、前項の条例を定める場合について準用する。

4 第八十二条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならぬ。

5 第三条の規定は、第一項の許可について準用する。

(監督処分)

第八十八条 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な限度において、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条若しくは前条第一項の許可を

取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第七十三条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者とを命ずることができる。

二 第八十二条又は前条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者

三 第七十三条第一項、第七十八条第一項、第七

工事をしている者若しくはした者
六 偽りその他不正な手段により第七十三条第一項、第七十八条规定による立入検査の権限は、犯罪条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命すべき者を確知することができないとときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を行わせることができ。この場合には、相当の期限を定めて、当該措置を行わべき旨及びその期限までに当該措置を行わないとときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行つ旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 第七十三条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 第七条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 第七条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第九十条 都道府県知事等は、第七十三条第一項又は第七十八条第一項の許可を受けた者に対する特定開発行為に係る工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2 都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る建築物若しくは当該許可に係る特定建築行為に係る土地若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同

3 都道府県知事等は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

2 都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る建築物若しくは当該許可に係る特定建築行

為に係る工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該建築物における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2 都道府県知事等は、第七十三条第一項第一項、第七十八条第一項、第八十二条又は第八十七条第一項の許可を受けた者に対する特定開発行為に係る工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該建築物における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

第九十一条 都道府県知事等は、第七十三条第一

条(立入検査)

(許可の条件)

第八十九条 都道府県知事等又はその命じた者若

項又は第七十八条第一項の許可には、特定開発行為に係る土地における津波による人的災害を防止するため必要な条件を付することができます。

都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七
条第一項の許可には、特定建築行為に係る建築
物における津波による人的災害を防止するため
に必要な条件を付することができる。

（地籍調査の推進）
推進計画区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

一 第二十二条第一項の規定に違反して、津波防護施設区域を占用した者

二 第二十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第七十三条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

四 第八十一条の規定に違反して、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をした者

資料の提出をした者
第一百二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第一百三条 第五十八条、第七十八条第三項、第八十一条第一項又は第八十七条第四項の規定に違

第九十二条 都道府県知事は、津波が発生した場合には特別警戒区域内に存する建築物が損壊

第九十五条 国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、地籍調査の推進に資する調査を行うよう努めるものとする。

五 第八十二条又は第八十七条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者

反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認めるとときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に對し、当該建築物の移転その他津波による人の災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(権限の委任)
第九十六条 この法律に規定する国土交通大臣の
権限は、国土交通省令で定めるところにより、
その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に
委任することができる。
(命令への委任)

事等の命令に違反した者 第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第七項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九章、第九十九条第三号から第六号までに係る部分に限る。(、第一百条(第二号に係る部分に限る)、第一百一条(第三号に係る部分に限る)及び第一百三条(第五十八条に係る部分を除く)。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

二 第八十九条第一項の規定による立入検査を
拒み、妨げ、又は忌避した者は、
地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた
者

る。
除く。)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十章 雜則 (財政上の措置等)

は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される

三十万円以下の罰金に処する。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

第九十三条 国は、津波防災地域づくりの推進に関する施策を実施するため必要な財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよ

範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

二 第五十二条第一項の規定に違反して 届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

第九十四条 都道府県知事又は指定都市の長は、
（監視区域の指定）
う努めるものとする。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 第九十一条第一項又は第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは

國土交通委員長 岡田 直樹
參議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができるとしてする等関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、両法の施行に当たつては、本年六月二十四日に施行された、津波対策に関する基本法とともにうべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること。

二

東日本大震災の被災地の復興及び東海・東南

海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地域における津波防災地域づくりを促進するため、本法に基づく政省令、基本指針等を早急に制定するとともに、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

三、本法に基づき、地域ごとの特性を踏まえたハード・ソフトの施策を組み合わせた津波防災

地域づくりを推進する中で、海岸堤防の整備も着実に推進すること。

四、市町村が津波防災地域づくりの推進のための事業を実施するに当たつては、地域の実情に応じた自主的な取組が可能となるよう、市町村の要望を踏まえ制度の弾力的な運用に努めるとともに、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講ずること。

五、津波浸水想定の設定に当たつては、国が責任を持って、都道府県に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講ずること。

六、津波災害特別警戒区域の指定に当たつては、地元住民の意向を十分に踏まえるとともに、地域の現況や将来像を十分に勘案すること。

七、津波避難建築物の容積率規制の緩和を行つた際には、要件とされている用途に利用され易いことを隨時確認するとともに、法律違反があれば、立入検査等を含めて適切に対応するよう、特定行政庁に対し、明確な運用基準を示すこと。

八、津波による人的灾害を防止・軽減するため、避難施設・避難路等の確保を積極的に支援するとともに、夜間における情報伝達体制や避難経路の確保に十分配慮すること。

九、津波による浸水が想定される地域の住民の円滑な避難を確保するため、津波観測体制の整備を図るとともに、住民のより迅速な避難につながる津波警報の在り方について検討を行うこと。

十、国土交通大臣が実施する特定緊急水防活動が設けられた趣旨を踏まえ、一層の水防団員の確保に努めるとともに、水防団員の安全性の確保、財源の確保など所要の措置を講ずること。

右決議する。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十二月一日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 平田 健二殿

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（水防法の一部改正）

第一条 水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の三」に改め、「の組織及び活動」を削り、「第三十二条を「第三十三条」に改める。

第一条中「洪水」の下に「津波」を加え、「防ぎよし」を「防御し」と、「因る」を「よる」に改め。

第一項中「洪水」の下に「津波」を加え、「洪水」を「津波」に改める。

第三条の二中「果す」を「果たす」に改め、「洪水」の下に「津波」を加える。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第十一条中「海岸堤防等を」を「海岸堤防、津波防護施設（津波防護施設等）に改める。

成二十三年法律第二百九十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。」等を「に、海岸堤防等の」を「海岸堤防、津波防護施設等の」に改める。

第十条の見出し中「洪水予報」を「洪水予報等」に改め、同条第一項中「洪水」の下に「（量水標管理者）にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。」を加える。

第十五条第四項中「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害（河道閉塞による湛水）を発生原因とするものを除く。」を防止するため必要と認められる」を「次の各号に掲げる区域をその区域に含む

市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。
一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項
二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
第十六条第一項中「洪水」の下に「津波」を加える。
第二十九条中「又は高潮のはん濫により」を「津波又は高潮によつて氾濫による」に、「居住者」を「居住者、滞在者その他の者」に改める。
第四章の章名中「の組織及び活動」を削る。
第三十五条を削り、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。
第三十二条に次の二項を加える。
4 第七条第二項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。
第三章中第三十一条の次に次の二項を加える。
(特定緊急水防活動)
第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」と

いう。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

律第五十七号)第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

第十六条第一項中「洪水」の下に「津波」を加える。

第二十九条中「又は高潮のはん濫により」を「津波又は高潮によつて氾濫による」に、「居住者」を「居住者、滞在者その他の者」に改める。

第四章の章名中「の組織及び活動」を削る。

第三十五条を削り、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条に次の二項を加える。

4 第七条第二項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

第三章中第三十一条の次に次の二項を加える。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」と

いう。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

律第五十七号)第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

第十六条第一項中「洪水」の下に「津波」を加える。

第二十九条中「又は高潮のはん濫により」を「津波又は高潮によつて氾濫による」に、「居住者」を「居住者、滞在者その他の者」に改める。

第四章の章名中「の組織及び活動」を削る。

第三十五条を削り、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条に次の二項を加える。

4 第七条第二項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

第三章中第三十一条の次に次の二項を加える。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」と

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防

団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

(平成二十三年法律第二百四十四号)による津波

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、

法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、

法律第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四十三条の次に次の二項を加える。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法(昭和二十九年法律第一百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条の二第三項中「以下第一百十五条の二十三まで」を「次条から第一百十五条の二十四まで」に改める。

第一百十五条の二十三の次に次の二項を加え

る。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第一百五十五条の二十四 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊

等が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百四十四号)第二十二条第一項

又は第二十三条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第

二十五条の規定の適用については、撤収を命

ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命

令が解除されるまでの間は、同法第二百五条

九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号の二の次に次の二号を加える。

十の三 津波防災地域づくりに関する法律

(平成二十三年法律第二百四十四号)による津波

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防

団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、

法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、

法律第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四十三条の次に次の二項を加える。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法(昭和二十九年法律第一百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条の二第三項中「以下第一百十五条の二十三まで」を「次条から第一百十五条の二十四まで」に改める。

第一百十五条の二十四の次に次の二項を加え

る。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第一百五十五条の二十四 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊

等が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百四十四号)第二十二条第一項

又は第二十三条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第

二十五条の規定の適用については、撤収を命

ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命

令が解除されるまでの間は、同法第二百五条

第三条 土地収用法の一部改正

中「国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ津波防護施設管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

² 前項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律第二十五条の通知を

受けた津波防護施設管理者は、津波防護施設の保全上必要があると認めるときは、当該通

知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(都市計画法の一部改正)

第六条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「並びに流通業務団地」を「流通業務団地並びに一団地の津波防災拠点市街地形成施設」に改める。

第三十二条第一項第七号中「宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内」を「次の表の上欄に掲げる区域内」に、「開発行為に関する」を「同表の中欄に掲げる」に、「同法第九条の規定」を「同表の下欄に掲げる基準」に改め、同号に次の一表を加える。

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

第三十六条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。)内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後に当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

(景観法の一部改正)

第七条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号口中「よる都市公園」の下に「津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第号)による津波防護施設」を加え、同号ハ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 津波防災地域づくりに関する法律第

二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準

第五十二条第一項中「第八条第二項第四号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(5)」に、「同条第二項第四号ハ(4)」を「同条第二項第四号ハ(5)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第四号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(5)」に、「同号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(5)」に改める。

第五十三条第一項中「第八条第二項第四号ハ(5)」を「第八条第二項第四号ハ(6)」に、「同条第二項第四号ハ(5)」を「同条第二項第四号ハ(6)」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第五十五条の二 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準が定められた景観重要公園施設である津波防護施設についての同法第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定の適用については、同法第二十二条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。)に適合しないものである」と、同法第二十三条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十一条の二の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

第五十五条の二 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準が定められた景観重要公園施設である津波防護施設についての同法第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定の適用については、同法第二十二条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。)に適合しないものである」と、同法第二十三条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十一条の二の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

官 報 (号 外)

第五十四条中「第八条第二項第四号ハ(6)」を

「第八条第二項第四号ハ(7)」に、「同条第二項第
四号ハ(6)」を「同条第二項第四号ハ(7)」に改め
る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百
号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「土地収用法」を「津
波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年
法律第 号)、土地収用法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法
律(平成二十三年法律第 号)の施行の日か
ら施行する。ただし、第二条の規定並びに第六
条中都市計画法第三十三条第一項第七号及び第
三十六条第二項の改正規定は、津波防災地域づ
くりに関する法律附則ただし書に規定する日か
ら施行する。

(災害対策基本法の一部改正)

2 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二
十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第三項」を「第四項」に
「第三十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改
める。

官 報 (号 外)

明治二十二年五月三十日
郵便物認可日

平成二十三年十二月七日 参議院会議録第十一号(その二)

発行所
二 東京一〇五番四四四五 独立行政法人 国立印刷局
行政人 国立印局
行政人 国立印局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 五五〇円 五七五円)